

平成31年山形村議会第1回定例会

議事日程（第2号）

平成31年3月7日（木曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

1 番 春 日 仁 君	2 番 大 池 俊 子 君
3 番 上 條 倫 司 君	5 番 百 瀬 昇 一 君
6 番 新 居 禎 三 君	7 番 大 月 民 夫 君
8 番 百 瀬 章 君	9 番 竹 野 入 恒 夫 君
10 番 小 林 幸 司 君	11 番 小 出 敏 裕 君
12 番 福 澤 倫 治 君	13 番 三 澤 一 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 小林かつ代 君
教 育 長 根橋範男 君	会 計 管 理 者 小林好子 君
総 務 課 長 赤羽孝之 君	税 務 課 長 村田鋭太 君
住 民 課 長 塩原美智代 君	保 健 福 祉 堤 岳志 君 課 長
子 育 て 百瀬尚代 君 支 援 課 長	保 育 園 長 宮澤寛徳 君
産 業 振 興 藤沢洋史 君 課 長	建 設 水 道 篠原雅彦 君 課 長

教育次長 上條憲治 君
(教育政策課長)

総務課 宮越卓也 君
財政係長

事務局職員出席者

事務局長 篠町通憲 君

書記 神通川直美 君

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） おはようございます。全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等をするには許可となります。なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、10番、小林幸司議員、11番、小出敏裕議員を指名します。

◎一般質問

○議長（三澤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いいたします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快をお願いいたします。

◇ 春 日 仁 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位1番、春日仁議員の質問を行います。

春日仁議員、質問事項1「ふるさと伝承館の対策を早急に」を質問してください。

春日仁議員。

（1番 春日 仁君 登壇）

○1番（春日 仁君） 議席番号1番、春日仁です。「ふるさと伝承館の対策を早急に」を質問します。

2月13日に福祉文教常任委員会の委員会活動として、ふるさと伝承館の状況調査を行いました。伝承館内部の老朽化もかなり進んでおり、危険な建物であると改めて感じました。

質問①としまして、伝承館周りの通行規制については、小学校より通知がありました。児童を守るという点で評価します。では、入館者に対する規制・対策は。

②としまして、県宝に指定された5点を含む展示品の保護対策は。

③としまして、今後、伝承館の建てかえ計画などのお考えはありますか。

以上の3点を質問します。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 「ふるさと伝承館の対策を早急に」についてのご質問にお答えいたします。

なお、質問の相手方が村長と教育長になっておりますが、あらかじめ村長と調整を

いたしましたので、私からご答弁申し上げます。

まず、1番目のご質問の「伝承館周りの通行規制については、小学校より通知がありました。では、入館者に対する規制・対策は」についてであります。ふるさと伝承館の老朽化の状況から、現状のままで開館を続け観覧者を受け入れていくことは安全性の面で課題があると認識をしております。こうしたことから、学术研究のため、特に建物内へ立ち入り調査をする必要があると認められる場合を除き、次年度からは、ふるさと伝承館を閉館にしていきたいと考えております。なお、閉館するに当たっては、周知期間を設けた対応を考えたいと思っております。

次に、2番目のご質問の「県宝に指定された5点を含む展示物の保護対策は」についてであります。ふるさと伝承館の老朽化に伴い、現状では、建物内の展示物等を将来にわたり保存していくことに課題があることも承知をしております。こうしたことから、ふるさと伝承館内の展示物等を他の安全性が確保できる場所へ一旦移動し、保管していくことが必要であると考えております。移動にあたりましては、保管するための必要な面積、移動先の施設、移動方法、経費などを確認しながら、計画的に進めていくことになると考えております。このような考え方から、ふるさと伝承館の展示物等をすべて直ちに他の施設への移動・保管することは困難であります。検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、3番目のご質問の「今後、伝承館の建てかえ計画などのお考えはありますか」についてですが、地域の文化財を保存し活用することは大切なことと考えております。こうしたことから、伝承館の建てかえの必要性については十分認識しております。現在まで、新たに整備しようとする伝承館施設の運営や経費面なども考慮し、施設内容について検討を進めてきておりますが、新年度に設置を予定しております公共施設等のあり方検討委員会の検討結果を踏まえ、総合的な検証を加え、伝承館としての施設整備の望ましい方向性を示していきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） まず初め、村長にお聞きしたいのですけれども、最後に伝承館の内部を見られたのはいつごろだったか、大体で結構ですので、お答えいただきたいと思えます。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 最後に見たのはいつかということですか。昨年12月に見たのが最後でございます。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 12月ということで、私どもが見た2月とさほど内部は変わらないと思いますが。内部を見た感想でありますけれども、天井の化粧板というのでしょうか、波打っていた状態で、一部雨漏り等のしみもあったという状態であります。2階部は、やはりきしみ音ですとか、畳のカビといったものがありますので、いつ床が抜けてもおかしくない状態であります。

展示室とはまた別の小さな部屋で保管室でありましたが、動物の排泄物らしきものも床に多少落ちていたという状況でありました。とても人を入れて見ていただくような施設ではないなという印象が一番であります。

先ほど答弁で、次年度は閉館というお答えありました。そこで1つ質問がありますけれども、山形小学校では、年に2回、学習のため入館を今までしていたと思います。3年生になりますと、昔の暮らしという勉強で、民具などの見学、研究をしていました。6年生になりますと、縄文時代の学習ということで入館していたと思いますが、この小学校への対応といったものはどのようにお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 今、春日議員さんが申されましたとおり、小学校3年生は、単元学習で昔の暮らしの学習をしております。伝承館で実物を見て学習をしてきております。それから、6学年につきましては、縄文土器を見て実際に学習をしているという状況です。次年度からは閉館を予定しておりますので、実物を見るということについては、担当で学校と打ち合わせをする中で、伝承館から展示品を持ち出して学校で見ていただきながら授業を展開するという方法を考えております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） この小学生の学習については、その都度出し入れ、出し入れというのかなり大変だと思いますので、また、小学校に保管する場所があればということも考えていただければと思います。

2番目の県宝に指定された5点を含む展示物の保護ということで、これも早急にしないと、いつ建物が崩れて中のものが壊れてしまうかもしれないという状況だと思います。

展示物所蔵品というのは、それぞれプロの鑑定士が鑑定すると金額というのはつくと思いますが、では、その金額を出したら全く同じものが手に入るかといったらそれは手に入らないだろうと思われれます。要するに、オンリーワンのものであると思いま

すので、これは早急に対策をとって、どこかに貯蔵するなりということが必要だと思
いますが、その辺どう思われますか。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 先ほどの答弁申し上げましたとおり、すべての展示品を一
気に移動し保管するということが、仮置きでいくのか、あるいは恒久的な保存庫として
整備をしてそちらへ保管をしていくのか、あるいは本当に仮の保管場所として既存の
公共施設の中で余裕のある部分を活用できるのかどうか、総合的にいろいろな課題を
調整して、方向性を決めていかないと、なかなか一度一気に移動をかけるというこ
とが難しいと考えております。

ただ、県宝であるとか、村の指定文化財になっているものというのは、安全性を確
保するという面で早急な他の場所への移動ということが必要かなと考えております。

県宝としては、先ほどの5点に加えまして、村の指定文化財が伝承館の展示品とし
て4点ありますので、こちらについては、移動を早急に対応していきたいと思ってお
ります。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 中の所蔵品、また5点の県宝を含めて、これも早急にぜひお考
えいただきたいと思います。

また、5点に関しては、今、平出さんに行っていると思いますが、これは戻ってき
て、一旦伝承館の中に保管するということでしょうか。お聞きします。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 一旦は入れますけれども、あと、新年度で県宝の展示を考
えていますので、そちらが間に合えば早急にそちらに移動し、また、できれば県宝の方
は、他の施設へ、もし間に合わなければ一旦は移動して保管をしてしまいたいと思
っています。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） では、この③の質問に移りますが、建てかえの計画というこ
とで、来年度、公共施設等あり方検討会ということで考えておられるということであ
りますが、このあり方検討会ですけれども、何名ですとか、構成のメンバーといったも
のはどのようなになっていますでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 新年度に予算計上をしておりますけれども、たしか10名

以内ということでございます。委員につきましては、施設に各運営委員会というのがたしかあるものですから、その代表者の方を含めたり、あと、専門的な部分の建築士さん等々を含めた中での委員会を考えております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 10名以内ということで答弁いただきました。

まずは、一番老朽化しているのは伝承館だと思いますので、ぜひ、そのあり方検討会の最初の会議でぜひ伝承館の内部を見ていただければと思います。

伝承館の建てかえ等に向けた実施計画といったのも村にはあったと思いますが、その辺、教育長、どういったような今状況になっているかご説明いただきたいと思えます。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 総合計画の実施計画につきましては、以前から歴史民俗資料館の整備ということで、実施計画の中に計上をしてきておりました。施設整備の内容というものが、方向性がなかなか定まってこないものですから、計画を繰り延べてきております。

実施計画につきましては、単体での整備ということで計上をしてきておりましたけれども、伝承館を中心に、その施設がとても効率的だったり、効果的な施設整備のあり方というのがこれから求められてくると思うものですから、教育委員会の中で載せている実施計画の項目としては単体の整備ということで載せてはありますけれども、総合的な観点からの伝承館のあり方ということであれば、もう少し施設の中身を検討していく必要があるかなということだと思います。

先ほど申しましたとおり、教育委員会の計上している実施計画のものについては単体整備でそのものを整備するという考え方で計上をしてきておりますが、実態としては繰り延べてきているという内容でございます。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 単体ということで、今お答えいただきましたけれども、ここに入館者数という資料があります。平成29年度入館者数が292名、これは、何か村のイベントがあって、多少団体の方が入られたということで292名で、平成30年度、これは12月26日現在ですが127名ということであります。果たして、この数字を見たときに、単体としての施設の建てかえといったものはどうかというような思いがありますけれども、その辺はどう思われますでしょうか。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 先ほども申しましたとおり、次年度の公共施設等のあり方検討委員会の中で望ましい方向というのが検討されると思います。確かに、今、春日議員さんおっしゃいますとおり、単体で整備をしていくことが果たしてどうかということなのですが、どういった施設がこれから求められるのか、地方創生の考え方も踏まえながら施設のあり方というのが検討されていくのかなと思っております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 単純に考えると、入館者数がこの程度という言い方が正しいかどうかわかりませんが、単体で全く新しい伝承館をとという考えも、これはむだなお金を使うことになるのかなとも考えられるような気がします。

例えば、新しく伝承館ができたとして、この入館者数が5倍、10倍になると、県宝指定5点あっても、国宝級のものがあればまた別だと思いますが、観光にもなかなか結びつかないような気がしますので、これは難しいのかなというような私自身の考えがあります。

そこで、伝承館を今後どうするかと考えたときに、単体、複合、全く行わず、既存の公共施設での保管なり展示、保管庫でつくっておいて、既存の公共施設での展示をするような、この3点ぐらいしかないと思います。

この公共施設のあり方検討会というのは次年度開催されるわけですが、31年度検討して、32年度設計に至ったとします。33年度施工となりますと、村長の任期もあと2年ということで、これは間に合わない状況だと思われま。村長のお考え、もしありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ふるさと伝承館でございますけれども、これは歴史といいますか、そういうことから申し上げますと、旧役場を利用して、当時古い家屋から新建材の建物にそれぞれの一般住宅が変わっていくという時代背景もございまして、ふるさとの歴史・文化を後世に伝承していくという、そういった目的で「ふるさと伝承館」と名付けられたと伺っております。

今、その当時の経過から申し上げますと、何でもかんでもという言い方はおかしいのですけれども、選択して保存するというよりも、処分するのはもったいないというような意味もあって何でも持ってきたというようなところが現実でございます。

これからどうするかという話になりますと、残すものと、ある程度処分するものを

当然分類、選別をしていかなければいけない、そういったこともこれからは必要になってくると思います。

それと、今、議員ご指摘にございましたけれども、これからの選択肢が幾つあるかという、そこで出てくるのが、単体であるのか、複合であるのか、それとも、今ある既存の施設を利用して文化財の活用を図っていくか、その3つを今議員挙げられたわけでございますけれども、文化財の活用方法も、当時としては観光という面でも、村外から来られた方が村のそういった文化財に触れていただくという意味もあったのですけれども、最近ちょうど今もそうでございますけれども、平出遺跡へ村の土器を貸し出しております。見ていただくにはある程度量も集めなければいけないですし、質の問題もあると思います。山形村独自でそれだけの魅力のある文化財を展示でき、集客能力があるかといえば、そこまではないというのが現実であろうと思います。

そういった意味もありまして、広域でどう考えるか、これも新しいこれからのものの考え方だと思いますし、その辺も含めて。

それと、一番大事なところは、山形村の財政規模にあった持続可能なものがどの程度のものか、この辺も検討する材料にしたいと思いますし、教育長申し上げましたとおり、総合的にどういう判断をしていくか、また、議員の皆様にもお知恵を出していただき、どういう方法がいいか考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） ぜひ、任期中のあと2年の間に、しっかりとした答えを出していただきたいと思います。

先ほど、事実上これはもう閉館ということで答弁いただきました。建物ですけれども、今後、建てかえ等がまだはっきりしていないわけですが、昭和28年に建てられた伝承館の建物、閉館状態となって、建物自体を放置しておくのも大変な問題だと思えます。

人の出入りが全くなくなってくると建物というのはどんどんどんどんくちくちしてしまいます。そして、動物、そういったものがすみついたりしますと近隣の住民の方にとっても衛生上大変よくない建物となってしまいます。建てかえ云々とまた別に建物自体を残しておいていいのかどうかといった問題も出てくると思いますが、その辺どう思われますでしょうか。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 今、伝承館の中にある展示品数といいますかが、およそ1,800点が展示物として入っているわけですが、そちらの移動ができれば今の建物は取り壊しをしていきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 解体といいますか、取り壊しということで、それは新しい施設とまとめてというわけではなくて、それぞれ別の考えで進められるということによるのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 幾つか考え方はあると思うのですが、まずは、移動先が仮置きなのか、あるいは恒久的なものなのかによっても考え方が変わってくると思います。次年度に開催されるあり方検討委員会の中の審議の状況を見ながら、どうするかというのは判断をしていくようになると思います。そんな状況でございます。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） これはぜひ、建物が残っている状態というのが一番危険だと思いますので、こちらをまずは解体をするというような方向でしっかりと考えていただきたいという要望であります。

今回の質問のタイトルどおりであります。ふるさと伝承館の対策を早急にということで、今まで何回か一般質問でも出ていた問題でもあります。ぜひ、次年度中にはしっかりとした方向性といったものをお示しいただければと思います。そういったようなことを強く要望し、この質問を終わりにします。

○議長（三澤一男君） 質問事項1はよろしいですね。

○1番（春日 仁君） はい。

○議長（三澤一男君） それでは、春日仁議員、次に、質問事項2「子育て支援の充実を」について質問してください。

春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 「子育て支援の充実を」ということを質問します。

31年10月より、年少児から年長児、3歳から5歳の保育料が無償化になり、子育て環境がまた1つ充実するわけであります。

今回は、保育料無償化とファミリーサポート事業についてを質問します。

①としまして、園児の食事代、要するに給食費は対象外となっておりますが、他市町村では食事代の無償化を検討しているところもあると聞いています。当村のお考えは。

また、園児一人当たりの食事代は大体幾らぐらいの予定か。

②としまして、未満児、要するに0歳から2歳までの園児の保育料軽減のお考えは。

③としまして、ファミリーサポート事業で非課税世帯とひとり親家庭世帯に対して軽減措置がありませんが、なぜということ、その理由はということ、以上の3点を質問します。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目のご質問であります「子育て支援の充実」の質問でございますが、教育長とは事前に調整してありますので、私から答弁させていただきます。

最初のご質問であります「園児一人当たりの食事代は対象外となっておりますが」という件でございますが、今回予定されております幼児教育の無償化では、生活保護世帯やひとり親世帯といった低所得者世帯を除いて、現在保育料の一部として保育者の皆様に負担をいただいております食材料費は無償化の対象外でありますので、実費徴収をするということが基本になってくると思います。

本村としましては、今後、関係する法令が制定され、制度の内容が明確になってまいりますので、その時点で食材料費の取り扱い等については検討をしてきたいと考えております。

次に、2番目のご質問であります「未満児保育料の軽減の考え方はどうか」ということですが、今回予定されている幼児教育の無償化においては、0歳から2歳までの子どもの保育料についても、住民税非課税世帯を対象として無償化されることになっていきます。保育料の軽減については、国の幼児教育の段階的な無償化の取り組みに合わせ、本村独自の軽減措置もとってきております。今後も、国や近隣市町村の動向を見ながら、対応を考えていきたいと思っております。

次に、3番目の質問でございますが、「ファミリーサポート事業で、非課税世帯とひとり親家族に対して軽減措置はありませんが、その理由」ということでございます。ファミリーサポート事業は、子育ての手助けをしてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人が子育ての相互援助活動を行う会員組織で行われております。利用料金は、国のファミリーサポートセンター事業実施要綱で、「原則として会員間で決定するものであります。地域の実情等を反映した適正と認められる額を定めること」となっております。当山形村のファミリーサポート利用料は、ファミリーサポートセンターサ

ブリーダー会議で決定をしております。他の市町村では1時間単位で料金設定をしておりますが、当山形村では利用しやすくするため30分250円と、他の市町村よりも安価に設定をしております。また、兄弟利用の場合は第2子以降は半額となっておりますが、現在のところ、会員相互の中で非課税世帯とひとり親世帯についての軽減措置について、今まで検討された経過はございません。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 保育園の無償化ということで、山形村では昨年からは病後児保育ですとか、村としてはかなり子育て支援といったものは確かに充実してきております。でも、この保育料無償化というのは全国一律でありますので、隣の村でも、市でも同じということでもあります。

そうすると、山形村だから子育て支援があるねといったようなものはないということで、無償化になって保護者というのは大変ありがたいといった話を聞きますが、村自体の子育て支援プラスアルファのものがどうしても必要だと私は考えます。それがこの食事代なのか、この2番目の未満児保育の軽減なのかということで、0歳から2歳までの軽減をしてきているという状況であります。これは、要は3子、4子に対する軽減措置をとってきているということでしょうか。

○議長（三澤一男君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 今のご質問ですけれども、第3子、第4子と軽減もしておりますが、山形村独自としては、360万円以下のご家庭についての軽減は国と同じようにやっておりますが、360万以上の課税のご家庭についても一定割合の軽減を第2子以上のお子さんについて行っております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 先ほども言いましたけれども、どうしても村としての、山形村ではここまでやっていますよといったものも必要だと思いますので、この未満児保育に関してはまだこれからも軽減といったものを十分考えていただければと思います。

3番目のファミリーサポート事業で、特に理由といったもの、明確なものはないわけですが、料金設定が安いということで、30分250円、土日は300円ということですが、例えば月10時間利用した場合は5,000円になってしまいます。どうしても行けば行くだけ使った額が大きくなりますのでそのように感じますが、特にひとり親世帯に関しましては、この制度といったものを活用することによって子育てや仕事の疲

れから少しだけ開放されてリフレッシュをとれるといった制度であります。そういったことをこのパンフレットには謳っていますので、そういったものを活用していくことで、心が疲れずに子育てができるのではないかなという思いもあります。

そこで、現在、ファミリーサポート事業の利用状況といったものがありましたらお答えいただきたいのですけれども、利用状況ですけれども、非課税世帯、ひとり親世帯の方の利用状況等もわかりましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 今現在のファミリーサポートの利用状況ですけれども、会員数ですけれども、2月現在ということですが、依頼会員が94名、協力会員が29名ということで、合計123名の会員数となっております。利用者は3歳以下のお子さんのご家庭が多く、今のところ、2月現在では、今年度は42件利用されています。

ただ、ひとり親については、今のところ今年度は利用がございません。というのは、ひとり親世帯の場合には保護者が働かなければいけないというところで、ひとり親世帯になったある程度の時点で保育園の入所というようなこととなりますので、平日の日中の養育は保育園でやっている形になっていますので、ひとり親の方についての今年度の利用は今のところない状態です。

あと、非課税世帯かどうかというところですが、この点については、このファミリーサポート事業を利用するときにその要件についてお聞きすることがございますので、今のところ何件あるかということは申し上げられませんが、私どもで非課税世帯等を支援している場合に、利用したいのだけれどもお金がかかってしまうのでなかなか利用できないという状況になったこともあります。ほかの方法でその場合には支援させていただいたのですけれども。議員さんのおっしゃられるように、時間数が多かったりだとか、あと、何度も利用するというところで、料金が保育料のほかにかかってしまうというか、いろいろな面で経済状態が厳しい状態のご家庭については、料金については厳しいところがあるなということは感じております。

○議長（三澤一男君） 春日議員。

○1番（春日 仁君） ぜひ、このファミリーサポート事業に対しても、ひとり親もしくは非課税世帯といった部分で、しっかりと減免措置をとっていただきたいと思います。

保育園の無償化とも関連するのですけれども、認可外保育施設等ということで無償

化も載っておりますが、例えば、この一時預かり事業といったこと、病後児保育事業、これは政府がはっきりと言っているかどうか記事がありますので、その中にファミリーサポートの事業というのは無償化の対象にはなっているのか、なっていないのかわかりましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） ただいまのご質問にお答えします。ファミリーサポート事業も無償化の対象に入っております。保育に欠けるお子さんということで、その場合の認定された場合には、ファミリーサポート事業も無償化の対象になるという形に今のところなっております。

○議長（三澤一男君） 春日議員。

○1番（春日 仁君） 山形村でやっていますこのファミリーサポート事業に関しても、一応対象ということでよろしいでしょうか。もう一度確認のため、質問します。

○議長（三澤一男君） 百瀬課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 要件が合うお子さんであれば対象と、国の方向としてはそういうふうになっておりますので、村としてもそういう方向で進んでまいりたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 春日議員。

○1番（春日 仁君） ありがとうございます。ということで、対象ということでありますので、これも1つ保護者にとってもいい知らせだと思います。

先ほども言いましたけれども、山形村独自の子育て支援といったものをこれから、保育料無償化以外にも必要だと思います。

村長の方針の中で「住んでよかったと思える、住みがいのある」という文言がありますが、ぜひ「住んでよかったと思える」の後に、「この村で子育てをしてよかったと思える」といったような文字も加えていただければと要望しまして、私の質問は以上で終わりにします。

○議長（三澤一男君） 以上で、春日仁議員の質問は終了しました。

◇ 竹野入恒夫君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位2番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、質問事項1「『スカイランドきよみず』の指定管理について」を質

問してください。

竹野入恒夫議員。

(9番 竹野入恒夫君 登壇)

○9番(竹野入恒夫君) 議席番号9番、竹野入恒夫です。財政の厳しい中、31年度に保育園、小学校に冷房整備工事が行われます。昨年のような猛暑から子どもを救うことができます。

また、国からの指示により、3月中に村内に20台の防犯カメラが設置されます。そして、31年度は、村に958台設置されている防犯灯がすべてLEDの電球に交換され、防犯に強い村になります。

地域おこし協力隊も、3月下旬より1名増えて4人になります。活躍が楽しみです。

今年度から将来の少子高齢化社会に向けて公共施設のあり方についての検討がなされるということです。

それを含めて、今回は3つの質問をさせていただきます。

それでは、質問に入ります。

1「スカイランドきよみず」の指定管理について。

「スカイランドきよみず」の日帰り施設・宿泊施設の村民に対する役割は終わっていないか。

2「スカイランドきよみず」の日帰り入浴施設・宿泊施設の役割について、この形態で指定管理を継続していくのか。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

○議長(三澤一男君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 竹野入恒夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

「『スカイランドきよみず』の指定管理について」の質問でございますが、まず、「スカイランドきよみずの日帰り入浴施設・宿泊施設の村民に対する役割は終わっていないか」という件でございますが、スカイランドきよみずは、ご存じのとおり平成7年にオープンし、今年で24年が経過をしております。村民の福祉を増進する目的を持った施設として、また、健康で明るい村づくりの拠点施設として、村内外の人の交流ができる宿泊交流施設でございます。また、現在は、村唯一の宿泊施設でもあります。

現在運営をお願いしている指定管理業者からの営業報告では、平成29年度の総宿泊者数は6,717人で、うち村民の利用者は522人、隣接する松本市、朝日村は1,124の方が宿泊で利用されております。

また、日帰りで利用された方は、村内の方が1,327人、松本市、朝日村の方が1,903の方が利用されております。

ご指摘のとおり以前に比べますと村民の方の利用は減少傾向にはございますが、村民の福祉の増進のためにも、まだ継続していくことが必要な施設だと考えております。

次に、2番目のご質問であります、「スカイランドきよみずの日帰り入浴施設・宿泊施設の役割について、この形態で指定管理を継続していくか」という件であります。スカイランドきよみずは山形村の重要な公の施設の1つでありますので、指定管理制度により最もふさわしい団体に管理運営をお願いをしていきたいと考えております。

なお、旧清水荘は村の直営で運営され、平成7年オープンの後継施設でありますスカイランドきよみずは第三セクターであります株式会社スカイランドきよみず。また、平成18年度から現在までは、指定管理制度により村が指定する法人がスカイランドきよみずの管理運営にそれぞれ当たってきております。現在、次期2020年4月から5年間の当施設の指定管理者を公募をしているところであります。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 竹野入議員。

○9番（竹野入恒夫君） 村長のお話の中にもあったのですが、スカイランドきよみずは平成7年にオープンして、築24年になります。最近は、老朽化のためにいろいろな場所を修理してきました。27年からの指定管理になってから、どのぐらいの修理費を出費しているのかお答えください。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） おおよそになりますけれども、7,000万円ぐらいは支出しております。

○議長（三澤一男君） 竹野入議員。

○9番（竹野入恒夫君） そうすると、毎年指定管理者に1,600万円支出しています。それで5年続けると8,000万円。今聞いただけでも1億5,000万円ぐらいの費用がかかっているわけです。本当にこの状態で継続していくのか。まだ、この状態でやって、そのほかに、今言った1億5,000万円のほかに宿泊優待券等も出してしまして、130万

円ぐらい出ていますよね。これも5年間やると650万円ぐらいになるという形のもので、本当にこれだけの費用をかけていいものか、その辺のことも含めた中で、これからまだ修理費としてどのぐらいかかってくるのか、そういう計算もしているのかどうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今のご質問、ご指摘いただきました、これから村費をどれぐらい投入して、どういう管理運営ができていくかということで、その辺がスカイランドきよみずの今後の一番の課題でありますし、どう判断していくかということだと考えております。

今回、指定管理を改めて募集するというこの時期にあたりまして、私もスカイランドきよみずというものの今持っている不動産としての価値がどれぐらいかというのは非常に不安もありましたので、専門家の方二人をお願いして見ていただいた経過もございまして、まだ工夫の仕方です。十分村の公共の施設として役割が果たせるという内容のアドバイスをいただいて、それならもう5年間やるかと、そんなことを決めたというか、決心をしたという経過でございます。

今、議員ご指摘の、これから指定管理料がどれぐらいかかるか、それから、維持管理に当たってどれぐらいの村費の持ち出しがあるか、その辺についても、指定管理業者が決定した段階で、その業者とも打ち合わせをしながら、必要最低限で効率が上がるような、そんな方法を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 竹野入議員。

○9番（竹野入恒夫君） 今の形態は27年からの指定管理者が結構有名なところなのですが、27年から去年までの間は、利用状況等は伸びているのか、それとも減っているのか。宴会も含めた中でどのような形になっているのか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 宿泊、それから宴会等につきましても、利用者は減っている状況であります。2017年と比較した中では減っている状況であります。

○議長（三澤一男君） 竹野入議員。

○9番（竹野入恒夫君） もうそろそろこれから5年間持ち出していく形になるわけですが、3月8日、あしたですか、一応締め切りという形になってはいますが、もうちょっと検討していただくことはできないかというのは、例えば社協に貸し出して老人ホ

一時的なことで使うとか、また、ある業者によっては有料老人ホームとして使えないかとか、そんな選択の中で指定管理者を決めてもらいたいと思うのですが、その辺の考えはどうでしょう。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今、スカイランドきよみずは分類からいうと旅館業という業種になると思うのですけれども、それを特定な、筑北のほうでもそんな使い方を検討しているところもあると聞いておりますけれども、特定なところで違う利用の仕方というご意見だと思いますけれども、今回につきましては宿泊交流施設をメインに、ただし、今回応募してきている中には学校法人というか、そこも入っているわけがございますので、こういった提案があるか、また、プレゼンもありますので、その辺は選択肢の1つでもなってくるかと思っておりますけれども。村の考え方は、今ある宿泊交流施設としてもう5年、最もふさわしい業者は何かというところがメインというのですか、それを目指して公募をしているという経過ではあります。

○議長（三澤一男君） 竹野入議員。

○9番（竹野入恒夫君） 今の状況が続きますと、村民としてもこれだけ利用が少なくなってきたという状態の中で、優待券を出しても人が泊まってくれない状況が続いているわけですが、あと5年間同じような状況で、1,600万円ずつ出して5年で8,000万円、そのほかに修理費がまた何千万円もかかったということになると、本当に村費の持ち出しだけで終わってしまうような状況になりかねませんので、ぜひ、その指定管理においても、さっき言った3月8日ではなくて、もうちょっと長いスパンで見た形の中でできないか、その辺はどうでしょう。もう決まったことでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今、公募をしておりますのは、これは村が正式に募集をかけているものでございますので、それに沿って、事情が変わったとって安易に変更することはできないものだと思います。

最初より1週間ほど延ばしたのですけれども、これについても応募する団体の中に本社とのいろいろやりとりがあるという、そういった経過を聞いて、他の応募しているところとも了解をいただいて1週間延ばしたという、そういった経過でございます。

それと、5年で契約ということで指定管理を募集しておりますけれども、これはよく最近指定管理をめぐるいろいろトラブルの中で、契約期間中であっても契約解除されるというケースもよくあります。これは単年度でもまた協定を結んでいくことであ

りますので、事情が大きく変わってきた場合には、当然契約5年であっても、途中で見直しであったり、状況が大きく変わることは想定というか、そういった事態も考えられると、そんなふうに思っております。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員、1番についてはよろしいですか。

それでは、竹野入恒夫議員、次に質問事項2「職員教育と働き方改革について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 2番「職員教育と働き方改革について」。

1、村長が施政方針の中で大きな3本の目標を掲げています。

その②に「役場職員の持っている力を十分発揮できる様に職員研修を積極的に進め、働き甲斐のある職場環境の充実に努める」とあります。また、村民アンケートの中で、今後重点を置くべき財政改革の項目の中で、1番に掲げているのが村職員の能力の向上です。この職員研修をどのようにするのかお聞きいたします。

2、公務員の働き方改革について。

①公務員は「やむを得ない」残業や長時間労働も多いとされていますが、山形村の職員の現状は。

②役場職員にもフレックスタイム・テレワークの導入は考えているのか。

③柔軟な働き方がしやすい環境整備では、副業も推奨されています。山形村でも職員に対する副業が解禁になるのか（公共性のある団体・地域貢献につながる）。

働き方改革とは、人口減少を食い止め、労働力を確保するための働き方の手段であります。

④女性の活躍・働き方改革の推進が求められている。山形村での取り組みの状況はどんなふうになっているのでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目のご質問であります、「職員教育と働き方改革について」のご質問にお答えをいたします。

まず、1番目のご質問でありました「職員研修をどのように行っていくか」ということではありますが、職員研修は、現在、課長・係長など職位や経験年数に応じたもの、

また、職種や業務ごとの専門的な内容を学ぶもの、対象を絞らずに広く公務員としての個々の能力向上を目指すものなど、様々なメニューがございます。いずれも、県や関係機関が主催して行っているものであります。職員には、仕事の調整をした上、可能な限り計画的に受講するよう指示をしております。また、多くの職員が参加をしているところであります。しばらく期間があいておりましたが、長野県との交流研修も再開し、現在、県庁に1名、松本広域連合に1名の職員を派遣しております。

今後につきましては、このような体制に加えて、企画力や経営力といったマネジメントの部門を身につける研修を予定しており、職員の能力開発に、さらに力を入れていきたいと考えております。

次のご質問でありました「公務員の働き方改革について」であります。まず「公務員は、『やむを得ない』残業や長時間労働も多いとされているが、山形村の職員の現状はどうか」ということではあります。小さな自治体でありますので、多くの仕事を兼務で担当しておる実情であります。業務の内容も相当幅が広がるために、職務によっては、また時期によってはかなり多くの超過勤務が行われる部署もあります。

次に、2番目の「役場職員にもフレックスタイム・テレワークの導入は考えているのか」ということではあります。これもこういった小さな自治体の実情でもありますので、職員の仕事、それぞれ窓口あるいは現場で村民の皆さんと直接お話ししたり、対応したりする業務がほとんどでございます。また、時には本来の業務以外でも緊急的に対応しなければならない事故や災害などもしばしばあります。そういった意味では、通常の勤務時間をずらしてとか、在宅の勤務というのは、現時点ではなかなか難しいと考えております。

3番目の「柔軟な働き方がしやすい環境整備では、副業も推奨されています。山形村でも職員に対して副業が解禁になるか」という件ではあります。公務員の副業あるいは営利企業への従事といった行為が法律で原則禁止されている中で、全国の自治体の中には、法律の規定の中で一定要件のもと職員に報酬を受け取ることを認める制度を創設したところもあるようであります。公務員の副業についてはまだ始まったばかりでありますので、先進事例などを参考にしながら、今後検討を要する課題だと考えております。

そういったことから、少子高齢化対策や労働力確保、地域の活性化などの観点から、今後の国の法改正の動きなどにも注目していきたいと考えております。

次に、④の「女性の活躍・働き方改革の推進が求められる。山形村での取り組み状

況は」ということでありますが、村では、平成27年施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の規定により、平成28年3月に「山形村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を作成し、女性職員の活躍の推進に向けた行動計画を定め、職場環境の改善に努めております。

また、平成11年施行の男女共同参画社会基本法の規定によりまして、村では「男女共同参画計画」を5年ごとに作成をしております。本年度は、男女共同参画計画の改定の年であり、現在、改定版の最終の校正を行っているところであります。

山形村役場においても、自治体における女性職員の活躍の場を広げることを目指し、職員採用での男女の均衡や、重要ポストへの女性の登用について積極的に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（三澤一男君） 竹野入議員。

○9番（竹野入恒夫君） 県とか広域へ出向しているというお話でしたが、今後の研修についてお聞きしたいのですが、今までも研修はやってきたと思うのですが、それがなかなか職員の方に受け入れられていないのか、向上ということが非常に遅れていると思うのです。その辺のことについてお聞きしたいのですが。人事評価をしていると思うのですが、その人事評価によつてのクラス分けみたいなことでの研修というのは考えていないのか。

それとあと、今、県と広域には出しているということを知ったのですが、国の機関みたいな、例えば、協力隊の関係のところへ出向させるとか、そのようなことは考えていないのか。

○議長（三澤一男君） 小林副村長。

○副村長（小林かつ代君） 31年度に予定しております研修としましては、早稲田大学のマニフェスト研究所の北川正恭さんの主催する研修に職員を3名出すという予定でおります。33都道府県105の団体が参加しておりまして、長野県でも7市町がそこへ職員を派遣しております。研修ではなく研究といった、それから引き続き、その場限りではない研修をするということでやっておりますので、そこへ現在3名職員が行くように募集をかけております。

能力評価ですが、今年度は少し取り入れていかななくてはならないと思っております。

○議長（三澤一男君） 竹野入議員。

○9番（竹野入恒夫君） 女性の働き方改革の関係ですが、役場職員の中の男女比率は

今どのような形になっていて、どのぐらいが望ましいと考えているのか。

○議長（三澤一男君） 小林副村長。

○副村長（小林かつ代君） ただいまのところ、主査・係長クラスでは、女性は主査では80%、それから、係長クラスでは30%です。課長補佐は2名で50%、それから、課長は困難と両方合わせまして2名おまして、今のところ18%となっております。以上です。

○9番（竹野入恒夫君） 村としてどのぐらいが望ましいのか。

○議長（三澤一男君） 小林副村長。

○副村長（小林かつ代君） 女性の課長3名ということですので、11人中の3名というようになっております。

○議長（三澤一男君） 竹野入議員。

○9番（竹野入恒夫君） ではなくて、山形村全体での職員の割合の中で男女比はどのように考えているかということを知りたいのですが。

○議長（三澤一男君） 赤羽課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 数値であらわすということではないのですが、半々近いものがふさわしいのかなと捉えております。

○議長（三澤一男君） 竹野入議員。

○9番（竹野入恒夫君） 今現在、どのぐらいなのか。

○議長（三澤一男君） 赤羽課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 今、職員82名おまして、男性が46名、女性が36名であります。

○議長（三澤一男君） 竹野入議員。

○9番（竹野入恒夫君） それと、職場の関係なのですが、村としては1つの職場に大体3年から4年ぐらいと考えているのか、それとも、これからは長いスパンで考えて、専門職に近い人に育てていくのか、その辺はどんなふうと考えているのか。

○議長（三澤一男君） 赤羽課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 今、時代の変化というのが非常に激しいという部分であります。ですので、なるべく専門的な部分の職員はつくりたいとは思っているのですが、今まで3年から4年が異動に関しては理想だと言われております。ですので、ケース・バイ・ケースによってになるかと思うのですが、職場によってはある程度長いスパンでも考えていかなければいけないのかなと捉えております。

○議長（三澤一男君） 竹野入議員。

○9番（竹野入恒夫君） 非常に住民の人たちからの要望等もあるわけですし、それに沿っていくには長いスパンというのが必要になると思うので、村長は今後どのような形にしていくつもりでいるのか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） この人事のこの件は非常に難しい問題で、小さな組織でありますので、一般論ですけれども、ある程度若いときには多少短いスパンで代わる、でも、オールマイティの職員というよりも、総務課長申しあげましたけれども、ある程度専門化した、あるところに特化した職員をつくっていくということが、これからそういった対応をしていかないと煩雑になってくる時期には対応できないかなということを感じておりますが。まだ、具体的にこの方針ということを決めているわけではございませんけれども、漠然とした、そんな思いでおります。

○議長（三澤一男君） 竹野入議員。

○9番（竹野入恒夫君） さっき私が聞いた中でちょっと落ちがあったのですが、国とかそういう関係の大きいところへの出向とかを考えていないかをお聞きしておきます。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 現時点では、国への出向というか、研修は考えておりませんが、職員間の研修という、OJTと言われているものなのですが、職位に応じて部下に上位が研修をしていくということを今後は考えていかなければいけないのかなという部分、その辺が一番経費的にもかかってきませんので、そういう中で効果を上げていきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 竹野入議員、質問事項2番はよろしいですか。

竹野入恒夫君議員、次に質問事項3「幼児教育・保育の無償化について」を質問してください。

竹野入恒夫君議員。

○9番（竹野入恒夫君） 3「幼児教育・保育の無償化について」。

幼児教育・保育の無償化が2019年10月から全面実施になります。そこで、お聞きします。

1、2019年10月から実施された場合、対象となる保育に通う0歳から2歳の住民非課税の世帯の子どもと、幼稚園や保育園に通う3歳から5歳のすべての子どもたち、2019年度に年長のクラスの場合は半年だけでも無償化となりますが、山形

保育園での対象者は何名か、やまのこ保育園での対象者何名か。10月から育児教育・保育の無償化に対する予算はどのぐらいになっているのかお聞きいたします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 3番目の質問であります「幼児教育・保育の無償化について」のご質問であります。まず、「山形保育園での対象は何名か。やまのこ保育園での対象者は何名か」ということではありますが、また「10月からの無償化に対する予算はどのぐらいか」ということでもあります。来年度の山形保育園の無償化に該当する3歳から5歳及び0歳から2歳までで住民税非課税世帯の園児数は178名であります。やまのこ保育園は43名であります。

次に、無償化に対する予算についてですが、無償化による保育料の減額分、自治体で負担する分については、概算ですが、初年度で平成31年度山形保育園が1,943万7,000円、やまのこ保育園が375万7,000円であります。平成32年以降は、平成31年度ベースで見ますと、山形保育園が3,887万4,000円、やまのこ保育園で751万4,000円あります。この保育料の減額分については、今年10月に予定されている消費税の増税分を財源として、一定のルールのもとに補てんされる予定であります。また、この無償化の実施にあたりまして、必要となります事務費やシステムの改修費についても、国からの一定の補助があると聞いております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） この無償化になるということについてですが、届け出みたいなのは自分でしなければいけないのか、それとも、そういう通知が村から出るのか、その辺はどうでしょう。

○議長（三澤一男君） 宮澤保育園長。

○保育園長（宮澤寛徳君） 特に届け出ということは必要ないかと思われまます。

○議長（三澤一男君） 竹野入議員。

○9番（竹野入恒夫君） では、いきなり10月からは「徴収しません」という形になって、それをこれだけニュースでやっていれば全員知っていると思うのですが、その辺の周知はどんなふうにするのですか。

○議長（三澤一男君） 宮澤保育園長。

- 保育園長（宮澤寛徳君） 現在、この無償化につきましては国会で審議されていると思いますけれども、国会を通りまして、法が正式に制定されて、地方自治体にそれが示された段階で、それぞれ今後の対応について検討することになると思います。それから、必要な対応の関係、当然周知の関係も10月までの間に、保護者、それから住民の皆さんにはしていかなければいけないと考えております。
- 議長（三澤一男君） 竹野入議員。
- 9番（竹野入恒夫君） 消費税が値上がりしなかった場合はどうなるのか。
- 議長（三澤一男君） 本庄村長。
- 村長（本庄利昭君） 値上がりにならない場合はということですが、これは国で行う仕事でありますので、国が今回は保育料の後期、10月からの分は交付金で賄うというこという約束になっているのですけれども、これは仮定の話で、消費税が上がらない場合でも交付すると言っている以上は補てんされるのだらうと思います。
- 議長（三澤一男君） 竹野入議員。
- 9番（竹野入恒夫君） 政府には、消費税が上がらなくてもこれだけのお金は用意してあるという話を聞いていますので大丈夫だと思うのですが。これは、全部国税として来るわけで、100%出た場合はそういう形よろしいですか。
- 議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。
- 総務課長（赤羽孝之君） それにつきましては、交付税で措置されるということになるかと思えます。
- 議長（三澤一男君） 竹野入議員、3についてはよろしいですか。
- 1番（春日 仁君） はい。
- 議長（三澤一男君） 以上で竹野入恒夫議員の質問は終了しました。
-

◇ 小 林 幸 司 君

- 議長（三澤一男君） それでは、質問順位3番、小林幸司議員の質問を行います。
- 小林幸司議員、質問事項1「山形村の観光、中でも2019年『道祖神と新そば祭り』の取り組みについて」を質問してください。
- 小林幸司議員。
- （10番 小林幸司君 登壇）
- 10番（小林幸司君） 議席番号10番、小林幸司であります。よろしくお願いま

す。1番ということで、大分質問たくさんありますので、よろしく願いをいたします。

山形村で観光ということで、そば祭りが実施されておりますが、この中でも、1としまして、山形村の目玉となる観光資源は恵まれておりませんが、ランドマークとなるものが全くないように思われております。例えば、きよみずの展望台を壊してしまったというところがありますし、ほかにこの村でメインとなる、売っていきたいと思う村長のお考えをお聞かせください。

2といたしまして、以前にあった村のイベントとしては、清水高原の清水高原祭りはロードレース大会、夏祭り山形じゃんずら、新そばなどのお祭りがありました。でも、現在では山形じゃんずらと道祖神と新そば祭りのみ、大きなイベントは残っておりません。これの取りやめた理由はおわかりでしょうか。

3といたしまして、イベントを取りやめた理由の中にどのようなものがあるのか。イベントの魅力不足や運営スタッフの負担が大きいのと参加者の減少があるのではないかということをお聞きしたいと思います。

4として、今残っているイベントの中で、そば祭りについてお考えをお聞きしたいと思います。平成30年、昨年でございますが、山形村のそば祭り、入場者数ですが1,600食を売っております。毎年ではありますが、徐々に増えています。

そこで、本年、平成31年、2019年ですが、記念となる第30回という節目を迎えますその新そば祭りについて、村長自体が実行委員長でありますので、運営に関して観光協会や商工会事務局に任せっきりになっているのではないかということで、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

5番目であります、昨年の30年の反省会でもありましたが、そば打ちの人数が不足しているということで、村内のそば店の皆さんに協力をいただいておりますが、3日から4日前から仕込みを行っているわけですけれども、なかなか自分のお店を持っている状態でそば祭りへの協力ができないという方もいらっしゃると思います。そこで、次回行うに對しての協力隊もしくは協力できる団体等への依頼も考えてはどうかと思っておりますが、本年の30回の記念祭りにしていくのか、それとも、今までどおりのそば祭りにしていくのか、人員確保の面からもお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

6番といたしまして、道祖神とそば祭りというものが誰のための行事なのか、山形村をアピールするのであれば村からの発信をもっとすべきではないのかということに

ついてお聞きをします。

7番目。それぞれの市町村でのやり方は違いますが、山形村では補助金等を出しておりますので、もっと提案をしてはどうかということで、まず1回目の質問をさせていただきます。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。
本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 小林幸司議員のご質問にお答えを申し上げます。

「2019年『道祖神と新そば祭り』の取り組みについて」のご質問であります。まず最初に「山形村は目玉となる観光資源に恵まれていません。そこで村として何をメインに売っていくか」という件でありますけれども、最近、有識者による講演会や研修会などの聞くところによりますと、近年の観光客が求めているものが昔ながらの観光地を訪問するというだけではなく、その地域にしかない魅力を「まち歩きをしながら五感で味わう」ことのできる地域が観光客が訪れるキーワードになっていると、いうことでございます。言うなれば「観光地づくり」から「観光地域づくり」へシフトしているようであります。

山形村には、清水寺、唐沢そば集落、道祖神などの観光資源になる要素がございますが、1つ1つの資源に特化した誘客ではなくて、これらの資源及び山形村という地域をまとめた観光地域づくりができればと考えております。事務委託をしております観光協会で「やまっち村観光研究会」を新たに立ち上げ、観光地域づくりに向けた研究の取り組みを現在していただいているところであります。

次に、2番目の質問の「以前には村のイベントとして清水高原祭りやロードレース大会、夏祭り山形じゃんずら、新そば祭りなどがありましたが、そのイベントの取りやめた理由」ということですが、イベントが終了した理由はその時々でいろいろな事情があったと思いますが、ロードレース大会につきましては、交通量が年々増加し、ランナーや競技役員の安全確保が難しい状況になったことが挙げられますし、参加選手の約半数に当たる300人の役員の確保が難しくなってきたということが、当時の公民館報の記事にもございます。また、清水高原祭りは、清水荘からスカイランドへ改築される時期に合わせて終了したということだと思います。

次に、3番目の質問の「イベントの取りやめた原因。そのイベントの魅力不足と運営スタッフの負担が大きいのと参加者の減少があるのではないか」ということであり

ますが、2番目の質問でも若干触れましたが、運営スタッフの負担が大きいこと、また、参加者の減少ということもご指摘のとおりだと思います。

次に、4番目のご質問の「現在、今残っているイベントの中で、そば祭りについての考えは」ということでありますけれども、運営に関しては観光協会や商工会の事務局に任せきりになっているのではないかとありますが、先ほど申し上げましたとおり、村から商工会に観光事業についての委託をしているということでもあります。そば祭りに限らず、観光協会、商工会の職員、並びに会員の皆さんには、観光事業において多大なご尽力をいただいているのが現状であります。

次に、5番目の質問の「昨年の30周年を迎える反省会でのそば打ちの人手不足が挙げられておりましたが、本年の30回記念祭りをするに当たって、今までどおりのそば祭りをするのか、早めに検討をしていかなくは人員確保の面からも難しくなるのでは」という件であります。新そば祭りにかかわっていただくそば打ちの人手不足のことは承知しております。以前からそば打ちの協力をいただける村民の方には、事務局から声かけをさせていただいております。事務局と連携を図りながら、またさらなる募集をするなどの対策を講じたいと考えております。

次に、6番目の質問の「道祖神と新そば祭りが誰のための行事なのか、山形村をアピールするのであれば村からの発信をもっとすべきではないか」ということであります。道祖神と新そば祭りは誰のための行事ということではなく、村を挙げてのお祭りと考えております。お祭りの当日だけで、村内外問わず1,500人を超える方々にお越しをいただいていると推測しております。せっかくの機会でありますので、村からの情報発信にも努めてまいりたいと思います。

次に、7番目のご質問の「それぞれの市町村でやり方は違いますが、山形村では補助金を出しているわけですから、もっと提案してはどうか」ということであります。一大イベントの道祖神とそば祭りは実行委員会、商工会、観光協会の会員の皆さん、さらには一般の村民の皆さんのご協力により開催されております。村としても、幹事会や実行委員会に参画しておりますので、そういった場で提案すべき事項があれば提案をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） 1番のところでありましてけれども、村の中で魅力となるものがなかなか少ないというのが現状だと思います。清水高原の中で清水寺を売っていく

こともありましたし、そこで展望台、清水の舞台と言われてきたものが昨年度取り壊し、建設をされないとなっております。

あえて、清水高原全体を売っていくのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 清水高原につきましては、村で別荘の開発を県の企業局と一緒にやって、約200、当時は230区画ぐらいあったと思いますが、別荘地の開発を行っております。その管理機能も含めたという意味で、清水荘というのが建てられたと聞いております。

現在、その別荘地に住んでいる方も何人もおります。村民の皆さんであって、税金もいただいているところがございます。当然、清水高原も村の大切な地区でございますので、どういう方法がいいか考えていかなければならないと思っております。

余談になりますけれども、当時企業局がちょうどリゾート法が制定されるバブルに向かうその前段で、日本中がリゾート開発という時代があったわけですが、長野県企業局もそういった波の中でそういった別荘地を売ったという経過がございます。現在、その別荘地、9割方は非常にさびれてきているというのが現状であります。

どこの別荘地もそうでございますけれども、これからどうしていくかというのは、その地域、自治体で真剣に考えなければいけない問題だと認識をしております。

○議長（三澤一男君） 小林議員。

○10番（小林幸司君） 清水高原に関しては、別荘開発並びに清水寺を有効利用というところで行っていたわけですが、見晴台となっていた清水の舞台がなくなってしまったということで、来年度の予算の中に松本平を拝めるといふか、臨める場所に関しての立ち木の伐採というところも上がっておりますので、これに関しては検討していただいて、早目に、今までどおりの展望台まではいかなくても、松本平を眺められる、また、そこへ山形村以外の人たちに来てもらえる場所を提供するというところで考えていただけたらと思います。

以上で1つ目は終了します。

○議長（三澤一男君） 引き続きお願いします。

○10番（小林幸司君） 2番目の、以前のやはり清水高原祭りに対して、ロードレース大会に対して私も携わってきた身でありますので、現状といふか、その当時の状態をよく知っております。

ロードレース大会については、そのやっていた当時にはまだ8,000人という村

ではありませんでしたので、6,000人程度という村でした。いかに山形村を売っていくのかということで、走っていただける方を募集して、多いときには1,000人以上の方が来ていたと思います。

ですが、それに携わるスタッフに関しては、各分館の役員ないしはいろいろな団体の皆さんをお願いしていた経過がございました。ですが、やめるといったときに、今まで走っていた参加者の皆さんには大変残念がられた思い出がありますが、その点については、本当にやめてよかったのかどうかということに対してお聞きをしたいと思えます。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） まず、ロードレースにつきましては、議員さんの質問の中にもございましたけれども、参加者の減少というのは確かにあったと思います。それと、20年継続されたわけがございますけれども、開催された当時は、聖高原マラソンだとか梓川マラソンだとか、要するに郊外型のマラソンが流行り出した時代でございました。今、郊外型のマラソンで残っているのは1割もない状態でございます。すべての郊外型のマラソンは中止というか、なくなっております。

変わって出てきているのが、先日もございましたけれども、東京マラソンもそうでございますけれども、都市型のマラソンが主流になりつつある。これは時代の流れだと思いますし、小さい自治体で旗を振ってマラソンをやる、それにはかなりの無理があった。これは誰が無理をしたかといいますと、自治体、役場というよりも、役員として出てこられる方が忙しい中を出てきていただいている。どっちを優先するかと考えた場合、私の個人的な考えでは、やめたのが正解だと思っております。

○議長（三澤一男君） 小林議員。

○10番（小林幸司君） 確かに村長のおっしゃるとおり、私もやめて正解だと思います。

あの当時は村の中を知っていただくために、景品として農産物、宿泊券等の商品を出しておりました。そうするとそれをもとに参加してくれた人がまた友達を誘ってきてくれるということがありましたので、なかなか苦しい状態でしたのでやめて正解かなとは思いましたが、そのほかのイベントについても続けて質問させていただきますが、現在、山形村の山形じゃんずらを特に考えてみますと、盆踊りに来てくれる人は分館お任せみたいのところ、団体にお任せする。でも、花火を見てくれる人たちは村外の皆さんが主流であるというところで、大変苦勞している状態だと思いますが、こ

のイベント、日にちが15日から14日変わったというところで、交通整理の面もありますが、今、やる必要、意味というのはどういうところにあるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） この夏祭りも実行委員会組織で実行委員長は村長ということになっておりますので、そういったことで私からお答えさせていただきます。

この夏祭り山形じゃんずらにつきましても歴史は30年近くあると思うのですが、議員ご指摘のとおり、その夏祭り山形じゃんずらが始まったころというのは、それぞれの分館で盆踊りが踊られて、夏祭り山形じゃんずらが始まったころも14日には分館で盆踊りをやって、翌日に山形のトレセンのグラウンドへ分館として出てくる、そういった時代もあったわけであります。

今、イベントとして、これもまた個人的な意見でございますので、また違う意見の方も多と思いますけれども、いろいろな事業を中央へ持っていき過ぎたということを感じております。今、時代は求められているのは、災害であったり、少子高齢化に対する地域のまとまりというのが求められている時代でありますので、山形村の中心へ人が集まるのではなくて、それぞれの区の公民館であったり、区の広場へ人が集まる、そういった流れをもう一度つくるのが今の時代にはふさわしいのではないかと私は個人的には感じております。

夏祭り山形じゃんずらについては、これは地区の方もそうでありますけれども、花火大会というところがメインになってきておりますので、その花火を見に来られる方が多いと、どちらかといいますと、昔でいう盆踊りの夏祭りというよりも花火大会、観光色といいますか、そういったところが強いイベントに変わってきていると思います。でも、またそれはそれなりに花火大会を楽しみにしている村民の方が多いわけでございますので、その役割を果たしている、そんなふう感じております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 小林議員。

○10番（小林幸司君） 山形じゃんずらに関しての踊りと花火というのは、次年度どのように考えていくのか。これは検討委員会というか、公民館の中でも考えていくのでしょうかけれども、今度、分館の役員並びに本館の役員を減少させていこうという考え方もありますので、踊りをなくすという考えはあるかないかとお聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 先ほど申し上げましたけれども、踊りの部分というのは昔の山形村の盆踊りを継承している夏祭りの部分だと思います。第二部として行われる花火大会については、これは観光の行われる夏祭りをまねたといいますか、イメージしたお祭りになっていると思います。

最近の傾向では、その前段の部分の盆踊りの部分がだんだんさびれたといいますか、やり手がないという地区がでてきている、そういうふう聞いております。その部分につきましては、夏祭りの場合は幹事会というのを設けておまして、主にそこで担っていただいているのは公民館の活動の一環として、その前段の盆踊りの部分は担っていただいておりますので、私というよりも、公民館を所管しております教育委員会でその辺また考え方があると思いますけれども、私としましては、先ほど申し上げましたとおり、本来の目的はその前段の部分の村を挙げての盆踊りというのが発祥の起源であるということを感じております。

○議長（三澤一男君） 小林議員。

○10番（小林幸司君） 前段のところというか、山形じゃんずらに対して村の中から予算を出してありますし、花火に関しては協賛ということで各企業から協賛金、また村民の皆さんにも協力費ということでお金を集めているわけですが、なかなか村民から幾ら幾らというので、全戸が協力する体制ではないわけです。そこで、夏祭りのお盆の踊りに関しては理解しますけれども、花火大会について、なかなか理解をされない、「私たちは出していますけれども出していない人も村の中にはいますよね」というお声を聞くことがあります。この点に対してはどういうふうにお考えをしますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 花火の今の寄附の件でございますけれども、これは、原因といいますか、そここのところにつくのは連絡班未加入という問題であったり、地域のいろいろな行事に参加しない村民の皆さんが増えているであります。山形村の人口が増加し、今日まできているのは、多様化といいますか、いろいろな考え方をもって、いろいろな生活のパターンをする皆さんが増えてきている。何十年か前か夏祭りが始まったころの、そのころは、純農村型のコミュニティというのがまだ機能していた、地域でやるべきことは道普請であったり、川さらいという、そういった地域をおてんまみたいなもので地域が守られていたと。

現在ですと、それはすべてもう行政でやると考えられてきておりますし、それを行

政ニーズとして望む村民の方が増えております。今の花火の話もそうでありますけれども、寄附だとすれば「しなくていいでしょう」と言われれば、それは全くそのとおりでありまして、「いや違います」ということは、これは行政の立場からは言えない話であります。

行政は、負担をしていただく場合には、税であったり、何か法的な根拠に基づくものでなければ負担をお願いすることができないわけでございますので、それは地域力であり、村民力がいかにそこをカバーしていくかということだと思っております。今の花火の件もそうでありますけれども、出さない方が増えてくる傾向にはありますが、出す方々が出さない方々を敵視するのではなくて、長い目で見ていただくその包容力みたいなものがないと、地域はおさまっていかないのではないかと考えております。

○議長（三澤一男君） 小林議員、できるだけ質問事項の主要の部分に集中して質問してください。

小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） わかりました。すみません。メインのそば祭りについて質問をさせていただきます。

質問でもありましたが、反省事項のところにもあります、そば打ちの人数が減っているというところで、去年のそば祭りの反省の中である人から「私はそばを打つ団体を知っていますので、ぜひその人たちにも参加をお願いできないか」という依頼を受けました。この依頼をするには村内の方ではないので、どのような体制をとれるかわからないので質問してみますので、よろしくお願ひしますというお答えをしておきました。このそば祭りに関して、以前は当日もそばを打っているところを披露していたわけですが、それがもう最近は全くされない、事前にそばを打つという状態になっておりますので、そばを打つ人たちの依頼の仕方について質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今のそばを打つ方をどうするかという話でありますけれども、基本的な考え方が、私、実行委員長ですけれども、本当に具体的に核になっていろいろ企画している皆さんは幹事会というところになります。その幹事会でどういう方針といいますか、それを決めていくかということが、このそば祭りの基本的な方針がここで決まってくるわけでありまして。そういうことでありまして、幹事会へ、その話題を投げかけていただいて、検討してもらうのが一番いいと思っております。私としては、

そこまでわかりませんので、課長でもし補足があればお願いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） ご指摘いただきました人手不足という部分でございますけれども、昨年、そば打ちにかかわった方は、実人数で10人、延べ人数で26人といったことで報告を受けております。その10人の方々に1,800食を打っていただくという労力ですので、本当に大変な労力をいただいているのは事実であります。

実質、去年は3日間といいますか、午後半日で3日間という形でやっていただいたようでありまして、中にはお店を休んでやっていただいたという方もいらっしゃったので、本当に頭の下がる思いだと思います。

来年度、この部分は反省会でも出されて、事務局であります商工会でも検討されて、来年ちょうど30年になるものですから、そば打ちの講習会を開いて、これを受講された皆さんについてはこのそば祭りになんとか参加してもらって手伝いをしてもらえないかということもおっしゃってましたし、もちろん昨年の10月から来ております地域おこし協力隊の中にいる見澤隊員についても、打てるレベルまで上げていただいて、このお祭りにはぜひとも参加していただくといった内容で予定してございます。

○議長（三澤一男君） 小林議員。

○10番（小林幸司君） 30年度のそば祭りに関しては、実行委員並びに幹事の中で話をするということではありますが、村長としては記念事業でやっていきたいというお考えはありますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 実行委員長という立場で村長、神輿の上に乗っているのは現状だと思います。こういうイベントはすべてそうでありますけれども、村長がこう言ったとか、行政がこう言ったという話ではなく、そこで実際に実行委員として動いて、汗を流していただく皆さんが目を輝かせてそのイベントに参加できるか、これに尽きると思います。義理とか義務で出てきているようでしたら、幾ら賑やかなイベントであっても、その目的は半減されるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小林議員。

○10番（小林幸司君） 確かに義理で実行委員や幹事になっている皆さんもいます。職名で委嘱をされているわけですが。村を売っていくというそば祭りに関して、そば店の皆さん、店を休んで協力していただいている方々もいます。松本城で行っているものの引き続きみたいな形になっていて、なかなかそばの時期は限られてお

りますので、新そばになったら事業をやりたいというところもありましたので、それぞれのそば店の皆さんには苦勞していただいておりますのが現状だと思います。

一般質問状の中に資料として、産業振興課の皆さんにご協力をいただいております。筑北村や松川村、木曾町、長和町、それぞれのそば祭りに関しての資料でございますが、山形村は本当にそばの村なのかというところが、ほかの人に聞いていますと、木曾、開田高原のそばは有名ですよ。あと、戸隠のそば、有名ですよという。山形村の中では、お皿に乗ったそばというのをPRしている形ですが、そばをメインで売っていく中で、そば粉にするそばは山形村の中で大量につくっているわけではないので、そのそば店の皆さんに協力をいただかなければ行事は成り立っていかないとと思いますが、その点についてはどういうふうにお考えですか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） そば粉を用意するのにというイメージでよろしいですか。松本のそば祭り、それから、道祖神と新そば祭りにつきましては、昨年から観光協会が村内の圃場を使いましてそばの作付を始めておりまして、全量ではないのですが、ある程度の量は村内産のそばで対応させていただいたという経過でございます。今年ももう少し面積を広げたいというようなご要望もありましたので、そばは天候にもよるところが大きいのですが、今年は村内でつくられたおそばで提供できるのではないかと考えております。

○議長（三澤一男君） 小林議員。

○10番（小林幸司君） やはり村内産のそばというところをメインでPRしていただきたいのがあります。協力隊の皆さんの発信の仕方について、そば職人としてもいますし、いろいろなインターネットを介してのPRをする方もいらっしゃいますので、ぜひ、そこら辺を大いにアピールできる場所だと思いますので、その地域協力隊の皆さんにもっと発信をしていただけるようお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（三澤一男君） 小林議員、それでは、質問、全部よろしいですか。

○10番（小林幸司君） はい。

○議長（三澤一男君） 以上で小林幸司議員の質問は終了しました。

それでは、質問順位4番・大月民夫議員の質問になるわけですが、ここで休憩をとります。11時5分まで、休憩。

（午前10時55分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 1 1 時 0 5 分）

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（三澤一男君） 質問順位 4 番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項「『自主防災・近隣組織再編成』の要綱制定に向けた提言」を質問してください。

大月民夫議員。

（7 番 大月民夫君 登壇）

○7 番（大月民夫君） 議席番号 7 番、大月民夫です。

全国各地で地震や台風、あるいは異常気象に伴うともいわれております大水害、それぞれ甚大が被害が相次ぐ中、当村は命にかかわるような自然災害は長きにわたり被ることなく過ごしていることは非常にありがたいことではありますが、反面、危機意識の希薄化は知らず知らずのうちに招いているともいえそうです。

とりわけ、近年深刻度を増しつつあります地域コミュニティの分断による溝は、いざ大災害を想定したとき、最優先で手を差し伸べなければならない住民層の多くの皆さんが自主防災組織から離脱してしまっているという現実の壁が立ちはだかつております。後世に悔いを残さないためにも、現状の自主防災組織の見直しは喫緊の課題であります。

実は、私は、過去に東日本大震災の発生した平成 2 3 年と、防災無線協議を交わした平成 2 8 年に一般質問の場で自主防災組織の再編論議をさせていただきました経緯がございます。ただし、甚だ力不足で明快な活路を見出すまでには至りませんでした。今回でこの項目に関しては 3 回目となりますが、少し今までとは方向性を変えた切り口でご提言をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、通告書の手順に沿いまして、質問に入らせていただきます。

連絡班未加入世帯の増加に伴い生じているともいわれております地域コミュニティの分断兆候が基盤になって編成されております現在の自主防災組織は、大規模な災害時に命を守る共助機能が十分発揮できるのか危惧する村民感情が沸点近くまで高まっ

ていると思われます。時代に即したコミュニティのあり方の検討と改革は、引き続き総力を挙げて活路を見出さなくてはなりません、「防災組織」の見直しによる再編成の探求につきましては、コミュニティ組織と切り離してでも早急に着手すべきと思われる。

これより申し上げます「自主防災組織再編成」の骨子案をお聞き取り願ひまして、所見をお聞かせいただきたいと思います。若干提案型の質問になりますので、少し時間が長目になってしまいますが、どうぞご容赦をいただきたいと思います。

まず、組織再編成の根幹ですが、現状の連絡班を細分化した組織、いわゆるお隣近所を母体にし、要綱に沿った自主防災近隣組織を一斉に再編成することを目指す行動になります。

次に、要綱に盛り込みたい事項の素案としてお聞き取り願ひたいと思いますが、最初に、組織編成の考え方につきましては、連絡班加入・未加入は度外視し、お隣近所のすべての世帯を対象とする。並びに、同一敷地内で世帯分離の場合は、それぞれ独立した世帯として編成することとしたいと思います。なお、現状著しく飛び地となっている世帯は、飛び地先での再編成も視野に入れるべきと思われます。また、集合住宅世帯は、基本的には各集合住宅棟ごとに組織編成することが望ましいと思われます。

次に、具体的な取り組み内容です。大規模災害時は、家族の安否確認がとれ次第、組の皆さんの総意で取り決めた集合場所へ集結することとする。なお、集合場所に自力で出向くことが困難な世帯の安否確認は、平時より確認を担当する世帯を取り決めておくことといたします。

次に、班を取りまとめる班長、もしくは組長という言い方もするかもしれないのですが、それを輪番制もしくは班内の協議で確定しておくことも必要になりそうです。

災害時、集合場所で安否確認がとれない世帯が生じた場合は、班長の指示のもと、班組織ぐるみで確認もしくは救出作業に当たる。

班内全世帯の安否確認、並びに被害状況を班長は取りまとめ次第、連絡班長に報告するとともに、連絡班内の全体状況を把握し、さらに広域的な共助行動につなげていくことも欠かせないと思います。

村一斉に行われる「総合防災訓練」の際には、安否確認・救出訓練等の必要な訓練を行う。

さらには、災害時の対応以外でも「ごみ出し」「除雪」「除草」など、班内での支援体制が望まれる班は、無理が生じない範囲内で共生社会実現を目指す協議を自主的に

行うことも、ぜひ盛り込みたい事項であります。

以上、主だった取り組み内容を列挙しましたが、今後、さらなるご検討を継続的にご協議いただけるとしましたら、次に申し上げます3項目になろうかと思っておりますので、いましばらくお聞き願います。

1点目は、以上の骨子案要素をたたき台として、極力簡明でわかりやすい要綱の制定協議に英知の結集を図り、協議推進にかじをとっていただきたいこと。

次に、要綱が取りまとめ次第、自主防災近隣組織の再編成に向けた協議を順次各地で展開願ひ、時間をかけてでも全村再編されることを目指したい。そのためにも、再編成達成状況の進捗度合いを広報やホームページなども活用し、公表をお願いしたい。

3点目は、再編成が終了した近隣組織班には、組織名を明記した、例えば、LED懐中電灯などを各世帯向けに配布し、防災並びに共生社会意識の長期的な画一化を図る一助としたい。以上を総括しますと、そんな流れを想定させていただきました。

一方的な提言めいた質問内容に終始してしまいましたが、村長より総合的所見をお聞かせ願ひたいと思っておりますが、ポイントといたしまして、まずは、近隣同士による自主防災組織の再編を望む民意への所見をお聞かせ願ひます。

次に、再編するか否かは住民判断になりますが、新しい基調というか、全体的な共通の取り決め事項となります新組織要綱の制定につきましては、住民と行政が連携して取り組む方向性について、早急にかじをとっていただけるかお伺いをいたします。村長としてのご所見もお聞かせ願ひればと思っております。

最後に、再編が合意できました組織のすべての世帯向けに、防災グッズ、例えば、今回LED懐中電灯を提案させていただきますが、再編した組織名を電灯のどこかに明記した上で進呈を願ひまして、家族のどなたでも緊急時活用できるよう、玄関先にも設置願ひれば、共生社会意識の画一化を家族全員で長きにわたり図ることが可能かと思われまます。この手法についてのご所見もお聞かせ願ひればと思っております。

以上、通告に基づきます質問をさせていただきます。前向きなご答弁をご期待申し上げます。よろしく願ひします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願ひます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大月民夫議員のご質問にお答えをいたします。

「自主防災・近隣組織再編成の要綱制定に向けた提言について」でございますが、まず、1番目にございました「近隣同士による自主防災組織の再編を望む民意への所見」であります。大月議員言われるとおり自主防災組織再編の骨子案は非常に理想的なものだと聞いておりました。現在、自主防災組織については課題もあるとは思いますが、村の各自主防災組織につきましては、各区が主体となって設置されています。このため、今は連絡班未加入が大きな壁となっておりますので、新たに自主防災組織を編成するにしても、住民の防災に参加する意識づけが重要であると思います。新年度は、地域防災計画の見直しやハザードマップの作成を行います。地域防災計画を改定するにあたり何回か防災会議を開催いたしますが、その中で自主防災組織の再編についても協議だったり、話題提供ができればと思います。また、あわせて各区からのご意見も伺いながら、検討をしたいと思っております。

次に、2番目のご質問であります「再編するか否かは住民の判断になりますが、新基調となる新組織要綱の制定に向けて、住民と行政が連携して取り組む方向性について」であります。自主防災会の再編については、地域に周知し、まずは理解していただくことが必要であります。また、組織の再編が必要な場合には、地域の皆さんと行政が協議をしながら進めていくことになると思っております。

次に、3番目のご質問の「再編が合意できた組織の全世帯向けに『防災グッズ』を進呈し、共生社会意識の画一化を長きわたり図る件」であります。自主防災組織の再編に伴い防災グッズを全世帯に配布することで、その地域の一体感が高まることはあると思います。まずは、この再編についての課題を地域で話し合うことがまずは必要だと思っております。

大変貴重な提言でありますので、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 概要の村長の現状のご意向をお聞きしました。今後検討するというので、これからの議論にあまり発展しないというか、そうはいつでも、喫緊の課題であるその意識は一緒だと思います。ただ、主体は区の自主防災会、その辺も異存は全くございません。ただ基本的なところで、もう少しお話をお聞きいただいて、ご所見をお伺いしたいのですけれども。

一応、災害が発生したり、発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難な避難行動、要支援者の把握に一生懸命努めていただいております。災害対策基本法の

改正により、すべての自治組織に義務づけられた事項といれば義務づけられた事項なのですが、当村も関係機関で引き続きご努力をいただいておりますし、これからもお願いしたいのですが。本日は、その要支援者名簿にご登録いただいた皆さんをどのような手順で、どなたが支援するのか、そのシミュレーションが非常に私は不透明だと思います。毎年行われております、貴重な機会なのですが、総合防災訓練の中でも最初から最後までここが不透明で推移してしまっている点、これは本当に早急に改善しないとえらいことになると思います。

現在、要支援者の登録者名情報というのが、村内6地区の自主防災会から登録者の所属する連絡班長さんへ情報提供、並びに所属地域の民生・児童委員の皆さんに提供されているものと承知をしております。

しかしながら、いざ大災害の際に、民生・児童委員の皆さんがそれぞれのご担当地域の皆さんを速やかにもれなく状況把握したり、適切な支援をすることはどう考えても困難きわまりありません。また、連絡班長さんにしても、連絡班内の全体的な状況把握と指示で手いっぱいという感がいたします。まして、連絡班未加入世帯で近隣でも日ごろ折衝の少ないご世帯の該当の皆さんに至っては、せっかく登録いただいたにもかかわらず、適格な、速やかな支援という意味では、なお一層深刻な状況が想定されます。現状、行政サイドとして、要支援者の安否確認を含めた救援行動、どのように進めていくか、その辺のお考え。もし、現状それが定まっていなければどうするのがいいのか、その辺のお考えをちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 現在の自主防災会、先ほど村長も申し上げましたけれども、区が主体となって、当然その連絡班未加入者という部分がありまして、大きな壁になっているという部分が事実であります。そういう面からも、把握という部分で不備が生じるというようなことも出てくるかと思えます。そういう意味での大月議員言われましたような再編だと、今認識はしております。

ですので、現在、自主防災会でできないというか不備となっている部分について、村民それぞれが危機管理を持って認識をしていくということが非常に大切かと思えます。その中で村長が言いました意識づけということが必要になってくると思えます。

確かに議員が言われるように、安否確認という部分では不備が出てきているかと思えます。それとまた避難者に対しても、福祉避難所に行っていただくという形にはなるかと思うのですけれども、そこでのマニュアルはある程度はできておりますけれど

も、それまでの行動計画というものができてはおりません。そんなことも今後のこの防災計画という中に含めて、対応していかなければいけないのかなと捉えております。

○議長（三澤一男君） 大月議員。

○7番（大月民夫君） 私も、今、総務課長のおっしゃったとおりだと思います。長い目で見て、今度ああするこうする、そういうことはできるのですが、災害が起こった瞬間どうするか、一番肝心なところ。なんだかんだ言っても、近隣の皆さんに頼るしかないと思うのです。民生・児童委員の皆さんや連絡班長さん、ご指示はいただいたとしても、実際に行動を起こすのは近隣の皆さんしかあり得ないと思いますので、そういった意味で防災組織の見直しという流れは何としても生み出さなければいけないと私は思っています。

これまでも、私も一般質問で前論議した経緯もあるものですから、その辺も踏まえてもうちょっとお話させていただきます。これまでの一般質問の場で行ってまいった自主防災組織の見直しの論議の中では、これは東日本大震災、もうじき8年経ちますけれども、そのときの論議では、行政主導で義務的な組織編成を強要するやり方、これは形が若干整ったとしてもいずればほころびが生じるだろうという不安感というのは、あの当時の村長も思っていたし、私もそうかなと思っておりました。結果的には、各6地区の自主防災会の皆さんの創意工夫に頼りながらという形で、具体的な行動指針というのは村から示されず、今日を迎えているという形だと思います。

何回も申し上げますが、現在のコミュニティの分断は、自然治癒はもう全く無理だと思えます。だんだんよくなるということはないと思えます。また、各自主防災組織で、単独でこれだけ深まった溝を自主防災会独自ではもう手に負えない状態に私はなっているという判断をしております。

そこで、今回、何回も申し上げますが、本当にシンプルに、お隣近所の縁でいざというときはお互いに支えましょうと、何かあったらここへ集合しましょう。昔からよく言われております、遠くの親戚より近くの人とも言われております。そんなことのたちで、そんな訴えで、全村共通の、本当に簡明な再編成要綱を極力早くに制定して、その後は各地域で話し合っていていただいて、できるところから再編をしていただく、そんな流れをぜひつくりたいと思っております。

その要綱制定は、あまり難しく私は考えなくていいと思えます。私の試案では、たたき台の資料を行政側でまとめていただいて、それを例えば、区長の会の皆さん、それから、民生・児童委員の皆さん、場合によって私ども議会、そこでその組織で練っ

ていただいて、あとは代表者会か何かで詰めていく、そんなやり方でやれば、そんなに苦することではないですし、そんなに難しい取り組みをするわけではないものですから、ぜひ、それに即かじを切っていただきたいと思うのですけれども、いま一度、そのご返事をいただかないと、私、次の議論に入っていけないものですから、よろしくをお願いします。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 村長答弁でもございましたけれども、地域の人たち、住民の皆さんに意識づけをしていくという部分、危機管理という部分をまずはやっつけていかなければいけないのかなという。その上で、行政、村が組織をつくっていく支援をしていくという流れになるのかなというふうに捉えています。

確かに、災害がいつ起こるかわからないという部分では早急な対応が必要かとも思いますけれども、順序を踏んでいくことも必要かとも思います。それまでにどういう対応をとっていくかというところでは、議員言われるように、小さなコミュニティ単位の中で、それまでは対応していただくと。それに合わせて、並行しながら組織が構築できるように、行政と地域住民が一体となって対応していくということになるかと思えます。

○議長（三澤一男君） 大月議員。

○7番（大月民夫君） 今、本当にいろいろな、災害は山形村民はあまり体験していない、非常にいいことなのですが、これだけ報道なんかでいろいろな災害、あれを見ていて、何だかんだいっても村民全員は危機意識をみんな持っているのです。でも、何をどうしていいかわからないのですよね。個人ではどうにもならないし。地域でまとまって何かしようという、そういう声かけもないし。きっかけをつくらないと絶対に先に進みませんよ。こういうときはこうしたらいいという。これは、理屈的な危機意識もしましょうと言ったとしても、具体的に一步こういうふうにやってみないかなという、その投げかけをしないと、私は先に進まないような気がいたしますので、明快に即取り組みましょうというご返事はいただかなかったのですが、要綱の細部について、少しでも踏み込ませていただきますので。この見解に関しては、こうだああだそれはいいのではないか、そんな回答でいいですので、おつき合いをいただいてよろしいでしょうか。

まず、組織編成についてであります。最優先すべきは、現状の連絡班加入・未加入を完全に度外視するということになるかと思えます。ここを曖昧にすると、再編成

する意味が全くなくなってしまう。そこで訴え方としてなのですけれども、防災会というのは会費もいないし、拠出金もないし、班長以外の役員2名も一切ない、そんな山形の地域コミュニティで一番嫌がっている、そういうことは全く度外視して、本当の支え合いの組織だよということをまずしっかり謳いこむことが必要かもしれないです。もうちょっといい表現で書かないといけないのですけれども。

もう1つは、核家族化の流れの中で、同一敷地内で世帯分離しているケース、これは正直言って山形は非常にこういうケースが多いと思うのですけれども、中身を見ると、親の世帯と子どもの世帯ってそれぞれに状況は本当に様々です。同一敷地内をそれぞれの世帯を一緒くたにししないで、それぞれの世帯をどんなふうに支え合うかという、そんな観点からは、それぞれの世帯として取り扱うほうがより一層支援体制の景色が見やすくなって意義深いと思われまふ。この辺の組織編成についての考え方、もしくは所見がありましたらお聞かせいただけますか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 自主防災会という部分で、連絡班と一緒にという部分は非常に難しい面があるかと思ひます。現時点で今、なかなか難しい課題となっているわけでありまして、その辺はしっかり切り離して組織づくりはしていかなければいけないと捉えております。

（サイレン鳴る）

○議長（三澤一男君） お願いします。

○総務課長（赤羽孝之君） それから、組織でありますけれども、組織自体も本当にシンプルなもの、災害対応だけの組織だよという本当にシンプルなものであったほうがいいかと思ひますし、当然山形の今の世帯構成の中では世帯分離という部分でいろいろ出てきてはおります。その辺はある程度地域に任せるといふことも必要かなと思ひますけれども、多くの方に参加をしていただく流れが必要かなと捉えてはおります。

○議長（三澤一男君） 大月議員。

○7番（大月民夫君） ありがとうございます。ほぼ同意見と解釈させていただきました。細かく言えば、著しい飛び地だとか集合住宅等もありますが、これは該当の皆さんのご意向というものはあるものですから、今日は今後の課題ということだけでとどめさせていただきます。

次に、避難所についてお話ししたいと思ひます。一応大きな災害のときに、お互いの安否確認についてということなのですが、現状では年1回の訓練のときも基本的に

は各連絡班単位で、第1避難場所としてそれぞれ、これ昔から多分同じようなことだと思うのですが、そこを適地として決めて設定しております。中には、避難場所までかなり距離のあるケースがあるみたいです。

最近もちょっと高齢者の方がおっしゃっていたのですが、昔は全く気にしていなかったけれども、最近もし何かあって第1避難所まで行くなれば行けるかどうかわからないという話もございました。

そんな意味で、今回提案させていただいた、まさに隣近所での班組織では、第1避難所はその班組織、5軒になるか6軒になるかわかりませんが、そこで班内でもっとも身近で集まりやすく、安全な場所を新たな第1避難所として設定してもらえれば私はいいと思っています。これまでの各連絡班の避難所は第2避難所として、そこでまた情報交換する。一応今後の進め方ということで、あまりご意見一つひとつ聞いては申しわけないと思うのですが、この考え方について、ご異論とか何かありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 避難所へという、遠いところもあるということであります。1つは、安否確認という部分があります。その上で、当然班内近いところで集まるという部分が理想と捉えておりますし、強いては次の公民館なりの第2避難所へという流れが、議員の言われるとおり、そういう方向の流れでいいかとは思いますが。

○議長（三澤一男君） 大月議員。

○7番（大月民夫君） その次に共生社会、ともに生きるという共生社会に目を向けてみたいのですけれども、先ほど中に入っていたのですけれども、災害時の対応以外、例えば、ごみ出し、除雪、除草、いろいろありますけれども、それを班内でお互いに支え合う共生社会を目指した、腹を割った話し合いも可能な限り、その防災組織でやっていくということも非常に大事だと思います。この件については、先ほどの質問の際に無理が生じない範囲内であえて申し添えましたのは、班によって構成事情というのが大分千差万別になります。スムーズにうまく支援体制が構築できる場所もある反面、ごく一部のみに極めて重い負担がかかってしまう、そんな可能性もなきにしもあらずです。村に「たのみましょ」とか、そういう制度を初め、各種ボランティア制度もございます。幅広い視野で、焦らないで、長い目で班の特性に合った共生社会論議を進めていくということが肝要かと思われまします。その流れについて、もしご所見いただけたらお願いします。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 今回のこの再編という部分では、先ほども言いましたように、本当に単純な、シンプルな災害対応だけの組織というものでスタートしていくということがいいのかなという部分。そこである程度成果が出てきたときに、共生社会という見直しもいいのかなとは思いますが、再編ということに尽きれば、本当に単純な災害対応ということだけでいいのかなとは思っております。

○議長（三澤一男君） 大月議員。

○7番（大月民夫君） ありがとうございます。私も再編して、あとはその班内の独自の思いで、それを発展させていく、その流れで結構だと思います。

あと、防災グッズという話をしたのですが、これもちょっとだけ申し上げますけれども、新たに隣近所で防災の助け合いだけのそういう新組織がスタートするという、その意識を各世帯のご家族全員が共有するという、そんな意味で私、ご提案申し上げたのですが。防災グッズいろいろあると思いますけれども、今、LED懐中電灯はいろいろ見ますとすごく性能がよくなっているらしいですね。2キロ、3キロ先まで照らすことができ、相当高性能な物があって、それでいて意外と安価。私の試算では変な話、全部再編するに、もしスタートして2年、3年かかるかもしれないですけども、3,000世帯向けにやっても多分300万いかない、二百何十万ぐらいでできる、そんな予算規模です。

もしかしたらこういう事業というのが、ソフト事業ですけども、国からのそういう交付金とか補助金は、メニューを探せば何かヒットする可能性もあるものですから、いつになるかももちろんわかりませんが、そういった検討もぜひしていただきたいなと思っております。こうした方向性について、どうでしょうか。ご所見をちょっといただければ。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 議員言われる再編という部分が一番大切な部分かと思えます。その辺協議しながら、当然その一体感を持たせるために、防災グッズですか、そういうことも必要かと思えます。それについては、財源、補助が伴うような事業もあわせて研究しながら対応していきたいと考えています。

○議長（三澤一男君） 大月議員。

○7番（大月民夫君） あと、細部は割愛します。

最後に、村長にご所見をお伺いしたいと思います。私のまとめという形で申し上げます。

ますので、お聞き取り願った後、村長からご意向をいただいて終わらせていただきます。

いろいろな面のご所見をお聞かせいただきました。ありがとうございました。新年度に向けた村長の施政方針の中で、住んでよかったと思える、住みがいのある対話型の協働の村づくりの柱を掲げられております。これは、本庄村長就任当初からの不変の指針と承知しております。村民の皆さんにその指針の思いを実感として感じ取っていただく意味でも、私はこの防災組織の再編の取り組みというのは、まさに対話型の協働の村づくりそのものであるということで、できれば本庄村長、胸を張ってぜひ踏み切っていただきたいと、いま一度しつこいようですけれども申し上げておきます。

住みがいのよさを感じ取っていただくには、いろいろな環境面、利便性、治安、子育て支援、高齢者支援、数え切れないほどいろいろな要素がございます。すべてを満足いただけるよう、行政が主導で整えていく努力はもちろん欠かせませんが、住民の皆さんから持てる力を発揮していただく場を数多く生み出していただくことによりまして、受け身だけでなく、自ら行動に結びつけることが本物の住みがいのよさを実感する大きな原動力になるものと思われまます。

防災組織のコンセプトというのが、お互いに支え合うというその理念の共有に尽きると思います。災害時の対応で、ご高齢でケガ人とか、人を救い出すとか、そんなパワーはないのだけれども、自らや自らの家族の無事を仲間に伝える、その行動が支えの大きな力になっている、そんなことをみんなで確認し合えればと思っております。

最後に、山形村の特徴というのは、私はコンパクトさだと思っております。コンパクトさゆえに、村民がお互いに相手を思いやったり、人情味あふれる、まさに住んでよかったと思える村づくりに発展する可能性が非常に高い確率で占められた村だと私は思っております。そのためにも、その象徴となり得る防災会の近隣組織の再編のうねりが大きく広がっていくことを期待したいですし、ぜひ、それに転化をしていただき、そんなことをいま一度、しつこくお願いを申し上げまして終わりにします。村長から、総括的にご意向をいただいて、終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ご提言やご指摘いろいろいただきましたけれども、今、議員のところにございました、住んでよかったと思えるという、住みがいというところを言っているわけですけれども、住みがいというところはではどういうことかということなのですが、山形村が戦後発展してくるに当たって、公民館活動などが大きな役割

を果たしたといわれております。そんな中で村民力があったり、地域力がそこできてきたのだらうと思います。

何が住みがいとかいいますと、私流に考えますと、行政がやれと言ったらから仕方なくやる、そういうことではなくて、一番大事なところは組織の中だったり、社会の中の一員として何か一役をかってる歯車の1つになっている、それがやはり地域の連帯感につながってくると思いますし、行政主導でやるのではなくて、一番やりがいを感じるころは、自らが企画し、自らが達成をしたと、そういったところにやはり生きがいであり、達成感を感じる、それが人間の持っている生きるというところにもつながっていくかなと考えております。

そんなこともありますので、この自主防災会、まさに自主という名前がついておるとおり、自助、共助のそこのところがどれだけ本気になって、しかも負担感がなくて、やっていただけるか、これは今までの行政の責任もあると感じております。行政が村民の皆様の意見を真剣にといいますか、本当のところをなかなか聞かなくて、行政主導で、行政の都合で行政を行ってくと、だんだん村民の皆さんは気持ちが離れていくかなと感じております。

大変手間暇かかる問題ではありますが、対話型の共助の、協働の村づくり、そういったものを目指して、行政運営に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 大月議員、よろしいですか。

○7番（大月民夫君） はい。ありがとうございました。

○議長（三澤一男君） 以上で大月民夫議員の質問は終了しました。

◇ 上 條 倫 司 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位5番、上條倫司議員の質問を行います。

上條倫司議員、質問事項1「消防について」を質問してください。

上條倫司議員。

（3番 上條倫司君 登壇）

○3番（上條倫司君） 議員番号3番、上條倫司、よろしくお願ひします。

今週は、春の火災予防運動です。昨年12月から今年1月と雨が降らずに、全国では犠牲者が出る悲惨な火事が多発しました。そういう中で、消防について質問して

いきたいと思います。

消防について。

質問 1、中大池の 2 カ所の消火栓が、昨年にもわたり修理されずに放置されていたが、なぜか。

2 番、団員確保について。

3 番、団員の報酬について。

4 番、これからの消防は、活動の幅を広げて、婚活にも取り組んでもらいたい。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 上條倫司議員の質問にお答えをいたします。「消防について」のご質問であります。まず、1 番目のご質問であります「中大池の消火栓 2 カ所が、何年かにもわたり修理されずに放置されていたが、なぜか」ということではあります。何年間にわたり放置されていたかわかりませんが、分団役員の切りかえであったり、役場職員の人事異動がある中で、どうも両者間で引き継ぎがうまくされなかったことが原因ではないかと思われまます。今後につきましては、引き継ぎ事項が確実に引き継がれるよう、徹底をしてまいりたいと思います。

次に、2 番目のご質問の「団員確保について」であります。消防団員の条例定数が 183 名に對しまして、今年度の消防団員数は 171 名であり、12 名少ない状況であります。時代や社会情勢の変化などの理由により、消防団活動に対する理解を得ることが難しくなっているように感じております。

そんな中でも、各分団で団員確保のため、熱心に勧誘活動を実施していただいておりますが、そのおかげもありまして、次年度は条例定数に近い団員を確保できそうであると報告を受けております。団員募集のチラシを作成し、全戸に配布をしましたが、今後も団員確保について厳しい状況が続くようであれば、消防団との連携をより一層強化し、団員確保にあたりたいと考えております。

次に、3 番目のご質問の「団員の報酬について」であります。消防団員の報酬は、通常の団員で年額 2 万 800 円となっております。近隣の 3 市 5 村の中では、2 番目に高い報酬となっております。

次に、4 番目のご質問の「これからの消防は活動の幅を広げて婚活にも取り組んでもらいたいかどうか」ということではあります。昨年の 11 月に市民タイムスの記事

にもございましたが、近隣市町村では、松本市が平成27年度から年2回婚活パーティを開催しているようであり、松本市消防団の中に様々な委員会があり、その中の福利厚生委員会が婚活事業の計画、運営を行っているようであり、約2,000人の団員のうち、約4割の団員が未婚であり、参加者は、男女合わせて70人程度で、男女比が1対1とのこととあります。この事業は、訓練が厳しい閉鎖的といったイメージを変えて、団員を増やす目的で始まったようであり、こういった消防団のイメージチェンジのための事業は大変参考になりますので、消防団の負担増にならないようでありましたら、消防団事業として参考にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 消火栓は、いつでも水が出るというのが当たり前だと思うわけですが、分団で行われる班長会、それと分団で行われる分団長会と、そこできろいろと連絡の相互のやりとりをするわけですが、そこでミスがあったと。

大体は、分団長会で「どこどこが壊れている」というと、一月以内に、すぐにでも直すというのが当たり前だと思いますが、分団長をまたいで、かなりの期間出なかったというようなことで、いろいろと理由はあると思いますが、消火栓から水が出ないということが絶対ないようにしてもらいたいと思います。

現在はどんな様子なのか、出ないところがあるのか、お聞かせ願えたら。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 各分団から現在支障になるという消火栓はないとの報告は受けております。

○議長（三澤一男君） 上條議員。

○3番（上條倫司君） ありがとうございます。

それと、分団長会というのを、消防主任から総務課長、村長にスムーズに情勢が伝わるように、席も近いことですので、結果がどうだったということを知らせるようにしてもらえたらというふうに思います。

○議長（三澤一男君） 答弁は必要ですか。要望ですか。

○3番（上條倫司君） 要望です。

○議長（三澤一男君） 要望でしたら、2番に移ってください。

上條議員。

○3番（上條倫司君） 2番目の団員確保についてということで、今まで本当に分団の団員、年長団員、班長と、お世話になって、欠員のないようにやってきているのが現状だと思いますけれども、いろいろと村としても本当に行動を起こしていく時期にきているかなと思います。そういう点で、どんなことをしてもらえるか、お聞かせ願えたら。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 先ほど村長の答弁にもございましたけれども、各分団にお願いをしたり、それから、チラシの配布をしたりということで周知はしております。

そういう中で、何か新しく取り組むというようなことは特にはないのですが、最近新聞等でも報道がありましたけれども、負担となっている大会等の不参加ということも他の市村では出ているということもありますので、そういうこともあわせながら、研究しながら、消防団確保に努めていきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 上條議員。

○3番（上條倫司君） ラップ操方大会とか、機関の大会とか出ないというところが出てきたわけですが、そういう流れは多分大きくなっていくのではないかなと思うわけですが、いろいろな面で、大会の果たしていた役割もあるものですから、そういう力量の落ちないような方策も考えていってほしいと思います。以上です。

それでは、3番の団員の報酬についてということで、本当に山形村の団員についてはよくやってくれていると私は見ているわけですが、消防団員の中の幽霊団員も本当に少ないと思っています。

チームワークというものを重んじてやっているわけですが、まとまりがないと、班の点検、10日ごとのポンプの点検、地域の巡回、それと、お盆、お祭り、年末警戒と、いろいろな行事がこなしていけないとなってしまいますので、報酬を、この近隣では2番目だといいますけれども、2万800円というのは決して高い金額ではないと思うわけですが、ぜひ、努力をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） たしかに金額的には非常に低い額かなとは思いますが。消防というとボランティア精神というもので、いろいろなパトロール等、点検も含めて行っているわけでありまして。それはそれとしましても、例えば、詰所を直すとか、そういう環境面でもなるべく負担がかからないような対応をとっていききたいと

考えております。

○議長（三澤一男君） 上條議員。

○3番（上條倫司君） ありがとうございます。これからもいろいろと、目くばせの方よろしくをお願いします。

それでは、4番目に移りたいと思います。先ほど松本の方でというお話があったわけですが、ぜひ、自分たちでもそういう婚活ということをやっていく組織を立ち上げるくらいの、村としてのご努力をしてもらいたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 本当に消防といえば訓練が厳しいとか閉鎖的だというようなことを言われるものですから、その辺のイメージを払拭できるような事業というのをまた考えていきたいと思っておりますし、団長からも言われているのですが、女性団員の登用という部分も今後は必要かなと考えております。そんなことも含めた中で、婚活ということに限らず、いろいろな面で消防のイメージが変えられるように、また、団員が確保できるようにと考えております。

○議長（三澤一男君） 上條議員。

○3番（上條倫司君） ぜひ、幅広い活動につなげていけるように。どうしても役場がある程度段取りをとっていかないとなかなか難しい面があると思っておりますので、分団長会においても話をする機会をつくりながら、いい方向に向かっていくようにしてもらいたいと思います。

○議長（三澤一男君） 上條議員、1番に質問についてはよろしいですか。

○3番（上條倫司君） はい。

○議長（三澤一男君） それでは、上條倫司議員、2番目の質問があるわけですが、ここで休憩をします。1時まで休憩します。

（午前 11時59分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時00分）

○議長（三澤一男君） 休憩前に引き続き、上條倫司議員の質問を行います。

上條倫司議員、質問事項2「県営土地改良事業大池原・東原地区排水対策事業について」を質問してください。

上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 質問事項2「県営土地改良事業大池原・東原地区排水対策事業について」ということで質問します。

質問事項1、山形村の排水対策事業と同じような工事をしたところがあるのか。

2、完成年度の予定は何年度ぐらいか。

3、全体の工事の進め方は。

4、幹線排水路と支線排水路の落差はどのぐらいあるのか。

5、幹線排水路の水量が満水になれば、どのような水の流れになるのか。

6、東西線3号と4号の支線排水路についてはどうか。

以上ですが、お願いします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項2番目になります「県営土地改良事業大池原・東原地区排水対策事業について」の質問にお答えをいたします。

まず、1番目の質問であります、「山形村の排水対策事業と同じような工事をしたところがあるか」ということでありますが、松本地方振興局の担当課に確認したところ、暗渠排水に特化した事業はないとのことでした。排水対策は開渠排水による事業になるとのことでした。

次に、2番目のご質問であります、「完成年度の予定は何年度ぐらいか」ということでありますが、平成33年度の完成を目指して事業の推進にあたっているところであります。

次に、3番目の質問であります、「全体の工事の進め方は」についてであります。農作業の影響も考慮しまして、11月末ごろから3月末ぐらいで、年度ごとの工事を進める予定であります。また、工事に入る前には現地で説明会を開いて、工事内容や期間など、詳細の説明をさせていただいております。

次に、4番目の質問であります、「幹線排水路と支線排水路の落差はどれぐらいあるか」ということでありますが、場所により差がありますが、勾配は0.5%前後

になると聞いております。100メートルで50センチ下がるというイメージになると思います。

次に、5番目の質問であります、「幹線排水路の水量が満水となれば、どのような流れになるか」ということですが、事業主体である県の計算によりますと、満水になることはない計算をしているということですが、今回敷設する排水路、あわせて今回新設する水兼道路、既存の水兼道路も利用して排水をすることになりますし、もちろん畑の中で吸収される水もあると見込んでおります。

次に、6番目のご質問であります、「東西線3号と4号の支線排水路についてはどうか」ということですが、東西線の3号、4号は、それぞれ幹線排水路から東へ300メートル延びる計画となっております。この間、それぞれ3カ所の開口部を設けるのに合わせて、集水管を埋設して排水対策を講じております。この集水管に流入した雨水は幹線排水路に流れ込み、最終は三間沢川への放流となります。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） ありがとうございます。この工事の範囲は広いと思うわけですが、それと高度、落差があるということで、大変水が集まり過ぎるのではないかと不安と期待が入り混じっているわけですが、1番の項は、なかなかこれだけ大規模なことではないということで、ありがとうございました。

それと、2番の項の完成年度の予定はということで、33年ということですが、間に合うのか、そこらのところがよく、33年には間に合うということですね。あと3年ということになるわけですが、今年の工事を見ていると、150メートルぐらい、1シーズンかかっているような感じに感じるのですけれども、その点はどういふふうになるのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 完成年度につきましては33年度ということで予定をさせていただきますし、県営事業でございますので、それに向けた予算取りは県でやっていただいている状況であります。

先日全協でもお話をさせていただきましたけれども、31年度については、2億3,000万円の予算をほぼ確保できるのではないかと見込みの中で進めさせていただいております。本年度が1億2,800万円ですので、おおよそ倍ぐらいの予算確保ができていますとお聞きをしておりますので、33年度に向けた工事は進むものと思いま

す。

いろいろな路線があるものですから、畑への進入が邪魔にならない範囲の中で、県でどの工区を調整してやっていくかというのは調整してやらせてもらいますので、1カ所だけで工事をやるという形ではなく、何カ所も工事をさせていただくような形で予算消化はしていくのではないかと。いかんせん山形は特殊なところなものですから、どうしても11月から3月という工期が限られてしまうものですから、そこは県も重々承知しておりますので、そんな方法で進めていただけるものと考えております。

○議長（三澤一男君） 上條議員。

○3番（上條倫司君） わかりました。順調に予算が来るということで、どうか1つ、決められた年度におさまってもらえればと思います。

それと、全体の工事の進め方ということで、私のニュアンスと違ったのですけれども、一番広い道路のサックスに寄ったところが後回しになるのか、どういうふうに進めていくのか。下から、今年やったところから幹線排水、どういうふうにするか。そこはまだ全然決まっていないということですか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 議員のご指摘のとおり、今、一番流末になりますサックスのところからワンスパンが全く工事をしていなくて、その上流側、役場から南の部分で今幹線排水路の工事をやっているのですが、これも畑への進入の関係で、工区調整をさせていただいたためにこういうような形に今なっています。基本的には排水対策事業なものですから下流からやってくるのが正論だと思いますけれども、こういった場面もこれからも出てくることもあるかと思えます。

○議長（三澤一男君） 上條議員。

○3番（上條倫司君） わかりました。

それと、4番目の項の、100メートルって50センチというようなことで、大分なだらかかを感じるのですけれども、土とかそういうことが詰まるとか、そういうことが心配されるわけですが、そういう点はどのような対策をとっていくのかお聞きかせ願えたら。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） どうしても支線のところには開口部をつくって、そこは口があいている状況になるものですから、土の流入というのはどうしてもあるものと考えています。この排水対策事業、竣工すればそれで全くもう心配ないというもの

ではなくて、排水対策の側溝の土砂上げですとか、そういったものは少なからず必要な事業になってくると思いますので、そこら辺もまたあわせて今後検討させていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 上條議員。

○3番（上條倫司君） この取水の管は、丸い管でいかっているということになって、水の入る部分だけU字溝か何かで出ていると解釈するのですが、それでいいわけですか。

○議長（三澤一男君） 藤沢課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 支線の部分について開口になるのは交差点部分になるのが主だとは思いますが、そういったところがグレーチングなりの開口が設けられるといった形になりますし、あと、どうしても畑の脇なり圃場の中なりを集水管という穴のあいた管を埋設しまして、それで水を集めてくるといった内容かと思いません。

○議長（三澤一男君） 上條議員。

○3番（上條倫司君） 図面でいくと、丸い管でいけて、土の入らないような状態になるということですね。

それでは、5番目の項の幹線排水路の水量が満水になることはないということでしたけれども、その点は大丈夫なのでしょうか。大体1時間に何ミリ降ったらという設計があると思いますけれども、どのような設計になっていますでしょうか。お願いします。

○議長（三澤一男君） 藤沢課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 幹線排水路の水量の満水のご心配でありますけれども、以前にも一般質問があったかと思っておりますけれども、三間沢川への流入の関係については10年確率というものを採用しております、それによる雨量計算になっています。ですので、必然的にそれを活用した排水路の太さの計算になっているかと思っておりますけれども、私も技術的なところは専門家ではありませんのであれですけれども、県から聞く資料によりますと、10年確率での計算でしているといった内容でございます。

○議長（三澤一男君） 上條議員。

○3番（上條倫司君） 10年確率というのは、私の方がちょっとよくわからないのですけれども、10年に一度というような雨が降るということでしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 最大雨量というのが恐らく今データで、県で持っているものがあると思うのですけれども、それに対する10年の確率という形で算出をされているものであります。前にご質問いただいたものについては、その水が三間沢川に放流されたときに飲み込めるかというご質問もいただきましたけれども、それについても、そちらについては30年確率で計算をしていると聞いております。以上です。

○議長（三澤一男君） 上條議員。

○3番（上條倫司君） 降水量ということはわからないということですか。降水量1時間に何ミリとか、そういうあれは。

○議長（三澤一男君） 藤沢課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 詳細な何ミリという降水量を使つての計算というのは、下で資料を見ないと何ともなのですけれども、必要があればまたお示しをしたいと思いますけれども。

○議長（三澤一男君） 上條議員。

○3番（上條倫司君） わかりました。

それと、心配されるのは、幹線排水路の流れは多分速いと思うのですけれども、支線排水路の流れが遅いとなかなか幹線排水路には水が入りづらい状態になるときもあると思うのですけれども、その辺はどんなものなのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 流入管がどのように幹線排水路に接続をされるのかというのがまだ図面で示されたものが県からないものでいけないのですけれども、土地改良課で設計をしていただいていますので、恐らく専門家の、幾つも今まで現場をこなしている方々の設計でございますので、そういった心配はないかと思えます。

○議長（三澤一男君） 上條議員。

○3番（上條倫司君） ありがとうございます。単純にTでつなげた場合は、そういうことが起きるのではないかと思うわけですが、またしっかりした設計書がありましたら見させてもらいたい。よろしく願います。

それでは、質問ナンバー6番、これはさっきちょうどいただいてあります。

それと、本管をいけるところは、今井線より上、どこら辺までいくのかわかりましたら願います。

○議長（三澤一男君） 藤沢課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 幹線排水路の最南部ということによろしいですかね。

- 3番（上條倫司君）　そうですね。
- 産業振興課長（藤沢洋史君）　ジャスコへ行く道を通り抜けまして、まだ南に行って、淀の内の集落に入る信号機がありますかね、その信号機を真っすぐ東に行ったところになりますかね。
- 議長（三澤一男君）　上條議員、よろしいですか。
上條議員。
- 3番（上條倫司君）　わかりました。そこまで1、2の管がいかっていくということですか。どういうふうになるのか。管の太さが、どこかからか細くなる、どういうふうになるのか。
- 議長（三澤一男君）　藤沢課長。
- 産業振興課長（藤沢洋史君）　南部に行くほど上流部になりますので、排水の量も減ってくるものですから、今手元の資料によりますと、一番上流部で600ミリになるかというふうに思います。
- 議長（三澤一男君）　上條議員。
- 3番（上條倫司君）　それでは、全体を通して疑問なところがあるのですけれども、通学道路のU字溝と、これとはつながらないということでもいいわけですね。
- 議長（三澤一男君）　藤沢課長。
- 産業振興課長（藤沢洋史君）　今回の工事の中には入っておりません。
- 議長（三澤一男君）　上條議員。
- 3番（上條倫司君）　今井線のところが、今あるU字溝は生かして、それとまた違うものをつけていくのか、どんなふうになっているのかお聞かせ願えたら。
- 議長（三澤一男君）　藤沢課長。
- 産業振興課長（藤沢洋史君）　今現在あるU字溝について活用方法はまだ県と調整をさせていただきますが、あそこにも集水管の敷設はする予定になっておりますので、管は入ることは確かでございます。
- 議長（三澤一男君）　上條議員。
- 3番（上條倫司君）　ありがとうございました。水を相手なものですからなかなか大変だと思いますけれども、事故のないように進めていってもらえたらと思います。
これで質問を終わります。
- 議長（三澤一男君）　上條議員、2項目はよろしいですか。
- 3番（上條倫司君）　はい。

○議長（三澤一男君） 以上で上條倫司議員の質問は終了しました。

◇ 新 居 禎 三 君

○議長（三澤一男君） 質問順位 6 番、新居禎三議員の質問を行います。

新居禎三議員、質問事項 1 「職員の雇用体制について」を質問してください。

新居禎三議員。

（6 番 新居禎三君 登壇）

○6 番（新居禎三君） 議席番号 6 番、新居禎三です。今日は、3 つのことを質問いたします。よろしくお願いいたします。

最初に「職員の雇用体制について」ですが、政府は働き方改革の一環で、同一労働同一賃金の原則など、非正規雇用労働者の処遇改善を謳い、公務員についても地方自治法・地方公務員法の改正を行い、いわゆる官制ワーキングプア解消のために、非正規雇用公務員の処遇を改善するよう、各自治体に会計年度任用職員制度を 2020 年 4 月より実施するよう総務省から通知が出ております。そこで、当村の対応についてお伺いします。

1 番目ですが、臨時・嘱託職員について、会計年度任用職員の任用等に関する制度を新たに設け、任用について明確化することとされていますが、当村での会計年度任用職員制度の規定等の整備について、条例や規定の改正など、制度移行に向けての準備状況はどのようになっているかお伺いします。

2 番目としまして、同一労働同一賃金という観点から、会計年度任用職員への移行の際、賃金表の適用、各種手当の支給など、どのようにお考えですか、お伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 新居禎三議員の質問にお答えいたします。

「職員の雇用体制について」ということですが、1 番目の「臨時・嘱託職員について、山形村の会計年度任用職員の制度の規定等の整備について、条例や規定の改正など、制度移行に向けての準備状況はどうなっているか」ということですが、村では地方自治法・地方公務員法などの定めにより、特別職の非常勤職員、

一般職の非常勤職員、臨時的任用職員など、総勢で500名を超える皆さんを職員として採用しております。しかし、国を初め、全国の自治体でこうした職員の任用の根拠や形態がまちまちであることが問題になりまして、このたびの制度改革になったという経過でございます。

本村の準備状況は、新制度に規定された特別職の位置づけ、会計年度任用職員が担う職務の検討など、特に該当職員が勤務する担当課との具体的な調整を行っているところであります。また、制度の施行には幾つもの例規の改正が必要になってまいりますので、こちらは業者委託により、決定した部分から逐次整理をしていくこととしております。年内には一連の作業を完了する予定で、また、今、全国の自治体が国から示されたマニュアルに沿ってこの準備を進めているところであります。

次に、2番目のご質問の「同一労働同一賃金という観点から、会計年度任用職員への移行の際、賃金表の適用・各手当の支給など、どのようにお考えか」ということでありますが、この制度が現在の勤務形態をそのまま移行するというものではなく、原則的には新たな制度のスタートを前提としたものであるため、職務の内容、勤務時間、報酬の単価などはすべて見直しの検討を行います。基本的には国の指示の範囲内にあるものはそれに従うことになりまして、給料表の適用や一定以上の勤務条件の方に期末手当を支給するなど、所要の手立てが必要になるものと思われまます。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） ご答弁いただきましたが、1番目の部分ですが、今年度中に形あるものにしたいということでしたが、実際の運用は来年4月1日以降ということになっていきますが、約1年、あと1年ですが、再来年度からスタートになりますが、再来年度から会計年度任用職員について採用というか、現在から移行する方も当然いらっしゃると思いますが、そういう部分で、来年4月以降、どういう条件等になるかの部分を含めて、それに応募する方に対しての周知をしなければならないと思いますが、その辺はどのような形で周知をお考えですか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 来年4月からスタートになるわけでありまして、当然募集につきましては、31年度中の募集をかけていくということでありまして、会計年度任用職員という中でも、フルタイム、パートタイムという振り分けがございます。それにつきましては、現在、各課で何人採用しているとかということ調べております。

今後につきましては、先ほど村長答弁ありましたように、ヒアリング等を行って行く中で、どういう勤務時間体系というようなものを確認しながら、採用に向けての、要件を確認をしながら募集をかけていくということになります。それとあわせて、当然その給料表とかというものも出てきますので、例規についても整備をしていかなければいけないということで、それについては業者に委託をしていくという内容のものであります。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 当然、来年31年度に募集をかけるわけですが、ある意味応募される方も、自分が働く条件等を事前に知る必要があると思いますので、できるだけ早くその辺は周知できるような体制をとっていただきたいと思います。

この会計年度任用職員を実施するに当たって、今まで往々にしてそういう部分がありました。人件費の削減及び、いわゆる雇用の調整弁みたいな形で働いてもらってきた部分もありますが、今回の政府の募集を見ますと、そういう考えで会計年度任用職員を設置してはいけないのではないかとこの部分が書かれていますので、そういう部分で将来的にわたってそういう人たちがどういう立場で働けるかも含めて、きちんと調整していただきたいと思います。

ある意味、同一労働同一賃金でありますから、条件面に関してだけ格差を残して、会計年度任用職員に当たっては、既存といいますか、今の正規雇用の職員と同じような義務や規律が発生する場合がありますので、その辺の部分だけ適合して、条件面で格差を残さない形で運用規定とつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 議員言われますように、同一労働同一賃金ということをしていただいております。そういう中で、今の勤務状況というものをしっかり把握をさせていただきまして、それに対応していく会計年度任用職員という立場の中で、費用面で増えることもあるかとは思いますが、そういう決まりができた中で対応はしていきたいと考えておりますし、費用面だけでおさえしていくということではなくて、あくまでもしっかりした条件を見きわめた中での対応になってくるかと思っております。

○議長（三澤一男君） 新居議員。

○6番（新居禎三君） 国の方針の中にも出ていますが、会計年度任用職員の採用に当たっての選考はどのようにお考えですか。正規職員と同じような試験をするのか、ま

たは、面接その他でやるのか、その辺の選考の基準についてはどのようにお考えですか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 国の方針にもよりますけれども、面談が中心になってくるかと思います。どちらにしても採用するにあたりましては、面談をして、専門職であればまたその辺のことも確認をしながら採用という形になるかと思います。

○議長（三澤一男君） 新居議員。

○6番（新居禎三君） 当然、会計年度任用職員でもフルタイム、パートタイムによって違ってくると思いますが、その辺の服務規律とか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 先ほどもお話をしたのですが、現在どの課で何人、どういう条件でお願いしているかを確認しております。その上で条件面も今後、その仕事に見合う要件の中で対応していただくことになるかと思います。

○議長（三澤一男君） 新居議員。

○6番（新居禎三君） 2番目に触れる部分ですが、その中で当然正規の職員の方には介護や育児の休養等の規定があると思いますが、その辺の適用についてはどのようにお考えですか。

○議長（三澤一男君） 赤羽課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 正規職員とほぼ同じ内容にはなってくるかと思います。当然、会計年度任用職員といたしましても、フルタイムということであればもうほとんど正規の職員と同じでありますので、条件というか、そういう環境についても正規職員に近いものが与えられるということになると思います。

○議長（三澤一男君） 新居議員。

○6番（新居禎三君） ぜひ、そういうところをきちんとしていただいて、会計年度任用職員であっても、正規の雇用の方と、正規職員と同じように、同じような条件で働けるような体制をつくっていただきたいと思います。

あと、2番目の各種手当等ですが、その際に、人事評価制度とかの適用はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽課長。

○総務課長（赤羽孝之君） この会計年度任用職員のフルタイムにつきましては、当然

人事評価も行っていくこととなります。

○議長（三澤一男君） 新居議員。

○6番（新居禎三君） できるだけ正規職員と同じような形で実施していただきたいと思えます。

あともう1点ですが、つい最近、どこかの県でありましたが、いわゆる嘱託職員が公務災害を申請したら認めてもらえなかったという事例があって、裁判で結局適用されることになったのですが、その辺、現状の村の臨時嘱託職員についての公務災害等の適用はどのようになっていますか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） その辺につきましては、共済組合に確認をしておりますし、労災適用という部分も出てくるものですから、その辺もあわせて町村会に確認をしながら対応はしていく状況であります。

○議長（三澤一男君） 新居議員。

○6番（新居禎三君） 会計年度任用職員が始まっても、仕事の中身については正規の職員とさほど変わらない仕事をしていただいているわけですから、特に公務災害等、当然適用するものだと、私はするべきだと思いますし、ぜひ、その辺もきちんと形のあるものにしていただきたいと思えます。

その中で、1点、特別職の扱いの中で、現状の各区にいる区長さんたちの扱いですが、国の方針等を見ますと、区長さんたちは特別職ではないという疑問視の中に出ていましたが、その辺の扱いはどのようにお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 区長さんたちの扱いにつきましてはこれから対応していかなければいけないことになるかと思うのですけれども、周りの市町村の状況を見る中で、国の指示がまた出てくるかと思えますので、その辺で対応はしていきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 新居議員。

○6番（新居禎三君） その中で一番問題になってくるのは、現状はある意味特別職なのですが、会計年度任用職員でもないし、特別職でもなくなるという部分で、区長さんたちが委託という形があるのかもしれませんが、そうすると今度、今言いましたように公務災害等の適用がなくなってくるわけですね。その辺が非常に難しいのかなと私は思うのですが。当然、近隣市町村も同じような部分で悩む部分だと思いますが、

ぜひ、その辺についても十分な配慮をいただいて、村民のため、村のために働いていただいている区長さんたちの不利益がないような形にお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 区長さんにおかれましては仕事も非常に激務でありますし、賃金というか、報酬面でもどうかということもありますので、その辺も含めた中で、また今後対応を考えていかなければいけないのかなと捉えてはおります。

○議長（三澤一男君） 新居議員。

○6番（新居禎三君） ぜひ、できるだけ実際に携わっていただいている方の不利益がないような形にお願いしたいと思います。

それとあと、会計年度任用職員の実施に当たってですが、よく民間企業でももう先行して、言い方は違いますが、いわゆる臨時職員等が5年経過すると正規職員に採用しなさいという部分が出ていますが、その中で一番問題になっているのが1年ごとの契約更新ですが、契約更新時の終わる直前に一旦やめていただいて、4月からまた新たに採用という形で、いわゆる雇用を一旦中断して年給やその辺が増えない形でやっている企業もあります。そういうことが、公務員職場ではあってはいけないと思います。

当然、次年度についても働いていただける方については、いわゆる雇用の中断は是正しなければならないと思いますので、特に民間企業ではありませんから、公務員職場であります。そういう意味では、ぜひ、そういうことがないように運用していただきたい。村長の施政方針にもありましたが、正規であろうが、会計年度任用であろうが、働きがいのある職場で、環境の充実に努めるという部分で、村長も施政方針でおっしゃっていますので、その辺は、正規、非正規かかわらず、そういうような環境で働けるような状況をぜひつくっていただきたいと私は希望して、1つ目の質問を終わります。

○議長（三澤一男君） 1項目めについてはよろしいですね。

新居禎三議員、次に質問事項2「障がい者雇用について」を質問してください。

新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） それでは2つ目の質問ですが、「障がい者の雇用について」であります。

障害者雇用促進法では、公務員職場でも2.5%以上の雇用が義務づけられていま

す。しかし、国や県の行政期間での、いわゆる水増しされた雇用率の発表問題等が報道され、急遽採用試験を実施するなどの対応に追われているところであります。

そこで、お伺いします。1つ目としまして、当村においては、国の定める雇用率を残念ながら達成されておられません。今後、どのような計画を作成され、雇用率達成に向けられるのか。

2番目としまして、障がい者が生きがいを感じ、採用後ずっと働きを続けられるよう、どのような職場環境の整備をお考えかお聞かせください。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項の2番目の「障がい者雇用について」のご質問にお答えをいたします。

最初にご質問の「当村において国の定める雇用率を残念ながら達成されていません。今後どのような計画を作成され、雇用率の達成に向けられるか」ということでございますが、議員ご指摘のとおり、残念ながら山形村は平成27年以降、法定雇用率に基づく雇用人数1名が未達成の状態にあります。制度の趣旨を考えた場合、不足数だけを解消すればいいというものではございませんが、当面はこの1名の達成を目標に目指しているところであります。

次に、2番目のご質問の「障がい者が生きがいを感じ、採用後ずっと働き続けられるよう、どのように職場環境の整備をお考えか」についてでございますが、過去においては、本村の障がい者雇用の対象職員は一般職員であり、職務内容や勤務要件もすべて他の職員と同じものでありました。いろいろな課題や問題点も思い浮かぶところでもありますので、こうした経験も踏まえて、障がいの種類に対応し、合理的な配慮がされた適正な業務内容をどう設定していくか、服務規程はどうかなど、基本的な体制をしっかりと整備しなければ働きやすい環境を整えることはできないと考えておりますので、この辺は改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 1番目の雇用率達成ですが、現在はいわゆる公務員職場2.5%以上ということで、当村は現状1名以上いれば達成ということになるわけですが、今後、国の方針としては雇用率も上げるような報道等もされてはいますが、そうすると当然1

名でいいのかという問題も出てきますが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 国では、2021年4月以降、雇用率を上げるという計画があるようであります。ですが、村としては今のところ、とりあえずは1名をとという部分で進めていきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 新居議員。

○6番（新居禎三君） ぜひ、その辺も十分考慮して、今後の計画をつくっていただきたいと思えます。

障害者雇用促進法は、障がい者の自立や社会参加のための重要な柱、障がい者が能力を最大限発揮し適正に応じた働くことができる社会を目指すとして、障害者雇用率制度が制定されております。

そういう中で、当然民間企業も適用されておりますし、民間企業に対しては達成できない場合にペナルティを課せられる部分がありますが、公務員についてはペナルティはありませんが、そういう意味で、逆に言いますと、なぜそこで公務員についてペナルティがなかったのかという部分は、聞くところによると当然のようにそういう役所関係は達成するだろうということで、当初からペナルティはないのかなと思っておりますが、そういう意味で、当村が雇用率を達成していないというのは、非常に残念な部分であります。

民間企業の中では、社会貢献として多くの障がい者を雇用している、中小企業等でも積極的に多くの障がい者を雇用しているところもございます。そういう意味で、役場はぜひ早急にその辺は達成をしていただきたいと思えます。

具体的に、今般、国や県など水増し問題で急遽障がい者枠で採用試験を実施したという部分が報道されておりますが、その辺について山形村はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 先ほど村長答弁でもあったのですけれども、障がいを抱えた方が働く仕事内容というものの、その辺をしっかりと対応できる職場を見つけられないということがあるものですから、そうでないと、またかえって迷惑をかけてしまうことにつながっていくということで、まずはその辺をしっかりと研究させていただいた中で、早々に障がいをかかえる方を採用できればというようには考えております。

○議長（三澤一男君） 新居議員。

○6番（新居禎三君） 課長言われるように、少ない人数で仕事をやり繰りしている山形村役場において、なかなか1つの仕事に特化して働いていただける職員を採用するというのは、非常に難しい部分があると思います。ただ、障がい者といいますが、今でいいますと身体障がい者を含め、精神障がいの障がい者等も入ってきますので、それぞれがいろいろな特性を持っている方がいらっしゃいますので、そういう仕事を見つけるといえるか、つくっていただくといえるか、そういうのを早急に研究していただきたいと思っています。

具体的には村としてはどのぐらいまでに達成したいといえるか、目標等はございますか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 現時点では、なるべく早い時期にというお答えしかできませんけれども、障がい者の方の採用というものについては、さっき言った職種、仕事内容もそうですけれども、仕事時間によっても労働者として認められる部分があるものですから、その辺も研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 新居議員。

○6番（新居禎三君） 今、課長言われたように、民間企業では当然その障がい者に応じて勤務時間等を短くしたり、いろいろな形で採用されています。そういうところも十分研究していただいて、できるだけ早い時期に達成していただければと思います。

次に、2番目ですが、それぞれの障がい者によって特性がありますので、一概には言えませんが、障がい者が働いていただける職場環境、簡単に言いますと役場内のバリアフリー化だとか、当然身体障がい者以外の精神障がいになればそういう面ではないですが、当然人間関係等の問題でなかなか精神障がいの方が働けないということも聞いておりますので、そういう意味での具体的な職場環境、どういう方を採用されるかによっても違ってきますが、今現在、そういう障がいのある方に対する職場環境の改善とはどのようにお考えですか。

○議長（三澤一男君） 赤羽課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 1つは障がいの内容にもよってですけれども、バリアフリーという部分もございまして、本当にどんな仕事につけるかという部分での対応も出てきます。計画ではある程度見込んでいかなければいけないことかとは思っておりますけれども、いろいろな業種を見た中で、各課とも相談した中で、提案をしていただきながら、障がい者の方のできる仕事という部分を考えていかなければいけないかなと捉

えています。

○議長（三澤一男君） 新居議員。

○6番（新居禎三君） 今、言われたように、それぞれの障がいを持っている方の特性がありますので、一概にここを直せばいいという部分ではありませんが、今回、国家公務員とか県の採用試験の新聞報道等を見ますと、いわゆる障がいを持っていらっしゃる方というのは、ある意味、仮に採用された後、自分たちがどういう仕事できて、どういう形で働けるかという採用するに当たっての情報提供、その辺が非常に重要になってくると思うのですが、どういう形で採用選考されるかにもよってきますが、その辺の情報提供については、今、実際の障がい者の採用試験を受けられた方が、その辺の不安が一番大きいという声がたくさんあるのですが、いつ実施されるかわかりませんが、その辺の情報提供についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 先ほども申し上げましたが、役場の中はいろいろな仕事があります。そんなことから各課から提案をいただく中で、できる仕事、できない仕事を見分けて募集につなげていくということになるかと思えます。ですので、どんな仕事をこれからしっかり見きわめなければいけないのですけれども、その辺、情報収集した中で障がいの皆さんに伝えた中で募集をしていくということになるかと思えます。

○議長（三澤一男君） 新居議員。

○6番（新居禎三君） ぜひ、その辺の情報提供を決めて、十分な配慮をいただいて、障がいのある方が役場職員として長く働ける環境整備をお願いして、2番目の質問を終わります。

○議長（三澤一男君） 2項目めはよろしいですね。

新居禎三議員、次に質問事項3「地域コミュニティについて」を質問してください。

新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） それでは、「地域コミュニティについて」の質問を行います。

村長は、2年前の就任の際に「それぞれの地域で価値観の多様化する個人主義的な考えが主流となりつつあり、地域コミュニティの弱体化が危惧される」として、平成29年10月から山形村地域コミュニティに関する検討会を立ち上げ、地域のつながりの再構築を図っているところではありますが、残念ながら今回の施政方針ではこのことについては触れられていませんが、そこでお伺いします。

1番目としまして、これまで地域コミュニティ検討委員会等で検討され、その中で

各種団体の役員体制や委託される事務処理などが簡素化されるなどの変化がどのようにあったかお聞かせください。

2番目、これは先ほど大月議員の質問にもありましたが、防災の観点から、全世帯が自主防災会加入が望ましいと思います。現行の区の組織と防災会が一体となっている部分を完全に別組織として防災会加入を義務づけできないか。

3番目としまして、今後、地域のコミュニティがどのような姿になれば理想とお考えかお聞かせください。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項3番目の「地域コミュニティについて」のご質問にお答えをいたします。

まず最初の「各種団体等の役員体制や委託される事務処理などの簡素化されるなどの変化はあったか」ということでありますが、頭の痛い問題でありますし、一番の問題は、区や連絡班の未加入の実情でございます。検討委員会での討論の状況につきましては広報を通じて、また、昨年秋の行政懇談会でも報告させていただいております。

これまで続いてきた地域組織の体制が抱える問題、加入・未加入の不平等感、それらの対策として、数多くある役職や各団体の事業の見直しの働きかけなどについてご意見をいただいております。

交通安全協会山形支部では、連絡班から選出される役員を廃止し、組織のコンパクト化にご協力をいただいております。また、公民館では、本館の組織体制の見直しにも着手をいただいております。また、村では、防犯灯の電気料を全額村費負担とし、連絡班の文書発送の回数も2回から1回に変更をしております。

様々な課題の改善に努めておりますが、こういった取り組みは今後も続けてまいりたいと思います。

次に、2番目の「防災の観点からは、全世帯が自主防災会加入が望ましいが、現行の区組織と防災会が一体となっている部分を完全に別組織として防災会加入を義務づけできないか」ということでありますが、大月議員の答弁でも述べさせていただきましたが、現在の自主防災組織につきましては課題もあるとは思いますが、新たに自主防災組織を再編するにしても、住民の皆さんの防災に参加する意識づけが重要であります。まずはこの再編という課題を地域で話し合ってくださいと重要だと思っております。

次に、3番目のご質問の「今後、地域コミュニティがどのような形になれば理想と考えるか」というご質問であります。目標・目指すところという意味で申しますと、時代は大きく変化しております。この少子高齢化・個人主義の時代に、これまでと同じようにはできないこと、変えなければいけないことがたくさんあるということを通の認識として次の世代に引き継いでいける、持続可能な地域の仕組みやつながりをつくっていくことが重要だと考えております。

抽象的な言い方になりますが、相互扶助の意識が高く、災害や少子高齢化社会に対応できる地域力のある地域コミュニティが理想だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 新居議員。

○6番（新居禎三君） 1番目の質問は、そういう意味で安協の役員の削減等々、検討会始まってからご努力いただいて、幾らかでも役員の数は減って簡素化されてきているのかなと思いますが、村長答弁にもありましたが、引き続き簡素化できる部分は村の直轄の団体以外にも当然、社協その他の部分もできるだけ行政が仲介していただいで話をさせていただいて、今後も簡素化に努めていただければと思います。

2番目の防災の観点ですが、先ほど大月議員の質問にもありましたが、連絡班加入・未加入であろうが、災害に対する不安はそれぞれが、村民が持っている部分だと思います。ただ、災害が起きたときに一番重要なのが自分で努力する自助ですが、その次に、いわゆる隣近所、共助ですよね。ともに助け合いの部分で身近にいる近隣の家庭との日ごろのコミュニケーションが大事になってくるのかなと思います。

そういう意味で、ある意味コミュニティの再編等についても、そういう部分からもコミュニティの再構築をできるのかなと私は思う部分がありますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 防災に対応していくという中では、小さなコミュニティといますか、本当に隣近所という部分での助け合いが必要になってくるかと思うのですけれども、災害対応としては全く切り離れた組織を構築するほうが早いのかなと捉えてはいます。大月議員のときにもお答えしましたけれども、災害対応だけの本当の組織をつくり上げていくことが今後は必要になってくるのかなと感じております。

○議長（三澤一男君） 新居議員。

○6番（新居禎三君） 手法としては、私はそれが一番手っ取り早いと思います。そう

いう防災組織のつながりの中から自然発生的にできてくる地域のつながり、コミュニティが本来の地域のコミュニティの姿だと思っております。

そういう意味で、ある意味現状の上から決めた地域のコミュニティ、それぞれ連絡班の線引きやそういうものも当然見直していく必要はあると思います。現状、自主防災会、毎年訓練をやっておりますが、そういう意味で、未加入の方から聞いたのですが、普段の連絡班、加入していないから、そういう訓練は当然必要だと思っているけれども、行っても周りが普段からおつき合いない人ばかりだから非常に出づらいといえますか、そういう声を聞いております。

そういう意味で、今、課長言われたように、防災会を再編して、そこで自然発生的なコミュニティができるのが一番理想かなと私は思っております。そういう意味で、防災会の再編、大月議員の言われたようなことも、ぜひ、早急に検討いただければと思っております。

3番目の理想の姿ですが、現状でも、私思うに、山形村では各ボランティアの団体だとか趣味のサークルとか、そういう意味でいろいろな部分があるのですよね。それは、ある意味地域は村内全体にあればですから、それぞれの地域でというわけにはいかなないですが、そういうつながりがコミュニティのつくっている部分で、これから重要なキーワードになってくるのかなと思っております。

ある大学の先生が言われていたのですが、現状これから少子高齢化に向かってくる中で、そういう意味で、シニアの集まりといいますか、いろいろな部分、山形村でもたくさんございます。シニアの関心事として、普段感心を持っている部分からいいますと、健康、その次に趣味、次にボランティア、そして仕事、家族という順番になっております。そういう意味で、山形村のそれぞれのサークル等では健康の団体もあるし、趣味も団体もあるし、ボランティアの団体もございます。仕事に関していえばシルバー人材センターもそうかなと思っております。そういう人たちに参画していただいて、コミュニティづくりに一助いただければと思うのですが。これから高齢者が増えてくる中で、そういうパワーといいますか、力をお貸しいただいて、より強固なコミュニティづくりをしていければと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 確かに議員言われるように、定年になった皆さんとか、健康とか、先ほど言いました趣味とかボランティアという、そういうところでつながっていくという部分で、またみんながそこで集まってくるという部分でコミュニティと

いう部分、最終的にはそこにつながっていくのかと思っています。

ですので、そういうつながれるような共通した趣味とか、健康もそうですけれども、そんな機会を増やしていけたら、最終的にはコミュニティというところまでつながれるのかなと感じておりますので、そういう機会を増やすという部分のことも考えていくという方向で対応していくのがいいのかなとは思っております。

○議長（三澤一男君） 新居議員。

○6番（新居禎三君） そういう意味で、いわゆるシニアだけではないですが、いわゆる生涯学習という部分で村でも多くの方に参画いただいておりますが、日本の22の都道府県と、政令指定都市の20のうち19の政令指定都市が、いわゆる生涯学習のそういう管轄といいますか、山形村では教育委員会が主導でやっていると思いますが、今言う22の都道府県と政令指定都市のうちの19の市が、生涯学習のそういう事柄に関する部分を教育委員会から首長直属の組織として、生涯学習を奨励する組織づくりをしていると聞いております。なかなかおもしろいといいますか、有効な部分かなと思います。首長部局、トップは当然村長になると思いますが、そういうところがある意味主導しながら、そういう組織のあり方を含めたコミュニティづくりに活用できるのかなと思いますが、その辺はどう思われますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今、議員のご指摘、ご意見の中にもございましたけれども、山形村のコミュニティの現状といいますか、考えますと、まず1つには地域に根差したコミュニティというのが当然あるわけでございます。そのほかにも先ほど出ております趣味であったり、いろいろボランティアであったり、村の中の考え方を同じする仲間の皆さんとのコミュニティ、村の中で同じ趣味であったりで集まるコミュニティ、そういったものが村の中にはあるわけでありまして。山形の特徴としては、松本市との距離が少し離れていることもあって、松本圏域の中のまたコミュニティ、趣味のグループへ入っている方、そういった方も当然いるのですけれども、割合としましては、山形村の特色としては村の中のいろいろなサークルの活動が活発なところだと感じております。

先ほどの生涯学習の件でございますけれども、教育長の任命権が村長に移ったという制度改革もあって、今は、村長がある程度教育行政に対しても意見を言う機会ができておりますし、その辺の調整をするようにという法律の趣旨でもございます。今の生涯学習の話もそうでありますけれども、教育委員会との連携も当然必要になってま

いますし、特にこの趣味であったり、ボランティアみたいところは生きがいに関係するところでもありますので、そんな面からも、村の中のそういったエネルギー、村民力を村づくりに生かしていただく。そこで一番問題になるのは、行政の方向性とボランティアの皆さんとの方向性をどう調整していくか、実際にはこの辺はなかなか難しい問題があると思います。行政施策の中でどういうところを担っていただくか、その辺のすり合わせもしながら、ともに協働の村づくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

○議長（三澤一男君） 新居議員。

○6番（新居禎三君） 今、村長言われたように、生涯学習のサークルだとか、あらゆる面でコミュニティを強化する部分を考えていただいて、より住んでよかったと思える村づくり、コミュニティを強化していただくということをお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員、よろしいですね。

以上で、新居禎三議員の質問は終了しました。

◇ 大池俊子君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位7番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「国保税の引き下げを」について質問してください。

大池俊子議員。

（2番 大池俊子君 登壇）

○2番（大池俊子君） 議席番号2番、大池俊子です。今日は2つの問題について質問をしたいと思います。初めに「国保税の引き下げを」。

今、国会でも国民を苦しめる高額の国保税が問題になっています。「病気の人から保険証を取り上げたり、失業・倒産にあった人に追い打ちをかけたければ、最悪の場合命にかかわる。滞納者に追い打ちをかける北風を吹かせるか、それとも、生活再建で支払えるようにする太陽か」と、与党に迫る国会質問も出されています。

国民健康保険は、国民にとって最低のセーフティネット（安全網）の役割を果たしています。子どもが増えるほど保険税負担が増えるのは、少子化対策にも矛盾します。子どもが多い世帯ほど保険税が高くなる均等割は国保だけにあります。しかもかつては6割あった国庫負担率は5割に引き下げられ、加入者の窮状は進んでいます。加入

者のうち無職と非正規雇用などの被用者が8割近くを占めています。そして加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で、国保税の高騰がとまらなくなっています。

そして「国保の都道府県化」は、都道府県に国保行政の監督権限を与えることで、市町村による一般会計からの公費の独自繰り入れをなくしていくための制度改変でもあると思います。

一方で、今年度から子どもの「均等割り」の独自軽減や多子世帯の国保税の減免など、新しい形の国保税軽減策を導入する動きも各地に起きています。

そこで、質問します。

1つ目に、村の国保税の滞納状況は。そのうち子どものいる家庭はどのぐらいありますか。

2つ目に、資格証、短期証の発行はどのようになっていますか。そして、そのフォローはどのようにしていますか。

3つ目に、子どもの「均等割り」の軽減策導入の考えはありませんか。

4つ目に、2017年7月に全国知事会、18年6月には全国市長会などからも出されています1兆円の公費投入の提言「協会けんぽ並みに引き下げる」に対してはどう受けとめますか。

これで1回目の質問とします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大池俊子議員の質問にお答えをいたします。

「国保税引き下げについて」のご質問にお答えをします。

まず、1番目のご質問であります、「村の国保税の滞納状況は。そのうち、子どものいる家庭は」についてであります。今年度の山形村の国民健康保険税の滞納繰越額は、およそ3,300万円であります。納付状況につきましては、平成31年2月末現在で、この28%に当たる930万円が納付済みとなっております。現在、滞納繰越分の未納者は87世帯であります。この中で18歳未満のお子さんのいる被保険者は4世帯であります。

次に、2番目のご質問であります、「資格証、短期証の発行は。そのフォローは」についてであります。村では、資格証明書の発行はしておりません。短期被保険証については、有効期限が6カ月のものを昨年度に発行をいたしましたが、18歳

以下の子どものいる世帯や、精神・身体等の障がいをお持ちの方には通常の被保険者証を発行しております。

村では、資格納税に関しましては、日ごろから納税者の皆さんに対して納期内納付を呼びかけています。特に古い年度の滞納がある方や滞納額が大きい方については、ご本人と村の双方で話し合い、納付計画を明確にさせていただいた上で完納に向けて誓約書を取り交わし、履行をしていただくよう指導をしております。

次に、3番目のご質問であります、「子どもの『均等割り』の軽減策の導入の考えは」についてであります。ご承知のとおり、村の国保税における均等割は、被保険者1人につき、医療分の均等割が2万円、後期高齢者支援金分が6,000円、介護分が6,000円となっております。介護分につきましては、40歳上の被保険者のみを対象としております。

この均等割につきましては、国保世帯主とその世帯の被保険者の所得金額等の合算額に応じて軽減制度があります。軽減割合は、7割軽減、5割軽減、2割軽減であります。

7割軽減の場合は、実質的に負担するのは3割になりますので、医療分の均等割2万円が6,000円に軽減され、同様に、後期支援金については1,800円、介護分が1,800円という負担額になります。この軽減制度は、すべての世帯に共通する所得という基準によって運用することにより、被保険者間の公平性を保っております。

一方で、子どものいる世帯独自の均等割の軽減策を導入することは、希望しても子どもの持つことのできない世帯など、一部には被保険者の理解を得るための配慮が必要な面もあるかと思われれます。いずれにしましても、少子高齢化の進む中で、子育て支援は村においても重要施策でありますので、今後も多方面から取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4番目のご質問の「『協会けんぽ並みに引き下げる』に対してはどう受けとめるか」ということですが、1兆円の公費を投入して、協会けんぽ並みに引き下げる要望を、全国知事会及び全国市長会で財政支援の要望をしているようにあります。

国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けることができるよう、非自発的失業者など被用者保険に加入できない方などに対するセーフティネットの役割を担っているため、将来にわたって持続可能な医療保険制度として、定期的な運営が求められるものであります。

国民健康保険の加入者数は年々減少する一方、一人当たりの医療費は増加し、高額になっているという現状であります。今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るためには、国の財政責任のもと、地方との十分な協議を行う必要もあると思っております。

村としましては、今後、国の動向を注視し、県を初め他の市町村との情報の共有に努め、国民健康保険の安定運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） それでは、1つ目の質問の滞納状況で、そのうち、子どもさんのいる家庭は4世帯ということですが、村の滞納状況も31年は930万円ということですが、その前2016年を見ますと、滞納が1,276万円、滞納世帯が183件、14.3%、1年以上の滞納者が40と多い中で、年々滞納金額も少なくなっている状況にあります。

その中でも、県の滞納整理機構ができてからというものは、減少傾向にあると思っております。その滞納整理機構ができることによって、かなり強く滞納整理を迫っているという現状も見逃せないと思っております。そのうち滞納状況の中の4世帯が子どもさんのいる家庭ということで、その4世帯の家庭の状況がどのような状況になっているかというのをお聞きしたいと思っておりますが、家族構成とか、滞納整理についての計画というものはきちんとできているかどうかをお聞きしたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 村田税務課長。

○税務課長（村田鋭太君） 質問にお答えいたします。先ほどの未納者の家族状況、世帯状況ということでございますけれども、3世代同居の世帯、また、比較的若年層の転入者の世帯、また、古くから村にお住まいの慢性的な滞納をされている世帯と、様々なパターンであります。滞納の納付計画につきましては、それぞれの家庭、誓約書等を交わして、計画的に納付はしていただいております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 2番目の資格証は村にはまだいないということで、短期証の6カ月の方がいるということですが、これが何件ぐらいで、18歳未満の、障がい者の家庭にはやっていないということで安心しました。

ちなみにその6カ月というのは何件ぐらいあるのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） この短期証ですけれども、平成29年の10月からの6カ月分を発行した世帯につきましては21世帯で、その被保険者数は40名でありました。また、6カ月後の平成30年4月から9月までの6カ月を発行した世帯につきましては、19世帯32名の方が該当となっております。

○議長（三澤一男君） 大池議員。

○2番（大池俊子君） この短期証は、以前はあまり山形村出されていなかったのですが、状況はだんだんいろいろな、国保に入る家庭の状況が変わってきたということで、増えてきているという状況だと思います。本当に短期証でも、支払える状況になるまでフォローして行ってほしいと思います。それによって6カ月経てばまた次の申請に来なければいけなくなれば、当然滞納金も持って来なければいけないということで、そういう中から医療抑制が全国でも広がっているということで、その見えない部分での心配もありますので、ぜひフォローをして行ってほしいと思います。

3番目の「均等割り」についてなのですが、今、全国でも特に子どもの「均等割り」についての補助、軽減策をしているところが幾つもあります。

特に、今年度については葦崎市など少なくない市町村が子どもに限らず国保税の引き下げが行われ、仙台市や清瀬市、旭川市なども「均等割り」の独自軽減、全額というところだけでなく、半額とか少しというところも含めてたくさん出ています。

特に最近、宮古市が昨年12月議会で減免を決めたということで、19年度の予算から子どもの「均等割り」に免除計上をしました。こうした中で完全免除ですが、財源を確保しなければいけないのですが、これを一般会計からの法定外繰り入れで賄っているということです。国保特別会計内における子ども以外の被保険者への影響などもないということも重要なことだと思います。

宮古市の例なのですが、19年度から0歳児から高校3年生まで、18歳が501世帯836人います。その予算は、子どもの「均等割り」の減免額は1,833万円で、「均等割り」から低所得者の7割、5割、2割を引いた分が1,475万円で、子どもの金額836人分の「均等割り」をひくると2,123万円で、減免額を引いた分を計算しますと1,475万円ということで、それをふるさと納税と市長のお任せ分というところから出ているそうです。

そこで山形の19年度のこの概要ということで計算していただきました。それは0歳児から18歳まで、山形は143件の265人。それから「均等割り」の内訳は、「均等割り」の2万円と、それから、支援分で6,000円ですが、その人数が、山形は

143件の265人ですので、減免分を引いた分は600万円になるようです。その中でお聞きしたいのは、7割、5割、2割減免になるのですが、その人数と金額は大體どのぐらいなるか教えていただきたいです。

○議長（三澤一男君） 村田税務課長。

○税務課長（村田鋭太君） 質問にお答えいたします。軽減の対象の世帯ということで大池議員の質問ですけれども、7割軽減のお子様がいらっしゃる世帯が13世帯で、子どもさんの人数が25名です。5割軽減につきましては、17世帯29人で、2割軽減が18世帯の32名です。軽減なしの世帯が、95世帯179名ということで、合計が143世帯265人のお子さんが国保の加入者だという内訳になっております。

軽減後の金額ということでよろしいですかね。軽減をされた金額の合計につきましては、2割軽減のお子様32名、2割ということですので、8割が課税になるというように計算しますと66万5,600円。5割軽減が同じように計算しますと37万7,000円。7割軽減が19万5,000円と。合計しますと、589万1,600円、約600万円という課税の内容になってきます。

軽減を全然加味しない金額で計算をしますと、大體689万円ということで、軽減の金額が約100万円、99万8,400円がそのうちの金額という数字になります。

○議長（三澤一男君） 大池議員。

○2番（大池俊子君） その軽減分を引いた金額は個人負担ということになると思いますが、その分の均等割を例えばふるさと納税とか、一般財源からの繰り入れということも、先ほど村長は村においても子育て支援は重要な課題として見ていきたいということですが、今、このように全国的にもいろいろやられ始めている中で、負担の大きい「均等割り」についての子どもの負担の軽減ということで、村でももう一度考えてはいただけないかなということでお聞きします。

全額を希望するのですが、それもどうしても無理というのだったら、例えば半額とか、そういう軽減策をとる方向ではどうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今の子育て支援の一環としてどうかという話でございますけれども、子育て支援につきましては、国でも全世代型の社会保障の充実ということを掲げているわけでございますので、これからどんな子育て支援の必要性が出てくるか、全体の中で考えなければいけない問題だと思っております。

この国保税に限らず、いろいろな面で、山形村がどういった子育て支援策に財源を

充てていくかということもありますので、参考にさせていただくということで伺っておきたいと思いますが。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 大池議員。

○2番（大池俊子君） 先ほどからも言われているのですが、「均等割り」というのは国保税だけにある制度です。違う協会けんぽとか、違うところには入っていません。子どもが多ければ多いほど「均等割り」ですから、この6,000円というのが上乗せされてきて、非常に負担になってきています。

国保に入る方というのが、昔は自由業、農林水産業、第三次産業が多かったのですが、今は非常に非正規雇用とか無職の方、また年金生活の方が非常に増えて、村でも団塊の世代ではないですけども、どんどん増えてきています。そういう中で、国保料に支払う割合というのが負担になってきている中で、特に子どもさんがいる多子世帯とか、何人もいる方は非常に困難になっていると、そういう中でのこの「均等割り」の提言なのですが、ぜひ、もう一度子育て支援を検討する中で、全体の中で検討して行ってほしいと思います。

この前の滞納問題でもやったのですが、返済計画を立てる中で生活設計というか、生活再建のやり方も含めてのフォローをしていく中で、滞納解消というのようになってくると思いますし、滞納のある子どもさんの家庭の解消にもつながっていくと思いますので、ぜひ、そういう点でも検討をして行ってほしいと思います。

それでは、4番目の協会けんぽ並みに引き下げるという件ですが、1兆円の公費提言が出されているのですが、この1兆円という数字は、国民の均等割、平等割を合わせた金額が1兆円であるということです。国保の今年度都道府県化になるについての国からの、それに引きかえの形で3,400億円が公費で投入されています。もう1兆円あれば、平等割、均等割もなくして、全体がなくしていけるということで、全国の知事会から出ているということだと思いますが、ぜひ、村長もそういう点も含めて一緒に行動されていると思うのですが、これからもそういう点で出して行ってほしいと思います。

滞納によって生活が困窮されるということで、それを改善する手立てを山形村も親身になってやられてきていると思いますが、これからも続けて、この前、野洲市の例を出したのですが、太陽に当たる生活再建、滞納の返済計画だけでなく、生活再建という観点からも視点を置いて続けてほしいと思いますが。その点で、先ほどの均等

割6,000円全額でなくて、何割ずつかという点も含めての、再度質問したいと思いますが、そういう点からも、少しずつでも減免制度を国保においても入れていってほしいと思いますが、再度の質問ですが、よろしくをお願いします。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） この国保の件でございますけれども、議員のご質問は国保の税の引き下げという、そこが趣旨だと思うのですが、現状、今、山形村の国保、県に一本化されて今年が1年目でございます。いろいろそういった中で、調整している中では、準備金も取り崩してやっていくと。これから何年か先を考えると、どうもなかなか、今の状態を保つのも苦しいかなというのが現状でございます。国からそれなりの交付金があったり、そういった援助があったりすることは非常にありがたいこととありますし、それが一番いいわけでございますけれども、なかなかそうはいかない場合もございますので、この国保の問題、いろいろな面から考えて対応をしっかりとしていきたいと思っております。

それとはまた別に、先ほどの件は、子育て支援という面からどうかという、児童福祉という面でまた考えなければいけない問題と思っておりますが、1つの意見として聞かせていただくということで考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（三澤一男君） 大池議員、よろしいですか。

大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 国保の問題についてはあまりはっきりした回答をいただけなかったのですが、国保の問題については村の議会としても以前から、十数年前ですか、三十何%値上げというときも、意見で議会として値下げしたり、また、資産割を35%を、今2割になっているのですが、20%に下げたりということで、だんだん改善してきています。ぜひ今この均等割ということも、違う市町村でも、国でも、減額、又はなくしていこうというのが話題になっている中で、そういう自治体も出てきているということですので、ぜひ、子育て支援という観点からも見て、検討してほしいということで、この質問を終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） 1個目の質問はよろしいですね。

○2番（大池俊子君） はい。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員、次に質問事項2「すべての虐待緊急点検を受けて」を質問してください。

大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 2つ目に「すべての虐待緊急点検を受けて」。

千葉県野田市の小学4年生栗原心愛さんの虐待死亡事件は、日本中の親子を震撼させました。国は1カ月以内にすべての虐待事案の緊急安全確認を行うことを表明しました。このことについて長野県子ども家庭課は、今後厚労省からの通知が届き次第、県内5カ所の児童相談所や各市町村教育委員会に確認を求めるとしています。

そこで質問します。村の教育委員会の確認状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 「すべての虐待緊急点検を受けて」のご質問にお答えいたします。

村教育委員会の確認状況についてのご質問であります。初めに今回の緊急点検実施の背景や緊急点検の目的、実施の方法などについて述べさせていただきます。

千葉県野田市において発生しました小学4年生の死亡事案につきましては、被害児童が虐待を受けている事実を「いじめに関するアンケート」に対して回答したり、長期間の欠席が続いていたりしたにもかかわらず、関係機関の対応が十分になされなかったこと。また、市教育委員会の職員が当該児童の保護者からの要求に屈し「いじめに関するアンケート」の情報を提供するといった不適切な対応があったことが明らかにされております。

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検は、千葉県野田市の事案のような虐待が疑われる状況について緊急に点検し、教育委員会・学校、市町村、児童相談所及び警察等の関係機関が連携して情報共有を図り、組織的に対応することを目的としています。また、緊急点検の方法は、本年2月14日現在において、2月1日以降一度も学校に登校していない児童生徒等を対象とし、3月8日までの間で児童生徒等との面会実施の有無や関係機関との連携の状況について、小学校から村教育委員会へ報告することになっています。一方、教育委員会での緊急点検内容は、児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取り扱いを受けた児童の保護者等から、当該児童に関し教育委員会に対して不当な対応を要求されたものを把握することになっています。

次に、緊急点検結果について申し上げます。山形小学校におきましては、本年2月1日から2月14日までの間に一度も学校に登校できなかった児童は1人でありまし

た。当該児童につきましては、登校できる日もあり本人と面会することもできております。こうしたことから、緊急点検の対象外となる児童であり、山形小学校における今回の緊急点検においては、児童虐待が疑われる事案はありませんでした。また、山形村教育委員会においても、今回の緊急点検の対象事案はありませんでした。

以上、現在までの教育委員会の確認状況について申し上げます。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 山形村においては、そういう事例がなかったということで安心しました。

新聞の報道によりますと、安曇野市は児童虐待に関して平成27年に42件、28年に49件、それから29年には75件と増加しているということ。それから松本市のも出ていたのですが、71件で29件増えているということで、これは昨年度。児童放棄が37件、身体虐待が18件、心理的虐待が12件、性的虐待1件など出ています。そういうことから、報告の件は先ほど言われましたように2月1日から14日ということですが、山形村における子どもの虐待についての傾向というのは、どのような傾向にあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 山形村の現在の虐待の状況についてお答えします。

平成29年度の児童相談所の相談件数は11件となっております。

現在、村で要保護児童地域対策協議会の実務者会議の中で進行管理を行っているのですが、その中の児童虐待としての対応ケースは11件より若干多くなっております。

ただ、内容につきましては、全国、県、松本地域と同じような傾向がありまして、現在、面前DVでの警察からの通報というのが非常に多くなっております。その場合には心理的虐待という形になりますので、山形村も心理的虐待が一番多く、そのほかには身体的な虐待、それからネグレクトという形の中で、今、把握しております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 大池議員。

○2番（大池俊子君） このように山形村も多くなっているということですが、その対応というのがどのようにされているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 今回の内容から少し外れますが、答弁は必要ですか。

大池議員。

○2番（大池俊子君） でも、この点検だけではないといけないわけですか。虐待の全体から見てということでの質問はだめですか。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 小学校の取り組みについて最初申し上げます。

小学校の場合、学級担任が学級に子どもの様子を見て、体にあざがあるとか、ケガをしている状態が見受けられるといった場合には、学級担任から生徒指導の教諭、養護教諭、教頭に連絡が行きまして、この3者でチームをつくって、学級担任を交えて、虐待の疑いを把握した状況とか、今後の対応といったものを検討して、その結果を校長に報告をし、校長は学校で独自の対応が、家庭に入っていくのが難しいかなというときには子育て支援課に連絡して、共に情報を共有していくということにしております。できるだけ、早期の発見、早期の対応ということで取り組んでおります。

学校での取り組みの状況は以上でございます。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 学校のはわかりました。村でも、生徒だけでなく、虐待という点においては、子育てにおいても先ほどのように出てきていると思いますので、子育て支援課においても対応の仕方がそれぞれ連携しながらやっていると思いますが、その件について、大ざっぱでいいのですけれども、お願いします。

○議長（三澤一男君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 今、教育長から申し上げましたが、子育て支援課に情報が、虐待予防等の所管課になっておりますので、虐待に関する相談については子育て支援課に集中するようなシステムに、今、村ではなっております。虐待に関する相談については、長野県市町村児童虐待マニュアルに沿って対応をしております。連絡のあったケースについては、先ほどのように、小学校や保育園、あるいは住民等から虐待の通報があった場合には、子育て支援課内でチームの中でその虐待のケースについて検討するという受理会議というのを開催しております。そして、現在の子どもの安全確認と、チェックリストをもとにして虐待の状態や家庭の情報収集などを行って、今後の対応について検討した上で、児童相談所等に関係機関と相談しまして、どのような対応で対応していくのかというところを個別検討会議というのを開催して、子どもだけでなく、家族を含めて支援する体制をとっております。

○議長（三澤一男君） 大池議員。

○2番（大池俊子君） 全体の取り組みがわかりました。国でも、こういう虐待が増え

中で「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」虐待防止プランというのをやってくということ、未就園児など全戸訪問事業というのをこれからやるようですが、その取り組みについて準備ができているのかということを知りたいと思います。

関係機関による安全確認ができない児童を対象にした家庭訪問の実施、養育環境の把握及び目視による児童の安全確認を行う事業ということですが、今も、村の中でもアパートとかで住民票がない方もいる中でそういう危険と可能性があるのかどうかということ、そういう事業についての取り組みの準備がされてきているのかどうかということを知りたいと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 今おっしゃった児童虐待防止対策体制総合強化プランというのが2月に国から示されたところですので、まだ国の動きに沿った考えというのは、今のところまだ検討はしていない状況ですけれども、山形村の場合は、予防的な活動といたしましては、子育て世代包括支援センターとして、子育て支援課と保健福祉課の母子保健の関係が位置づけられております。その中で妊娠から支援の必要な家庭の早期発見や支援を行って、児童虐待の予防を重点的に行っています。

内容としましては、妊婦相談や乳幼児の健診の際に子育てについてのアンケートをとって、保護者の心理的な負担や経済的な心配などについて把握して、家庭の育児に寄り添った相談支援ができるように努めております。それについては、人的な確保が必要となっておりますので、子育て支援ネットワークという事業が子ども・子育て支援事業の中にありますので、そういう事業を使いまして、保健師を臨時で年間をお願いして雇い上げたりしまして、そこら辺の充実等には努めて、虐待の未然防止に努めているところであります。ですので、そういった妊娠からの支援というところは充分充実してきておりますし、今、子育て支援センターの登録児童につきましても、保育園に行っているお子さんを除いて、ほとんど90%ぐらいの方が子育て支援センターに通ってきていらっしゃるという形になっております。また、気になるケースについては、母子保健と子育て支援課で、1カ月に1回検討会議を持ちまして、そういったご家庭については、誰が、どのように対応していくのかということを常に進行管理しまして、援助方法の見直し等もしている状態ですので、国で、このような形の動きがあった場合にも、そのようなところで対応できていくかなと思っております。

それからもう1つですけれども、住民票のない家庭が山形村にいるかということ、すけれども、昨年ですが住民票のないご家庭のお子さんの泣き声通報というのが山形

村に来たことがあります。ただその場合、そのときには住民票がこちらにないということ調べて、その方が近隣市村の住民だということがわかりましたので、そういう場合には、そちらの保健師あるいは担当者が安全確認を今回はしたという形になっております。ただ、そういうことができない場合には、村で安全確認等対応しまして、児童相談所と一緒に対応する形になるかと思っております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 大池議員。

○2番（大池俊子君） 細かな説明、非常に詳しい取り組みをされていることがわかりました。

これからも、この世間でいろいろ事件が起こる中でも山形村、いろいろな小学校や福祉課、支援課など、連携をとりながら、児童相談所も連携をとりながら、事件のない取り組みをこれからも続けていってほしいということで、この質問を終わりにします。

○議長（三澤一男君） 2項目めはよろしいですね。

○2番（大池俊子君） はい。

○議長（三澤一男君） 以上で大池俊子議員の質問は終了しました。

それでは質問順位8番、小出敏裕議員の質問に入るわけですが、ここで休憩にしたいと思っております。休憩。

3時15分まで、休憩。

（午後 3時05分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ここでお諮りします。先ほど開催しました議会運営委員会において、本日の会議時間を一般質問終了までとすることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、本日の会議時間を一般質問終了までとすることに決定しました。

（午後 3時15分）

◇ 小 出 敏 裕 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位 8 番、小出敏裕議員の質問を行います。

小出敏裕議員、質問事項 1 「高齢者・障がい者のサービスについて」を質問してください。

小出敏裕議員。

（ 1 1 番 小池敏裕君 登壇）

○ 1 1 番（小出敏裕君） 議席番号 1 1 番、小出敏裕でございます。本日は高齢者と障がい者の介護サービス及び自然災害対策について質問をいたします。よろしくお願いいたします。

本村の人口は、平成 3 0 年 1 0 月の集計であります。1 4 歳以下が 1, 1 7 7 人、1 5 歳から 6 4 歳が 4, 8 2 6 人、6 5 歳以上は 2, 3 7 5 人、合わせまして 8, 3 8 3 人となっております。ここから高齢化率を導き出しますと、高齢化率が 2 8. 3 %、後期高齢化率にいけますと 1 3. 2 %というのが今の現状でございます。

これから先、団塊の世代が 7 5 歳を迎える平成 3 7 年、2 0 2 5 年においては、少子高齢化が加速されまして、本村において、先ほどの数字を重ねますけれども、1 4 歳が 1, 0 2 6 人、1 5 から 6 4 歳が 4, 8 9 0 人、6 5 歳以上が 2, 4 6 0 人、高齢化率が 2 9. 9 %で、後期高齢化率が 1 7. 6 %と、このような推計をされておるところです。これを見越して、本村においても様々な対策が策定されております。そこで、高齢者・障がい者福祉サービスについて、幾つかの点について質問したいと思っております。

まず 1 点目ですけれども、2 0 2 5 年に 6 5 歳以上の高齢者の 5 人に 1 人が認知症を患うと、このように推測されております。昨年、私が第 2 回の定例会でお示した数字が 4 7 6 万人でしたので、現在はそれよりも 1 5 0 万人ほど多い結果が予測されております。

そこで、これに対する質問ですけれども、認知症対策について新たな施策を村で考えておられるようでしたら、それをお示しいただきたいと思っております。

2 点目でございますけれども、認知症の当事者同士が話し合う「ピアサポート」というものがございます。長野県では若年性の認知症の施策として「本人ミーティング」の全県拡大を図るといふ計画がありますけれども、これに対して村としては取り組みをされるのか。されないのであれば、それにかわるものがあるのかどうかを教えてください。

3点目につきましては、平成30年11月17日付で、会計検査院が厚生労働大臣に対して「地域支援事業交付金における介護自立支援事業に係る交付金対象者について」という改善要求をしております。本村においては、山形村の例規集の中に、山形村家族介護支援事業実施要綱の第4章に明記されている慰労金支給事業がこれにあたります。このことについてこれから先の対策、対応についてお聞かせいただきたい。

4点目ですけれども、65歳に到達した障がい者の方は介護サービスを受けるということが原則にはなるのですけれども、今まで使っていたサービス、これは訪問系のサービスがメインだと思いますけれども、そのサービス料が、実際に介護保険を使うようになれば足りなくなる可能性がなきにしもあらずなのです。それについて村として居宅介護ですとか、それから重度訪問介護が受けられる体制にあるのかどうか。その4点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 小出敏裕議員の質問にお答えをいたします。「高齢者・障がい者等のサービスについて」のご質問であります。まず、1番目の「2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症を患うと推測されています。認知症対策について、新たな検討した施策について」ということですが、平成30年5月開催の第2回議会定例会で認知症の方への具体的な施策について答弁を申し上げましたが、平成30年度の新たに検討した施策については、平成30年度の当初予算の詳細説明でも説明いたしました徘徊行動を伴う認知症高齢者を在宅で介護されている介護者に対して、位置情報提供サービス機能を有する機器の購入及び利用に要する費用の一部を助成する制度を平成30年度10月より開始をしております。また、31年度当初予算で認知症高齢者の見守りネットワークツールの経費について計上をしております。

次に、2番目のご質問の「若年性認知症施策として、本人ミーティングの全県拡大を図る計画がありますが、取り組みについて、村としてこの取り組みをどのように考えているか」という件ですが、本村におきましては、現在若年性認知症の診断を受けている方は数名ですが、若年性認知症の方だけでなく、認知症疾患をお持ちの方が集い、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、これから暮らしたい地域のあり方について話し合う場としては有意義な場だと考えております。現時点

で村単独での開催の予定はございませんが、県の動向にも注視し、今後も研究していきたいと考えております。

次に3番目のご質問の「本村においては、山形村例規集の山形村家族介護支援事業実施要綱の第4章に明記されている慰労金支給事業が該当します。これについて、今後の対応」という件であります。平成30年9月開催の議会全員協議会において、ご質問の会計検査院からの指摘事項と今後の対応方針の概要についてご報告をいたしております。国庫、県費とも、平成30年度分の地域支援事業交付金の補助対象経費から除外するとともに、今後の交付申請においても、対象経費に算入を行わないよう対応することといたしました。また、検査対象となった平成27、28年度、及び29年度分の交付金については返還を求めないとの通知を県の介護支援課からいただいております。

今後の村単独での本事業の実施については、従来のおりの内容で平成31年度当初予算に計上をしております。

次に4番目のご質問の「65歳到達点で障がい者であった方が介護保険サービスを受ける場合、障害者総合福祉法に基づいた住居介護や重度訪問介護が受けられるか」についてであります。介護保険と障がい福祉サービスの適用関係については、議員ご質問のとおり、65歳以上になり介護認定を受けた方については、利用されていた障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、あくまで原則的ですが、介護保険サービスが優先されることとなります。

知的障がいや精神障がいでサービスを利用している方は、介護認定に当てはまらない場合もあります。個別の状況に応じて介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否かを判断して、利用者の方の不利益にならないよう対応をしているところでございます。

ご質問の居宅介護や重度訪問介護を含め、介護認定を受けられた際には、現在利用されている障がい福祉サービスと介護保険サービスとの調整を行い、利用者の方の心身の状況やサービス利用を必要とする理由等を総合的に判断して、必要なサービス料が減らないように対応をしております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 私、先ほど申し上げた、質問した1番についてですけれども、この2点です。徘徊に関することと、それから、認知症のネットワークづくりと、こ

れは非常によろしいことだと思っております。

それで、ここにあります第7期の山形村の介護保険計画の中に認知症施策の推進ということで、ここに主なところが3つ挙がっているのですけれども、この中に認知症のケアパスというものを作成しますというのがあります。この前、私ちらちらとネットを見ていて、私は情報にすごく疎かったもので大変恐縮なのですけれども、山形村においてもケアパスが実際に稼働していて、それであると、各戸に配布されているという、非常に喜ばしいことをこの村ではされていたと、私初めて知りました。大変恐縮でございます。去年の12月にそれができたということも、そのとき初めて知りました。申しわけございません。

それで、ケアパスなのですけれども、これはたしか塩尻の共立病院の前の院長の古川先生と、それから、塩尻の百瀬先生、それからあと、山形村は当然横山先生、この方たちが中心になられて、それで、尽力されて完成したものと私記憶しております。認知症の早期発見ですとか、相談など、これきめ細やかで、今回山形村の出る前に、私は違うところのやつを見ていたのですけれども、この内容については非常によろしいと思います。

先ほどの、繰り返しますけれども、他の自治体に先駆けて、全戸配布するなんていうことは、これは非常に志がよろしいと、そういうふうに思っております。

細かいことを伺って恐縮なのですけれども、認知症と本人の家族が認識した場合、最初に相談を受ける部署、これが地域包括支援センターだと思うのですけれども、どのように対応をされるのかということが1点。それから、ケアパスの全戸配布というのは、認知症の作成普及の、ここに書かれている一環と認識してよろしいのでしょうかということ。この2点について伺いたいとおもいます。お願いします。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 認知症ケアパスについては、お褒めいただきありがとうございます。

まずは、認知症が疑わしいということで、ご家族等が当然介護保険の認定等を前提で地域包括支援センター、保健福祉センター、いちいの里にございますが、その中で対応しております。

その場合、初期段階で相談いただいた方については、現在、松本市立病院等でも物忘れ外来等の医療機関の診断等の受診のお勧めをさせていただいたり、場合によっては、脳疾患等の理由で一時的に認知症状等が出る方もいらっしゃいますので、そうい

う部分については若干投薬治療等も可能な方もいらっしゃいますので、また脳神経外科等でMRI等を撮っていただいて脳の状態等を確認していただくようなアドバイス、また、日ごろの生活のご不便な部分ですとかご心配事につきましては、29年度から認知症地域支援推進員ですとか認知症初期集中支援チームを立ち上げておりますので、そういう担当ができるだけ寄り添いながら、不安の解消のためにご相談に乗らせていただいている状況です。

すみません。2つ目のご質問、もう一度よろしいですか。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 2つ目なのですけれども、今、認知症のケアパスというものを全戸配布しているということは、この7期の中の施策の推進と、これ一環ということで。ケアパスの作成普及の一環と私考えたのですが、それでよろしいですよ。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） おっしゃるとおりだと思います。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 先ほどの質問の中で、まず、真っ先にやるのが地域包括支援センターだというお話だったのですけれども、この地域包括支援センターの中に、認知症の初期集中支援チームというものが山形村でもあるわけがございます。そのときに、どのようにするかということ伺いたいのですけれども、認知症ということ他人に知られたくないという人がほとんどだと思うのですよ。例えば、自分から「わしは認知症だ」と言う人は皆無だと思います。それで、ご家族も、「ばあちゃんが認知症になっちゃった」と、そういうふうには言わないと思うのですよ。「ばあちゃんばけてきたよ」そういうふうに言うと思うのですけれども。このプライバシーで保護する、何か相談に行ったときにどうしてもプライバシーというところが引っかかってきますけれども、そのときのご苦労などあったら教えていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 当然、役場職員ですとか医師の資格をお持ちの認知症初期集中支援チームということで現在、横山医院の横山先生にお願いしておりますが、守秘義務がございますので、その辺については当然口外はしませんし、そういう部分ではやはり皆さん、そういう悩みを抱えてこられていますので、その辺の認知症がどうかということも含めて、先ほど申し上げました医療機関を紹介するなりしておりますが、他の業務に関してもプライバシーのそういう管理については厳正に行っている

る状況でございます。

○議長（三澤一男君） 小出議員。

○11番（小出敏裕君） どうもありがとうございました。1番について、よく中の内容も説明していただいて、わかりました。

次に、この「ピアサポート」という2番目の質問事項なのですけれども、「ピアサポート」というのは認知症に限ったことではございませんで、もともとアルコール依存症ですとか、精神疾患の方、それから薬物依存症の方、その方たちが一同に集まって、「ピア」というのは仲間ですので、仲間が集まってケアをするという認識であるのですが。つまりお互いがお互いをケアするということです。

それで、若年性の患者さんについての「ピアサポート」ということで、これ長野県には「本人ミーティング」という、そういう言葉で表記されているのですけれども、この前のお話で、若年性の方がお一人だけいらっしゃると私伺ったと思うのですが、先ほど村長の答弁の中には数名という形なのですけれども、数名であろうが1名であろうがよろしいのですけれども。これを山形村の中でそういう会合というか、皆さんが会えるところをつくらないのであれば、よそのところの自治体、そちらと一緒にという考えはあるのかどうかお聞かせください。

○議長（三澤一男君） 堤課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 先ほど本庄村長の答弁でも答弁させていただいたのですが、その辺の実施する・しないも含めて、当然対象者の方が少ないという状況もございまして、そういう部分もまだそこまで、話が内部で検討がいておりませんが、今後、県の動向ですとか、近隣の状況を踏まえまして研究をしていきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 小出議員。

○11番（小出敏裕君） この「本人ミーティング」の話なのですけれども、この前、長野県の県庁で話し合いが持たれたと思うのですけれども、そのときには22市町村が今まで「本人ミーティング」というものにかかわっていたと。これから、77長野県全市町村がその対象になるということで、これは今、これをもらいながら、皆さんで話し合っていて、前向きに考えるということによろしいですね。

○議長（三澤一男君） 堤課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 状況等については、他の市町村と連携しながら、確認をしつつ、前向きに検討したいと考えております。

○議長（三澤一男君） 小出議員。

○11番（小出敏裕君） どうもありがとうございました。

それでは次に3番目の質問なのですが、会計検査院の改善要求の件であります。先の常任委員会のおおむねの話は何っております。改めてそれについて伺います。これは今まで本村で行っていた慰労金の解釈が間違っていたのか。

それともう1つ、介護保険の特別会計から一般会計に今度予算の中でも実際に動いています。そうしますと交付金が支払われたということなのですが、それに対する返還というのは、先ほどの答弁の中では今回なかったと、しなくてもいいよということだったとお話がありまして、これは非常に喜ばしいことだとは思っています。そうしますとこれから先、介護保険を使わなかったと改めなかったことが原因であるという解釈、言い方悪いですが、例規集の中の記載が間違っていたのかと、それを伺いたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 堤課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 以前の全協等でも若干触れさせていただいたのですが、今回の会計検査院を受検した内容を改めてご説明をさせていただきたいと思っております。地域支援事業交付金の中に介護自立支援事業というメニューがございまして、こちらにつきましても、在宅で要介護者を介護している方の慰労を兼ねた様々な施策についての補助金となっております。こちらの交付要綱が平成27年度に改正いたしまして、その中で介護慰労金を含めまして、要件といたしまして、介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護する家族を慰労するための事業と内容が変更になりました。ただしこちらの事業が任意事業のメニューということで、地域の実情に応じて創意工夫を生かした多様な事業形態が可能ということでありました。

この辺の改正を踏まえまして、村といたしましても適切な事務処理を行うために、県の介護支援課ですとか、県は厚生労働省等と連絡を取り合っていて、地域の実情にあつて。例えば、その実情といいますのが、実際では重度の介護で施設等に入所をしたいのですが、地域に入所できる施設が順番待ちで在宅で介護せざるを得ないような方という方もいらっしゃるというような状況も踏まえまして、村の運用としましては、この辺の地域の実情ということで、介護慰労金を支給させていただいている部分につきましても、交付金の対象とさせていただきます。

ただ、今回の会計検査院の指摘では、前回は申し上げましたが、要綱的には介護サービスを受けていないというのが前提ということで、その辺の認識の違い、村の解釈

の違いと申しますか、認識の違いと理解しております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 小出議員。

○11番（小出敏裕君） 内容の方はよくわかりました。これから一般会計で予算立てしていくということなのですが、そういう方たちのためにも事業が推進されるべきだと私も思います。

4点目の質問で、これが介護保険の部分と、それから、障がい者の部分の合わさった部分のことをこれからお尋ねしますけれども、被保険者が65歳に達すると、一般的には先ほどの村長のお話にもあったのですけれども、介護保険が優先されるという、これはもう介護保険が始まったときから、平成12年のときからそういうことはもう明文化されているわけです。

ただし、私先ほど申し上げましたけれども、サービスというのは、1回1回の回数と、それから、その時間というのがそこに重要になってくるのですね。要支援の方、障がい者であって要支援になった方、そうすると、要支援の1とか2で、どのぐらいのサービスが介護保険で受けられるかといったら、スズメの涙ぐらいしかないわけですよ。そうすると、今まで障がいの保険を受けていらっしゃった方が介護保険で受ける、そうすると、時間の量が圧倒的に減っちゃうわけですね。そのときに、両方をうまく取り組んで、サービスの切れ目がないようにするための施策が、山形村の中であるのかどうか。実際にそれをなさったことがおありなのかということをお先ほどの中で質問したということでございます。その点について、よろしく申し上げます。

○議長（三澤一男君） 堤課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 先ほど村長の答弁でも申し上げましたけれども、原則は65歳以上の方は介護保険サービスが優先になります。それぞれ介護認定を受けても、例えば療育手帳をお持ちの方ですとかは身体的な障がいが少ない場合は要支援1とかというふうになるケースもあってサービスが減る可能性もあるというお話ですけれども、基本的に先ほど申し上げましたように、個々の個人の状態等と、今まで使っていたらっしゃった障がい福祉サービスの状況を鑑みまして、その辺は一概に介護保険サービスを優先して障がいサービスが使えないという運用は今までしておりません。今後もそのように、一律にサービスを切るということをする予定はおりません。過去にも、障がい福祉サービスと介護保険サービスを併用してご利用されていた方はいらっしゃいます。その場合も、介護保険、そのご本人の状況を判断しまして、不足

のないサービス提供を行うよう心がけております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 小出議員。

○11番（小出敏裕君） 課長のお話、よくわかりました。それで、1つだけ伺いたいのですけれども、その要綱というか実施するときの基準ですね。先ほどの中で要件、要件という言葉が幾つも出てまいりましたけれども、それを明文化したのものがあるのでしょうか。あるかないかだけで結構ですので、教えてください。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 厚生労働省から、障害者の日常生活と総合支援に関する法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係ということで、そのあたりの村長の答弁ですとか私の答弁の内容等が細かく示された通達があります。そちらに基づいて運用をしております。

○議長（三澤一男君） 小出議員。

○11番（小出敏裕君） どうもありがとうございました。これから認知症の方たちが非常に増えてくるというのは、これはもう紛れもない事実でございます。それに対して、いろいろな施策を考えて、実行に実際に移していただいて、認知症の方たち、高齢者で認知症だけではありませんけれども、その方たちが困らないような介護保険の運用とこれからしていただければと、そのように考えます。

これで、1番目の質問は終わりたいと思います。

○議長（三澤一男君） 1項目の質問については、これで終了させていただきます。

小出敏裕議員、次に質問事項2「自然災害に対する取り組みについて」を質問してください。

小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） それでは2番目の質問です。自然災害対策について質問をいたします。

平成23年3月11日、東日本大震災が起こり、壊滅的な被害がもたらされてから8年が経とうとしております。3月ですから、今日が7日ですのであと少しですね。その間に多くの地震が日本列島を襲っております。近いところで昨年の北海道地震、これは記憶に新しいところでありますし、本年の2月22日、最大震度6弱の北海道地震の余震と思われるものも発生しております。

長野県に目を向けますと、平成26年の11月2日、神城断層地震が発生していま

す。本村は30年間、地震発生確率が14%と言われております牛伏寺断層の近くに位置しております。近い将来、地震の発生が危惧されるところです。

さらに、去年そうだったのですけれども、異常気象等による自然災害、これにどのように向かえばいいかということを考える今日このごろでございます。

そこで、村の防災対策について2点ほど質問させていただきます。

まず1点ですけれども、自然災害では、自助がもっとも大切であり、自分の身は自分で守れということですから、ただし、高齢者や障がい者にはそれができるかどうか。能力が著しく低下していらっしゃる方に対してそれを望むのは無理でしょう。では、この人たちに対して、元来は村で、連絡班とか地域自治、地域の防災ということになると思うのですけれども、それが機能する前、または同時に村として、このような場合、取り組みが実際にあるのかどうかということをお教えいただきたいということ。

災害時には、近住の人たちによる助け合い、これは共助でございます。それに対して、村として何らかの手助け、補助でも何でも構いませんけれども、そういう考えがあるのか、あったらその内容についてお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願します。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項の2番目の「自然災害に対する村の取り組みについて」のご質問にお答えをいたします。

まず、1番目のご質問であります、「自然災害では自助がもっとも大切であります。高齢者や障がい者はその能力に著しく低下しています。この人たちに対して、村はどのような取り組みをするか」という件であります。防災対策でよく言われているのが「自助・共助・公助」であります。小出議員が言われますとおり、「自助」が防災対策の、まず一義的には基本だと言われております。まずは、自分自身や家族の安全の確保をします。その後、子どもや女性、年配の方、障がいを抱えた方などを助けに行くなど、近所や地域の方々と助け合うことが「共助」に当たると思っています。この「自助・共助」の取り組みをさらに促進し、これを支えるために「公助」である村と一体化して、地域防災力を向上させていくことが重要なことだと考えております。

村では、防災訓練において、要支援者名簿による安否確認等を行っております。自主防災会や隣近所などの小さな地域コミュニティ単位での防災としての助け合いの体制を構築できるよう、支援をしていくことも大切だと考えております。

次に、2番目のご質問の「災害時には、近所の人たちによる助け合いが重要です。それについて、村として補助をする考えがあるのか。あるとしたら、その内容は」ということですが、助け合いについて直接の補助は現在行われておりませんが、今後、災害コーディネーターの養成の補助や、自主防災組織への活動促進への補助などは、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） どうもありがとうございました。確かに、区単位での防災訓練というのは行われているわけなのです。しかし、要援助者の状況、これは先ほどの村長のお話の中で村から情報を出しますよという形で、区長さんとか、それから常会長さん等にはその旨は行っていると私は聞いているのです。

ただその様態ですよね。例えばここに1人の方がいらっしゃったとする。では、その方が右の麻痺なのか、左の麻痺なのかという、本当に細かいことで申しわけないのですが、私、介護に携わっていると、右と左で全然違うのですよ。歩く、歩かない、車椅子でいいのか、杖でいいのかと、そういう情報がこの前、去年、防災訓練に参加したときに、いろいろなものを見せていただいた中で感じたことでございます。

例えば、大昔だと倒れた方を戸板で運ぶと、そういうこともあったのですが、そういうふうには寝たまま運ばなければいけないのか、おぶって運ばなければいけないのか、そういうことです。そういうことは、常日ごろからの訓練をして、初めて役に立つように思うわけでございます。

ですから、個人情報というのが、これ障害としてありますけれども、これから先、そういうところをクリアできるのかどうか。クリアできないとすれば、どのようにすり合わせていけばいいかというのを教えていただきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 赤羽課長。

○総務課長（赤羽孝之君） まさに個人プライバシーの問題になってくるかと思っております。当然、訓練のときと、実際に災害が発生したときというケース。実際に災害が発生したケースであれば、ある程度公開ができると言われておりますし、訓練のときにおいても、本人の同意があればその辺もクリアできるかとは思っておりますけれども、なかなか

か個人のプライバシー、特定個人情報ということにつながるものですから、大きな壁となっているというのは事実であります。

当然、行政からそういう情報提供も必要でありますけれども、障がいを持っている方も、今ここで生活しているということを隣近所にアピールをしていただいて、よき理解者をつくってもらいたいということも必要かなと捉えております。訓練のときはあくまでも訓練という形の中で、細かい情報まで提供はできないのですけれども、障がい者の方も自分からPRしていくことも含めてやっていただければと考えております。

○議長（三澤一男君） 小出議員。

○11番（小出敏裕君） 話の趣旨、個人情報ということでよくわかったのですけれども、ただ残念なのは防災訓練されたときに、実際にそういう方を近くで見るとか、何かそういうものを実際できればいいかなと、そういう思いは残るわけで、どこかでそういうものがとれるかどうか。本当に、体の悪い方ですとか、そういう方ではなくても結構ですので、おぶったときにどのぐらい皆さんが実感できるかということも、これは可能かどうか、実際の訓練の中で、それをお聞かせいただけますか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） それは、各地区の自主防災会の中では可能だと思います。想定をどういうふうに持っていくかということだと思いますけれども、訓練の内容について、障がいのある方を運んでいくということになってくるかと思っておりますので、訓練の中では十分可能だと捉えています。

○議長（三澤一男君） 小出議員。

○11番（小出敏裕君） よくわかりました。それでは対策等をよく話し合いながら、いろいろところで決めていきたいかなとも思いますけれども、私一存では何かできるわけではございませんけれども。

その中で、今、高齢者、それから、障がい者の避難というところで私お話をさせていただいたのですけれども、避難しました、避難所まで行きました。そのときに、食糧とか水がなかったら非常に困るわけですよ。自助の部分で自分で用意しなさいというのは確かにそうだろうと思うのですけれども、そのときに、今、飲むご飯というのが、この前、大阪の災害があったときに大阪のどこか名前を忘れてしまいましたけれども、そのある会社がつくったのがあります。これ245ミリで、アマゾンあたりだと6本で約2,980円で販売はしております。そういうものを村として備蓄するお考えがあるかどうかお願いしたいと思うのですが。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 村としてもそうですし、村ではいろいろな、乾パンとか白米とかカレー、それから水等も備蓄はしております。あとそのほかでいえば、土のう袋とかブルーシートとか浄水器とかというのもございます。全体の数量的には、乾パンあたりが約170食、白米で200、その他のご飯で750食というような形であります。備蓄用品としては、そんなところを村では保管しているところであります。

○議長（三澤一男君） 小出議員。

○11番（小出敏裕君） どうもありがとうございます。ある程度、安心してよろしいかなと考えております。

それと私、ハザードマップを見ていたときに、山形村の避難所というのは12カ所散見されたというか、実際に私数えたらそうなのです。それで、避難施設、これはわずか2カ所なのです。それで、障がい者とか高齢者というのは、避難を1回して、それから、次に介護の施設にすぐに行かなくてはいけないとか、そこに入ることが選択肢の1番であるというのは結構いらっしゃるわけですがけれども、そういう、今、小学校とトレセン、これが避難施設ということで与えづけておりますけれども、それ以外に医療と介護が受けられるところをどこか考えていらっしゃるのかどうか、教えてください。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 医療救護所というのが、トレセンの体育館が医療救護所にしたかなっているかと思えます。避難所という部分で、福祉避難所というものがございます。これにつきましては、災害の発生時に、必要に応じて、二次的な部分の避難所となってきます。ですので、一次避難に避難していただいて、そこからケース・バイ・ケースですがけれども、福祉避難所を開設していくという形になるものですから、そちらにまた移動してもらうということになるかと思えます。

○議長（三澤一男君） 小出議員。

○11番（小出敏裕君） そうすると、一次避難所、そちらで介護とか医療が必要な方が例えばいらっしゃったとすると、福祉避難所、そちらに運ばないと、看護師さんとか、それから介護士さんがいらっしゃらないのでしょうか。例えば、緊急に来てくれといったときに、一次避難所に駆けつけるようなシステムというのはできているのかどうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽課長。

○総務課長（赤羽孝之君）　そこまでは、一次避難所では対応できないものですから、その災害に応じた二次避難所として福祉避難所を設置するということでありまして、この福祉避難所なのですけれども、「保健センターいちいの里」と、それから、社協と提携した中で「すばる」と「デイサービスいちいの里」、その2カ所、ですので3カ所。場所的にはすばるといちいの里ということなものですから2カ所になるのですけれども、3カ所に設置する計画にはなっております。

○議長（三澤一男君）　小出議員。

○11番（小出敏裕君）　どうもありがとうございました。つまり、先ほどのトレセンの中に福祉の避難所があるというお話だったのですけれども、そのほかにということですね。そうではなくて、ですか。

○議長（三澤一男君）　赤羽課長。

○総務課長（赤羽孝之君）　そのほかにということです。福祉避難所として設置するということです。

○議長（三澤一男君）　堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤　岳志君）　総務課長の答弁を補足させていただきます。トレーニングセンターは医療救護所ということになっておりますので、一定の震度が出た場合は、村内の医療機関の医師が自動的にトレーニングセンターに集まりまして、トリアージ訓練等をして、負傷者の治療に当たっていただきます。体育館は一般の避難所ということで設定をしております。ちょっと補足をさせていただきます。

○議長（三澤一男君）　小出議員。

○11番（小出敏裕君）　どうもありがとうございました。それで、今の質問はここまでとしますけれども、2番目が、これ結構、先ほどは「自助」の部分の質問をさせていただいたのですが、今度は「共助」の部分ということで、幾つかダブっているところがあると思いますので、重複するようなことがあったら、先ほど説明しましたという返答で結構でございます。

　ちょっと共助ということで考えますと、すべての村民がまず被害者だと。地震があったときに。確かに無事な人もいるだろうし、そうではない人もいますけれども、一様に全部被害者であるわけですよ。そうしますと、村からの支援がなければ安心な生活が送れないというのが、これ甘えとはいえばそうなのですけれども、現状だと思うわけです。暗闇の中でいろいろな作業をしなければいけないということも想定されるのですけれども、そうならないために、何か手立て、物を貸すにしても、物をお金を

とってでも何か、暗闇で作業をするにはこれを使えよと、そういうものを村として考えているのかどうかということだけ教えていただければと思います。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 村としては、想定される部分によってそれぞれまた変わってくるものですから、そこまでは考えてはおりませんが、大きな災害が発生するという中では、なかなか行政がその場所に駆けつけられるという部分、少ないかとも思っております。そういう中での行動計画というものをある程度行政が示していかなければいけないのかなと捉えておりますので、前の議員の質問にもあったのですが、今回、防災計画を見直していくということがあるものですから、その辺でもそのことについて協議をしていけたらと思っております。

○議長（三澤一男君） 小出議員。

○11番（小出敏裕君） どうもありがとうございました。最後に伺いたいことなのですが、実際に地震がありました。被害を受けました。その訓練を防災のマップではないのですが、防災のマニュアル、あの中には幾つか細かいことがすべて書いてあるようであります。

その中で、1カ所というか、何回も出てくるのですが、その文章が「定期的に訓練を行います」という文言が書いてあるのですが、実際に定期的にやっているのかというのを私あまり垣間見ないので、そこら辺はいかがになっているのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 防災訓練という部分につきましては、行政でやる部分もありますし、当然その地域で立ち上げた組織で行う部分もあります。

ただ、今までの経過の中では、9月に年1回、大きな訓練をしているということでありまして、また各自主防災会においては個々でもやっているところもあるようですが、定期的という部分がどこまで細かくやっているかという部分の話にはなるかと思うのですが、それぞれの事情に合った中では対応できているのかなと思うのですが、村としてはまとめた中の大きな訓練をしているというところであります。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） これで最後になるのですが、これは、通告書のところには特に記載していないので大変恐縮なのですが、要望としてお聞き入れいただければと思います。

災害ということで、特に地震とかになると、そこら辺の壁よりもガラス窓が全面こちら辺まで飛んでくるわけですよ、大きいものであれば。そのときに、安全に迅速に、皆さん、役場の方が想定するわけでもないのですけれども、その方たちが動くためには、サンダル履きというのは絶対にだめです、と私は思っています。

要望として、それではなくて、紐がついた、かかとがちゃんと担保できるもの、それから、靴のもの、それを履いていただければと思うので。これ私の要望なのですから、だめだったらいいよということで結構でございますけれども、お聞き入れいただければと思います。

以上をもちまして、本日の質問をすべて終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（三澤一男君） 以上で、小出敏裕議員の質問は終了しました。

◇ 百 瀬 章 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位 9 番、百瀬章議員の質問を行います。

百瀬章議員、質問事項 1、「災害時における避難施設及び仮設住宅の対応は」について質問してください。

百瀬章議員。

（8 番 百瀬章君 登壇）

○8 番（百瀬 章君） 議席番号 8 番、百瀬章です。本日遅くなりましたが、最後の 1 人ですので、おつき合いをしていただきたいと思います。

災害といっても、降雨などによる土砂災害、地震災害、影響は少ないかもしれませんが、原子力発電所等の事故による放射能災害などがあります。災害の種類やその規模により村の対応は異なりますが、避難施設については避難村民数の最大値を想定した準備が必要になると思います。全国の例を見るまでもなく、被災により家屋が全半壊し居住困難になった場合は、村民は避難施設で生活せざるを得ません。

最近、新聞で報道された地震に関して、政府の地震調査委員会によると、30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率を示す全国地震動予測地図、これでは松本市は 31.1%、非常に高い確率となっております。隣接する山形村も山形村地域防災計画において、5 強以上 6 弱というのを最大震度として予測して計画されています。

1 番「災害時における避難所施設及び仮設住宅の対応について」お伺いします。

①番、多くの被災した地域の避難所において、乳幼児への対応に苦慮したとの報道がなされました。避難施設における授乳室の確保問題、乳幼児用のおむつ及び粉ミルクなどの備蓄不足、乳幼児の夜泣きが被災によってストレスがたまっている避難民の睡眠を妨げる、これにより、避難所での二次被災ということがあります。こういった事例が報告されています。一般村民のための避難所が開設され、運営が軌道に乗るまで数日間であっても、乳幼児を一次避難させるための施設の指定は必要と思われるのですが、どう考えますか。

②番、過日、山形村社会福祉協議会において災害時における緊急避難場所についてグループ分けして行ったワークショップにおいて、村指定の避難施設以外に大規模小売店やグラウンドを所有する企業などへの緊急避難、これは一次避難になると思いますが、が必要だという意見が複数出ました。一次避難場所として連絡班が所有しているコミュニティセンターなどがありますが、今後は民間の団体の協力の確保に関する協定を結び、民間施設を一次避難場所として利用する必要があると思われるのですが、どう考えますか。

③番、避難施設として指定されている農業者トレーニングセンター、現時点で11カ所の避難施設があると思いますが、体育館の面積1,762㎡に対して1,068人収容となっています。

単純に豪雨災害等で一時的に一晩、二晩避難するのであればいいのですが、その他の施設も似たような数字であります。この一人当たりの確保面積、避難が長引いた場合、収容した村民が最低限度のプライバシー空間を確保し、また通路を確保すると、上記人数を収容できるとは思えませんが、この算出の根拠はどのような状況を設定していますか。また、状況に応じて一人当たりの占有面積を増やす必要があると思われるのですが、どう考えますか。

④番、現在の条件で避難施設の収容人員の合計は5,165人ですが、村内の家屋が壊滅的被害を受けた場合、それ以上の避難村民がいるときの対応はどう考えていますか。

⑤番、自宅に帰還できない村民の仮設住宅を建設する必要がある場合、どの場所を想定していて、そこには何世帯分が入居可能ですか。

以上、質問いたします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 百瀬章のご質問にお答えをいたします。最初に「災害時における避難施設及び仮設住宅の対応について」のご質問であります。まず1番目にございました「乳幼児を一次避難させるための施設の指定は必要と思われるが、どうか」という件であります。乳幼児を一次避難させる施設を各地区に指定することは難しいと考えております。

村では、平成26年3月に作成している山形村避難施設プラン全体計画の中で、災害時要支援者高齢者や障がいのある方などの対応が記載されており、その中には乳幼児が含まれております。村では、災害時要援護者のための福祉避難所として、先ほど申し上げましたけれども、保健福祉センターいちいの里を指定しております。

また、平成28年3月1日に村と社会福祉協議会とで災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を結んでおり、災害時には「デイサービスセンターいちいの里」と「いちいの里すばる」を福祉避難所とすることになっております。災害発生時の一次避難には最寄りの避難所にまず避難をしていただき、その被害の状況に応じて、これらの避難所、福祉避難所などを設置していくことが現実的な対応だと考えております。

次に、2番目のご質問の「今後は民間団体の協力の確保に関する協定を結び、民間施設を一次避難所として利用する必要があると思われるが、どうか」ということですが、村内に避難場所が1つでも多くなることは非常によいことであると思っておりますので、民間の企業等の大規模な駐車場を一次避難所として活用させていただけるのであれば、今後、協定等により増やしていきたいと考えております。

次に、3番目のご質問であります。「避難施設の一人当たりの占有面積の算出根拠と、状況に応じた一人当たりの占有面積を増やす必要があると思われるがどうか」ということですが、内閣府で示しております一般的な基準値が2人当たり3.3㎡、1坪であるために、一人当たりの占有面積は1.65㎡ということになります。避難所の収容人数をこれにより算出しているところであります。この一人当たりの占有面積の増加の必要性については、避難者等により一人当たりの占有面積の見直しができるかと考えております。

次に、4番目のご質問の「村内の家屋が壊滅的被害を受けた場合、それ以上の避難村民がいるときの対応はどうか」ということですが、地域防災計画上の避難施設収容人員を超える避難者が避難施設に集まることも考えられますが、現在、地域防

災計画には農業者トレーニングセンターの研修室や、小学校の校舎、保育園は含まれておりませんので、避難所の収容人数が飽和状態を超えるような状態につきましては、これらの施設を利用することで対応ができると考えております。また、2番目の質問でも述べましたが、民間の施設も活用できるよう、協定等結んでいけたらと考えております。次年度には地域防災計画の見直しにも取り組む計画でおりますので、これらの施設を含めた中で検討をしていきたいと考えております。

次に、5番目のご質問の「自宅に帰還できない村民の仮設住宅を建設する必要がある場合、どの場所を想定して、そこには何世帯の入居が可能ですか」という件であります。仮設住宅の建設候補地としては、トレーニングセンターグラウンドを考えております。仮設住宅の面積が100㎡の場合には80戸、70㎡の場合には114戸の想定でおります。これらが仮に2階建ての場合には160戸、それぞれ228戸となる計算であります。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） では、1番の乳幼児の一次避難所について詳しくお伺いしたいと思います。今の答弁で、いちいの里、こちらは障がいのある方、介護を必要とされる方、こういった方と乳幼児も一緒に避難するというところでございますか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 福祉避難所という部分につきましては一応それぞれにマニュアルがありまして。

○議長（三澤一男君） 総務課長、福祉保健課長に答弁かわりますか。

堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 福祉避難所の所管の課長として総務課長のかわりに答弁させていただきます。

現在福祉避難所ということで、保健福祉センターが村の指定ということで県に報告しておりますけれども、議員おっしゃるとおり、要介護認定者、身障等障がい者等々と、妊産婦、乳幼児等の受け入れが福祉避難所となっております。

ご承知のとおり、保健福祉センターの方は福祉センターと保健センターということになっておりまして、先の日赤の避難所訓練でも様々な方が福祉避難所には来るという想定でやっております。

所管の課としましては、一応施設のレイアウトでは、当然精神疾患をお持ちの方で

すとかいろいろ個別に、特にそういう配慮が必要な方、当然お子さんも含めてですけども、ある程度スペースを分けたような形で、当然実際災害のあったときにできるかどうかはあれですけども、想定的には福祉センターと保健センターという位置づけで、お子さんとか夜泣き等されるお子さんと、そういう要介護の車椅子の方とかも当然来る想定をしておりますので、そういう部分ではデイサービスのいちいの里等も含めながら、ある程度のすみ分けはしなければいけないと考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬議員。

○8番（百瀬 章君） と申しますのは、規模は違いますけれども、松本市におきましては13園の保育園を乳幼児に特化した避難所、もちろん恒久的ではなくて、完全に避難施設で乳幼児を分けて受け入れられる用意ができるまでの一次避難所、こういったことによりまして、備蓄品も粉ミルク、おむつなどなど、それから、乳幼児ですが、特に乳児は1歳未満ですが、幼児の場合もおむつが必要な方を対象に一時的に受け入れて避難所を開設して、そちらの準備ができるのを待つと、こういうことを始めるそうであります。そういったお考えはありませんか。

○議長（三澤一男君） 宮澤保育園長。

○保育園長（宮澤寛徳君） 今現在、保育園は避難所としては指定されておられませんので、地震に限って言いますと、大規模な地震があったときには、子どもたちは保護者が引き取りに来るという対応をとります。もし引き取りが遅くなった場合には、時間を待って避難所へ移動することになると思うのですけれども、保育園としては、来年度なのですけれども、1日分の非常食と飲料水は確保するという対応をとる予定です。

先ほど百瀬議員のお話はあったのですけれども、大規模な地震があった場合にも保育園は保育を継続するというようなこともあろうかと思っておりますので、それにつきましては先ほど村長からの答弁もありましたが、もし、避難所が不足してくる場合には、保育園もそういった避難所としての対応が必要になってくるのかなと思っております。

○議長（三澤一男君） 百瀬議員。

○8番（百瀬 章君） 先ほども申しましたけれども、継続的に使うのではなくて、一次的に避難してきて、おむつを持ってこられない場合、外に出たりしている場合は、どこかに、自宅が壊れていればもうおむつやミルクの手配はできないわけですし、そういったものを備蓄しておいて、数日あるいは1日、2日、すくすくも候補には上がるかと思っておりますが、そういった対応ができませんかということ聞いたのです。につ

いて、1日、2日の一次避難ということについての見解をお聞きしたいということです。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 現時点では、福祉施設という想定はしてございません。ですので、今後、そういう部分についても考えてはいきたいと思いますが、要援護者という部分で、それぞれに分けて施設を使うという部分、そういうことも必要かとは思いますが、村の中では限られた施設であります。そういう面で、対応していかなければいけないのかなと捉えておりますので、まずは、人命という命の部分が一番大事であります。確かにいろいろな不具合、プライバシーの問題もあるかとは思いますが、その辺を今後は防災計画の見直しの中には含めて考えていきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 百瀬議員。

○8番（百瀬 章君） いちいの里で避難施設にするということですが、いちいの里には、乳幼児に備えて粉ミルク等々、おむつ、こういったものはどのぐらいの備蓄があるのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 堤課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 現在のところ、全くないに等しいということになります。若干おむつの備蓄と飲料水のみで、ミルク等の備蓄は今ない状態です。

○議長（三澤一男君） 百瀬議員。

○8番（百瀬 章君） この4月から常温で6カ月もつ液体のミルクというものも、今、大手メーカーが開発して発売されるということなので、どちらにしても山形村防災会議が見直しをするということなので、ぜひ、この点についても検討していただきたいと思っております。

2番目に移りますが、収容人員が多く確保でき、車中泊も予想されるので、駐車場の場所が適当と思っておりますが、先ほど村長答弁にありましたように、協定を結べるものであれば、そういった一次避難場所を増やしていきたいということがありました。この場合、そのまま一次避難所から車中泊で避難している間、避難場所として使う方もあらわれてくるかと思いますが、その辺も協定に含めていただけますか。

○議長（三澤一男君） 赤羽課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 車中泊も当然考えられるわけですので、その辺はまた協定の中で考えていきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 百瀬議員。

○8番（百瀬 章君） ぜひ、具体的に前回の社協で行ったところでチェックポイントをつけていきましたら、そこら中に広いところは丸がつきましたので、とにかく在宅の間に被災するという事は言い切れないわけで、帰ってきたらもう寸断されていたら、手前でどこかに避難するという形になるかと思っておりますので、お願いします。

それから、避難施設としてスカイランドきよみず、これは村の持ち物で指定管理者が管理ということではありますが、地域防災計画の避難施設の中には明文化されていないのですが、こちらの方は先日の、2年前の雨氷被害ですか、3年前ですか、で明らかに道路が寸断するまでもなく、倒木があつたりすれば観光道路、それから林道、これが閉鎖されれば、当然清水高原に在住されている方、あるいはスカイランドきよみずに宿泊されている方や従業員、これは下つてこれないわけです。こちらの方を2020年からの指定管理者を今募集しているということではあります、この指定管理者との契約の中で、一次避難所、あるいはしばらくの間避難所として使うという施設に指定するという協議はできませんか。

○議長（三澤一男君） 赤羽課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 清水高原でも、当然別荘に永住している方もいらっしゃいます。そんなこともあって、雨氷のときがちょうどいい経験になりまして、スカイランドに今災害用の備蓄品も備えております。当然、その避難所まで必要かどうかという部分なのですが、ある程度の村民の方を確保できるような部分の対応は考えていきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 百瀬議員。

○8番（百瀬 章君） ありがとうございます。ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

それから、3番目について、避難施設でいわゆる避難民が長期間宿泊するといった場合に、ダンボールベットなどの備蓄はありますか。

○議長（三澤一男君） 赤羽課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 今は用意してございません。

○議長（三澤一男君） 百瀬議員。

○8番（百瀬 章君） 非常に暖かいときならいいのですが、寒いときは床から熱を奪われやすいということで、かなりいろいろな昨今の被災地ではダンボールベットも導入されているようです。

その場合に、ダンボールベット、先ほど言った1人1.6㎡強では、パーテーショ

ンあるいは家族単位でそこにいた場合に場所がとられてしまいます。こういったものをもし備蓄したとしたら、全員分ではないとしても、どうしても足腰が悪くて段差というかベットでなければ困るという方がいる場合もあると思いますので、備蓄の方向を検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） その辺も含めて見直しをしていきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬議員。

○8番（百瀬 章君） ④番についてですが、今後の他市町村との連携については、次の次の質問で、3番で聞きますので、村で収容しきれない場合は、村外への避難ということは想定していませんか。

○議長（三澤一男君） 赤羽課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 今の防災計画の中では想定しておりません。

○議長（三澤一男君） 百瀬議員。

○8番（百瀬 章君） では、詳しいことは大項目3番でお聞きします。

仮設住宅であります。2階建てにしてもマックス228戸ということで、この場合、足りなくなった場合は民間アパートなどを仮設住宅として借り上げるということは考えておられますか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 災害時におきまして、民間のアパート等が安全であれば、その辺も借りるという方向も出てくるかとは思いますが、当然、村全域が壊滅的ということであればそういう対応ができませんので、ある程度局所的・局部的であればそんなことも可能かなとは思いますが。

○議長（三澤一男君） 百瀬議員。

○8番（百瀬 章君） 結構、民間のアパートの場合はみなし仮設住宅ということで借りることができるということなので、前向きに、そういうことが起こらないほうがよろしいのですが、これだけ30年以内に地震が起きる確率、特にフォッサマグナが動くという確率が高いので、地震についての準備は必要だと思いますので、よろしく検討をお願いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 1項目めについてはよろしいですか。

○8番（百瀬 章君） はい。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員、次に、質問事項2「災害時における罹災証明書

は」を質問してください。

百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 2番「災害時における罹災証明書は」。罹災証明書には統一書式がなく、栄村では近隣の被災を経験した都市から急遽応援を仰ぎ作成したので、交付に関して初動が遅れたと聞いています。そこで罹災証明書について質問いたします。

①番、平成25年施行の改正災害対策基本法で、罹災証明書の速やかな発行が市町村長に義務づけられましたが、当村には罹災証明書の書式が準備されていますか。

②番、上記法律で各自治体は罹災証明書を交付するため専門職員の育成のほか、被災時の職員相互派遣協定を他の自治体と結ぶように義務づけられていますが、職員の育成はどのようにしていますか。また、当村の相互派遣の協定相手はどこの自治体ですか。

以上です。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項2の「災害時における罹災証明書について」のご質問にお答えをいたします。

まず、1番目のご質問であります、「当村には罹災証明書の書式が準備されていますか」についてであります。当村も罹災証明書の書式の準備をしております。

次に、2番目のご質問の「各自治体は罹災証明書を交付するため専門職員の育成のほか、被災時の職員相互派遣協定を他の自治体と結ぶよう義務づけられていますが、職員の育成はどのようにしていますか。また、当村の相互派遣協定相手はどこの自治体ですか」という件であります。職員の育成については十分な状態とまではいかにしても、研修等への参加、実施により職員のスキルの向上、罹災証明書の発行業務の習熟を図っているところであります。また、災害時の職員相互派遣協定相手であります。長野県市町村災害時相互応援協定により、この地区は長野ブロックの長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村からの応援を受けるという協定になっております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 罹災証明書は非常に重要な証明書でございます。市町村が被

害状況を調査した上で市町村長が発行するとされています。日赤から義援金の配分、災害弔慰金や被災者生活再建支援金の給付、仮設住宅への入居、住宅の応急修理、固定資産税などの税金や社会保険料、公共料金の減免猶予、住宅金融支援機構からの災害復興住宅資金や災害援護資金からの融資、損害保険などの請求などについては罹災証明書の内容によって支援内容が左右されるとしています。

2016年4月に発生した熊本地震においては、市町村の人手不足から、地震発生から1カ月を経た時点でも発行が申請者の4割程度にとどまっていたといわれています。罹災証明書発行の遅れが生活再建の足かせとなっているとの指摘がありますが、罹災証明書発行のシミュレーションなどをしたことがありますか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） シミュレーションはないのですけれども、実際に大雪のときに罹災証明書の発行はしたことがあります。

○議長（三澤一男君） 百瀬議員。

○8番（百瀬 章君） その発行は何件ほどでしょうか。大まかで結構です。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 平成26年に1件であります。内容につきましては、パイプハウスの崩壊という部分であります。

○議長（三澤一男君） 百瀬議員。

○8番（百瀬 章君） 証明書そのものを発行する事務的な手続よりも、調査に非常に時間がかかる。あるいは、専門家がいなければできない。あるいは専門職を養成しなさいということがいわれているわけですが、専門職の養成という部分ではどうされていますか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 小さな自治体は専門職をそれだけに置くというのは非常に難しいかと思います。そういう面では他の自治体からの協力要請ということにつながってくるかと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬議員。

○8番（百瀬 章君） 国では、市町村の防災担当の一般職員を対処に、防災スペシャリスト養成講座というのを開設しているようです。こういうところへ職員などを派遣して、一度、職員も派遣された応援者の本当に補助的な存在ではなくて、自分もそのときに覚えるためには、前もってのこういう養成講座を聞いておく必要があると思

ますが、いかがですか。

○議長（三澤一男君） 赤羽課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 確かにいろいろな意味で経験を積むという部分、研修を受けるといふ部分、非常に大切かと思ひます。先ほど職員の研究といふ話も出たのですが、そういう専門的な研修も含めて、今後検討したいと思ひます。

○議長（三澤一男君） 百瀬議員。

○8番（百瀬 章君） 本年の村長の施政方針にも職員の研究といふのがありました。こういうスペシャリストも、時間的な余裕を鑑みて、ぜひ派遣できるものであれば派遣していただくようお願いしたいと思ひます。

以上で、2番を終わります。

○議長（三澤一男君） 2番はよろしいですね。

百瀬章議員、次に質問事項3「民間の団体の協力の確保に関する協定及び災害時相互応援協定は」を質問してください。

百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） では、質問事項3番、「民間の団体の協力の確保に関する協定及び災害時相互応援協定は」。

質問1の②でも民間団体の協力の確保に関する協定に触れていますが、近隣市町村では、電力会社や運輸会社との災害時の協定を結んでいます。電力供給やその情報提供を受けたり、避難施設への緊急物資の配送を確実に、また、速やかにしてもらふためです。さらに、改正災害対策基本法には、他市町村との災害時相互応援協定の締結の促進を謳っています。そこで、上記2つの協定について質問します。

当村と民間団体及び事業者との災害時における協力の協定を結んでいますか。

②番、当村と他市町村との災害時相互応援協定を結んでいますか。②番は先ほどお伺いしましたが、これについて県外との協定を結ぶお考えはありますかということにしてください。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項3でございます。「民間団体の協力の確保に関する協定及び災害時の相互応援協定について」のご質問にお答えをいたします。

まず、1番目のご質問であります、「当村と民間企業団体及び事業者との災害時

における協力の協定を結んでいますか」という件であります。民間企業等は個別の協定は結んでおりませんが、山形村建設安全協議会など、民間の企業が所属している団体との協定を結んでおります。

2番目の質問は先ほど申し上げたとおりでございます。特に民間の企業等はございませんが、中にはそれぞれの区が独自で、応援の協定書を結んでいるわけではないのですけれども、災害の場合にはどこどこを借りていいという、そういったことが申し合わされている区もあると伺っております。

それと、今、村のいろいろ、ご質問の中にございましたけれども、国、県で示しておりますのは大きな自治体を想定しての指導が多いわけでございます。小さな自治体としてはどうするかということなのですから、足りない部分は県の指導を仰ぐ、また、連携をとってそれぞれの自治体同士で広域的にこういった対応をする、そういったことが、災害に限りませんけれども、これからの行政事業に対応していく方法だと考えてはおります。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） できる限り協定を結んでいただければ、民間団体であっても、優先的に山形村に来ていただけるということがあると思います。具体的には、生坂村、筑北村、麻績村は中部電力という電力会社、下諏訪町は運送会社と速やかに物資の供給をするという協定を結んでおります。こういったところというか、最近そういった情報が非常にたくさん来ています。山形村の防災関与、平成31年度をもって山形村の地域防災計画の見直しをするということですので、ぜひ、全部協定するというわけではなくても、こういったことが協定したほうがよろしいかということは、そこで考えていただきたいと思います。

調達関係においても、村内の小売店、飲食の小売店、あるいはコンビニエンスストア、こちらの方も調達先となっておりますが、こういったところとも紙の上ではありますけれども、協定を結んでおけば物資が非常にスムーズに流れると思いますので、こういったところとの、細かいところですが、コンビニエンスストアや大規模小売店舗、2店舗あると思いますが、協定を結ぶというお考えはありますか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 村内にも有数の企業があるものですから、小さいところから始めて、大きい企業まで協定が結べるようなことで防災計画を見直していきたい

と考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬議員。

○8番（百瀬 章君） 最後にご提案でございます。

今年度、先ほど来より申し上げております、山形村地域防災計画を見直すための山形村防災会議を開く、設けるということではありますが、できれば恒常的に組織していただいて、先ほど来、小出議員のご質問にもありましたけれども、自主防災会においては自主避難訓練まではやっております。その後、例えば山形村防災会議において、図上で、その後のシミュレーションあるいは避難した人が何人いるのだと、家が何戸壊れたと、半壊・全壊・一部損壊を含めて、そういったものの想定した上での図上でのシミュレーションをしていただけるような会議を恒常的に設置していただきたいと思っております。

それによって、シミュレーションしておけば、初動体制として消防などすぐに連携がとれると、あるいは警察との連携、先ほど来何度も言っております民間団体との協定によって、こちらは何の物資が足りないのか、どこに何があるのか、この辺を総括してわかっている方が防災会議において何人おられるのか、庁舎内において何人いるのかというところの情報の共有を一度していただきたい。これをぜひ、防災の日、ほぼ自主防災の避難においては午前中で終わるので、午後そういったことをやっていただければということを提案したいと思っております。

もちろん山形村地域防災計画において、目的は関係機関・村・住民等が相互に協力し、村域における土地の保全とかけがえのない住民の生命、身体及び財産を保護することと明記されております。村や関係機関の連携で災害に備えるというとはいえ、村は率先して役割を果たすリード役となり、かつ防災意識の啓蒙を行う立場にあります。早急に検討課題を精査して、平成31年、不足している山形村地域防災計画を補完しながら、実際にすぐに行動に移せる体制をとっておいいただきたいと思っております。

これを提案して、質問を終わります。

○議長（三澤一男君） それでは、3項目はよろしいですね。

以上で、百瀬章議員の質問は終了いたしました。

◎散会宣告

○議長（三澤一男君） これで一般質問はすべて終了しました。

それでは、本日の会議の日程はすべて終了いたしましたので、これにて閉議し、散会いたします。

(午後 4時53分)